

聖徳皇太子憲法釋義

302
289



0012605000

3

0012605-000

302-289

聖徳皇太子憲法釋義

上西真澄・著

太子会

昭15

ACC

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年5月15日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。



天瑞白鹿之圖



省務內
15. 4. 24
(版出通業)



302
289

目次

表紙題簽……………御物法華經義疏—聖皇御直筆—より轉寫……………

聖德皇太子像……………太秦廣隆寺の本尊……………

天瑞白鹿……………古寫本より轉寫……………

先代舊事本記大成經……………

憲法傳……………序文……………

憲法本記……………本文……………

通蒙憲法……………本文……………木……………

政家憲法……………本文……………火……………

一
元
元
一
一
元
元
一

天瑞白鹿圖



儒士憲法	本文	土	九
神職憲法	本文	金	一三
釋氏憲法	本文	水	一五
五月初詔群臣	跋文	乾	一八
天皇詔曰	跋文	坤	一九

聖德皇太子憲法釋義

上 西 眞 澄

先代舊事本紀大成經卷七十

憲法傳

憲法傳の和訓



天皇十有二年夏四月皇太子奏曰上代君臣正誠而無漫佞庶兆淳敬而無姦邪故朝廷自政立未曾立禁制軌則近世寡卿萬

天皇十有二年夏四月皇太子奏して曰はく上代は君臣正誠にして漫佞なく庶兆淳敬にして姦邪なし故に朝廷自ら政立つて未だ曾て禁制軌則を立てず近世は寡卿萬黎天有の正直を失し數々人

黎失天有正直數作人私
妄邪然即於下世或法度
不行民下彌作猥僻溢失
正度或妄行法度官上不
顧天有還亂天有正度而
當發亂於無亂歟陛下聖
德庶幾議其冥極而立佳
美度憲令後代無衆庶之
漫事無王者之漫制

私の妄邪を作こす然れば即ち下
世に於て或は法度行はれず民下
彌々猥僻を作し溢て正度を失し
或は妄りに法度を行ひ官上天有
を顧ず還つて天有の正度を亂る
而も亂れを亂れなきに發すべき
か陛下の聖德庶幾くは其冥極を
議して而も佳美の度憲を立てて
後代をして衆庶の漫事なく王者
の漫制無からしめん。

于時天皇詔曰幸哉朕得
大王勸時哉請任著法度
願大王乃製憲法弘蒙今
來世

時に天皇詔して曰はく幸なる
かな朕れ大王の勸めを得たり時
なるかな請ふて法度を著すに任
へたり願くは大王乃ち憲法を製
して弘く今來世に蒙むらしめよ。

先代舊事本紀は、古語「サキツミヨノフルコトノモトツフミ」ミ讀む、神代ミ皇代ミの舊い根本の記録ミ云ふことである。

大成經は、上に四文字あつたものを省略されてゐる、委しく云へば「神代皇代大成經」ミ云ふのである、古語「カミツミヨスメラノミヨノフトミナシノミノリ」ミ讀む、神代ミ皇代ミの大きな完成した貫線ミ云ふことである。

卷七十は古語「ツイツナナツツニアタルマキ」ミ讀む、第七十に相當する卷の義、先代舊事本紀大成經が總て七十二卷から成立つてゐる、その第七十卷目に、この卷が當つてゐるミ云ふこと、マキミ云ふことは、今では凡て一端を綴られた本の形式になつてゐるが、昔時は「マキモノ」になつてゐた、卷物から折本ミなり、つ

ぎに今日の様な本の形式に變化した、それ故「巻物」當時のマキの言葉が今の本にも残つてゐるのである。
憲法傳は、古語「ミノリノコトキ」を讀む、憲法を制定遊ばしたその由来を云ふ、神代の言葉は簡單明瞭で意味も亦深遠なものである、古語では、憲、則、範、法などの文字を皆な「ノリ」を讀ましてゐる、今この憲法をも「ミノリ」を推古朝では讀んでゐる、神代からの言葉なのであらう。

古語を二つ三つ紹介したことは外ではない、言葉云ふものはその時代々々で變化してゐることを示したのも、今一つは、舊事本記大成經が漢様文字を以て書かれてゐる爲めに、譬令、時代は如何變遷しても著者の意思を伺ひ奉るこゝが出来ると云ふ事を申して置く、若しこの本が假名または萬葉假名で書かれてゐたならば眞意は到底伺ひ奉るこゝが出来ない、漢文文字を用ひ玉ふた御恩召がこの邊にあるのではなからうか。

天皇十有二年夏四月からは、和訓でもよく解るやうに、皇太子の奏上によつて、天皇之に同じ給ひ、憲法の制定の段取りもなつた譯である。即ち上代の神武天皇から開化天皇の九代までは、君臣正誠で、禁制規則を設けなくとも、朝廷の政治がよく行はれてゐた、中代の崇神天皇以後に及ぶに隨つて人私の妄邪が起り、この儘に放置するならば、亂れてゐない世の中を亂すやうなことになる、陛下の聖徳、庶幾くば、其冥極を講じて、佳美の憲法を設け、後代の衆庶に漫事がなく、王者に漫制がないやうにいたし度い奏上遊ばしたのである。時に推古天皇詔して、幸な事である、朕は大王(皇太子のこゝ)の勤めを得た、丁度時もよい、請ふて法度を著すに適してゐる、さうか、大王よ、憲法を製して、弘く今來世にその恩恵を蒙らしてくれよ。と宣らせ給ふた。

今、世上を見るに、太子十七條憲法が、聖德太子憲法が云ふ書籍を出してゐる方々が多い、そして、その憲法を講義するのに、一に曰く和を以て貴し……云ふ處から講義してゐられる、これは、大きな僻事である。

釋尊の説法をお經云つて尊ものである、そのお經は、必ず序品、正文、流通文の三段から成立つてゐる我が國の憲法はそのお經に同等、またはそれ以上の尊さを以てゐるもので、序品に相當する憲法傳、正文に相當する憲法五種、流通文に相當する天皇の跋文から成立つてゐるのである、然るに釋尊を講ずる場合は、經題から序品、序品から正文、正文が終つてから流通文を講じて行くのに、憲法の序文の憲法傳を略して直ちに正文の本文を解するこゝは妥當である云へない、外國渡來なるが故に尊く見、内國産なるが故に卑下して見る通弊ではあるまいか。神國日本を我も拜み、外國の人々をして拜ましむるこゝは天孫民族の責務だに信する。

天皇が跋文にお書き遊ばしてゐるやうに、この憲法は「天皇詔して曰く、昔聖皇憲法を製するや、條數悉く白鹿の文に依る、朕今之を思ふに誠に所由あり……」云ふこの憲法は天璣の白鹿の角文によつてゐるのである。

白鹿は日本書紀推古天皇六年冬十月戊戌朔丁未越國白鹿一頭を獻る

こあるその白鹿によつてゐるもので、本紀によるに、更に委しく記されてゐる、即ち、冬十月戊戌朔丁未越國の國司、使を以て白鹿一頭を獻る、其白きこ雪の如にして太だ清し、頭を揚ぐれば、頂きは高さ八尺、

身の長さ五尺八寸、角枝十七股、枝の根毎に文有り、琴、斗、月、臺、鏡、竹、冠、契、龍、花、日、車、地、天、水、籠、鼎なり、皇太子之を見て、甚だ敬ひ、乃ち奏して曰く、白鹿は麟の徒にして、神仙獸なり、千歳にして之を得るこゝ難し、……遂に天の吉瑞に報する爲め一年の調を赦し、秦河勝大連をして大三輪の大社へ奉幣の儀を取り修めさせられた。

日本は神國なる爲めに白鹿の天瑞を下された、異國にはかゝる貴いこゝはない。日本神國の出来事の神事を異國の人國の理を以てトヤ角論うこゝはよくない。

恐れ多いこゝではあるが、三種の神寶の天瑞は、異國の理では分る事柄ではない、神仙獸白鹿の出現も亦かくの如しである。

この白鹿は後ち葛城山に放ち、永く此の山獵を停め玉ふた。皇室の御仁慈は民草の上のみではない、禽獸の上にも洽く及んでゐるのである。

先代舊事本紀大成經を古語ではかく讀むのだ云ひ、近代的には神代ミ皇代ミの舊い根本の記録だ云つて見てもそれが何時如何なる方法で編纂せられ、如何なる材料に依つてゐるものか、その材料なるものが如何にして傳はつたか等々がまだ知られてゐないから古い記録の儘を現代文で書き示すこゝ、する。

抑も、先代舊事本紀は聖德皇太子の御命名で、推古天皇の廿八年二月、天皇の詔によつて書かれたものである、そのこゝの概略は日本書紀にも記されてゐる。我皇室の外祖である蘇我の馬子大臣に命じて宮中の内録、及び吾道、物部、忌部、卜部、出雲、三輪、の六家の祖神達や祖先達の書録を集めしめ、また、中臣御食

子に命じて蘇我大臣と共に著録を奉行せしめられた、處が、さうも神代の記録の一部が缺けて分明ではないので、重ねて右の六家を召し出し、推古天皇から重ねて御詔が下されてゐる、その御詔による、神代の事を見るに、未だ曾て分明ならず、疑らくは、隠録有らんか。重ねて六家に命じて曰く、必ず當に隠録有るべし、何すれぞ、私謾を以て天下の大紀を悟むや。

ミ宣らせられ、祖神の記録の一行半句たりも隠すでないミ御命じ遊ばした、忌部ミ卜部ミが申すには臣等の家には祖紀の一行も隠してはいませんが、祖神土笥云ふのが御座います、昔磐余彦天皇(神武天皇)の御宇に豊天富命ミ天種子命ミが、之を神魂だミ稱しまして、土笥を本祠に奉安して御座います。ミ申上げた。因つて

大徳小野妹子の臣を平岡の宮へ、大連秦河勝を泡輪の宮へ遣はし、土笥を請はした。妹子が平岡に至つて、宣命の趣を啓すミ、祠社鳴り動き、神形は光れる丸で、奇音響き渡りて申さるには、天徹る、地徹る、人徹る、大聖皇太子の命り長り奉る、ミて自から土笥を出して妹子に給ふた。大連秦河勝が泡輪の宮に至つて、宣命の趣を啓すミ、明神が現形して河勝に對はれた、その形は貴い大老の姿で、身の御丈け一丈あまり、衣冠を正しうして、天亨る、地亨る、人亨る、大聖皇太子の御命、長り奉るミて、自から土笥を取りて河勝に賜ふた。

妹子ミ河勝が兩宮から歸り、神語ミ共に土笥を捧げ上つた、時に、群臣に命じて開かしたるが、誰も開くこゝが出来ない、そこで、皇太子自から手を延べて蓋を押し給うたならば、土笥自から開け、中に土笥を得、土

簡五十箇を見るに、神代の事跡がこゝろ分明なつた、皇太子は各家の所録に、この神魂の土簡によつて紀の隨に大録を造られたのが先代舊事本紀なのである、それ故に先代舊事本紀は、皇太子の作ではあるが、その内容は神代の神々の作を漢貢の文字で書かれたままである。即ち太子の私作ではないのである、然らば神代の儘の記録を集録したに過ぎないか云へばまたさうでもない、その故は、幾百萬年とも知られぬ古い記録であつたから、その間入り亂れてゐる處があつたので、分らない處は、一々これを天神に聞き奉て編纂遊ばしたものである。

また間違つた記事も往々あつたので、かゝる記事は、一々天神に伺ひ玉ふて編纂遊ばした、であるから、推古天皇は「天聖一俱の公道」に宣せ玉ふてゐる。

神魂の土簡は、是れを土簡に埋め、もみの如く贈て本祠に返し奉た、敬慎の心を以て請へば土簡を拜まして頂ける譯である。

舊事本紀大成經は各家の祖神達の記録の集成であるが、中でも重きを成すものは、天隱山尊の熊野記録に、天隱山命第九世の孫、淡屋別命の葛城の記録に根幹を爲してゐる、この事は餘り専門に亘るからこゝでは書かない。

かゝる尊い先代舊事本紀であるから讀む人は充分に神魂を落ち付けて讀んで頂き度い、但單に人作の書なりと解して讀むやうでは精神の淨化を得ないのみならず、輕卒に讀んで飛んでもない神詞を蒙るであらうこゝを恐れる。

土簡を請ひうけた平岡宮は、河内國生駒山麓の官幣大社牧岡神社のこゝで、河内國一宮である、天孫降臨と共に傳はつた土簡であらう、宗源がこの地に鎮まつてゐる大きな石碑に刻まれ今も境内に建つてゐる。

泡輪宮は四國の阿波ではない、茨城縣の常陸の阿波である、この兩神社にも神武天皇元年の鎮祭である、神皇本紀にかく記されてゐる。

豊天富命。於泡輪之地。立天太玉命社。納先神所持寶。實謂泡輪社是也。
復天種子命。於凡河内國。祭天物梁命。納其所持寶。實謂平岡社是也。
是臣徳成。而祭社稷其法元也。

先代舊事本紀は聖德皇太子の御命名であるこゝは既に書き、大成經は神代皇代大成經の略であるこゝも書いたが「先代舊事本紀神代皇代大成經」に云ふ名は如何にも長い名である、その長い名である譯はこんな關係からさうなつてゐる。

聖德皇太子御崩御の後、即ち、推古天皇の三十年春三月中臣御食子が詔を奉じて、伊勢に至り、天孫大神に先代舊事本紀の事に就て末代まで傳はるべき、不滅の方法を奉問したこゝがある、その時、大神託して告げ玉ふには、神通る、天通る、地通る、人通る、法通る、大聖皇太子の行紀及述紀、之れを加へ入れざるべからず、是れ皇天の行、是れ皇天の作也、古天の皇天、新天の大王、誠なるかな、神代皇代大成經、之を神祠に秘くさば、則ち滅せず矣、天皇善いかな、皇太神に代り奉りて之に答ふ。ミ仰せ出されたので、天皇は遂に五十鈴神宮に大三輪大社に四天王寺の神祠に祀せられたのが、天皇の三十年秋九月である。



この天孫の神勅にある「神代皇代大成經」によつて、皇太子命名の先代舊事本紀の外に大成經の名ある所以である。また、大成經は、一名神代皇代大成經云ふ外に、日本中津國の大經、豐葦原瑞穗國の大成經云ふ名がある、是れは推古天皇の御命名である。

先代舊事本紀は著述者聖德太子御命名の題號であり、大成經は皇太神に代り奉て天孫皇太神の御命名であり、日本中津國の大經、豐葦原瑞穗國の大成經は時の帝、推古天皇の御命名であるから、何れの御名も存じてゐる譯である。

卷七十は、大成經は廿八本紀七十二卷に外に序傳目錄まで成立つてゐる、その七十二卷の内の第七十卷目云ふことである。本紀の名を掲げて見るに、神代本紀、先天本紀、陰陽本紀、黃泉本紀、神祇本紀、神事本紀、天神本紀、地祇本紀、皇孫本紀、天孫本紀、神皇本紀、天皇本紀、帝皇本紀、聖皇本紀(以上は正部)經教本紀、祝言本紀、天政本紀、太占本紀、曆道本紀、醫綱本紀、禮綱本紀、詠歌本紀、御語本紀、軍旅本紀、千歲本紀、憲法本紀、神社本紀、國造本紀、(以上は雜部)で正部十四本紀、雜部十四本紀計廿八本紀は星宿の廿八に擬へ、七十二卷は一年が七十二侯から成つてゐる七十二侯に擬へたものである。申すまでもなく、星宿七十二侯に擬へたことは、大成經は天地の縮圖である云ふ事なのである。

舊事本紀には、大成經廿八本紀七十二卷本の廣本と、舊事本紀十本紀十卷本の略本のあることを知らなければならぬ、廣本の方は既に書いたことく完成の上それらの神祠へ祀せられたもので、神護のまに「一字一行も加除せられず今日に傳はつてゐることは日本神國ならでは見られない尊い神業である。略本の十卷構な文献である。

法華經の解題の爲めに特に一冊の經典がある位に經題の解題云ふことが古來矢筈敷く取り扱はれてゐる、舊事本紀大成經の解題も書けば際限がないがこの邊で筆をこめて次に移ることにしやう。

於茲皇太子與群卿議肇製憲法十七條獻之天皇大悅重詔曰大王憲法盡善雖然法不若精密願爲諸家別斷以布相當制軌。

茲に於て、皇太子群卿と議して、肇めて憲法十七條を製して之を獻ず、天皇大に悦び重ねて詔して曰はく、大王の憲法善を盡せり、然りと雖法の精密なるには若かず、願くは諸家の爲めに、別斷を以て相當の制軌を布き給へ。

于時皇太子再奉詔尋製四家憲法爲永世警所謂政家憲法儒士憲法神職憲法釋氏憲法是也對四目以通蒙爲題合爲五。

時に皇太子再び詔を奉じ尋いで四家の憲法を製して永世の警めを爲し給ふ所謂政家の憲法、儒士の憲法、神職の憲法、釋氏の憲法は是れなり。四目に對して通蒙を以て題となし合せて五を爲す。

詔を奉じた皇太子は、大臣達に議つて、鑿めて憲法十七條を製して、之を献上せられ、天皇是れを見て大いに悦び給ひ、重ねて詔を下されて、大王の憲法は善を盡くしてゐる、併し法は精密な方がよいから、願はくば諸家の爲めに相當する、別斷のものを制定せられ度い、仰せ出だされた。
その時、皇太子は再び詔を奉じて、尋いで四家の憲法を製して、萬代の警めさせられた、所謂政家憲法、儒士憲法、神職憲法、釋氏憲法である。この四憲法に對して曩に出來た憲法を通蒙憲法と題せられ、合せて五家の憲法が制定せられた。

延寶年間發行した版本には「四目に對し通蒙を以て題爲し、合せて五爲す」の文字が缺けてゐる、校正

者の僧潮音は學者であり、正直な人であつたから、あつたものを省略するやうな善智識ではなかつた筈である、その點から考察するに潮音が手にした原本は未潤色の分であつたらしい、潤色の本にはこの句があるので、潤色本に未潤色本との相違を明瞭にして置く、この後にも未潤色と潤色とで多少の差があるが、一々説明を加へぬ、延寶版と相違の點は潤色未潤色の差だと御承知願ひ度い。

已製之命群卿曰正政本在學問學問本是也儒釋神也是此三法天極之自有而非人造之私則道皇政治國家正人情善黎民實物也雖然通其一者以

已に之を製して群卿に命して曰はく正政の本とは學問に在り、學問の本とは是れまた、儒と釋と神となり、是れ此の三法、天極の自有にして、而も人造の私則に非らず、皇政を道びき國家を治め、人情を正ふし、黎民を善くするの實物なり、然りと雖其一に通ずる者は

不知故。非其他謂。非有者。其妄物。互誹謗。交嫉妬。學還爲邪。法還爲妄。是破聖。破政大罪也。不如無學遊。翫遊。翫無尤。爲學發邪。焉破理成暗者。破心成亂者。破聖成邪者。破政成叛者。不可不悲。如是愚夫。以凡情頑己。是乎己甘。非乎不

知らざるを以ての故に、其他を非として有に非る者の、其れ妄物なりと謂て、互に誹謗し、交もこも嫉妬す、學還つて邪と爲り、法還て妄と爲る、是れ聖を破り、政を破るの大罪なり、學ぶこと無ふして遊翫せんにはしかじ、遊翫は尤がなし、學を爲して邪を發こす、これ理を破つて暗者と成り、心を破つて亂者と成り、聖を破つて邪者と成り、政を破つて叛者と成る、悲まざる

甘而欲立其所偏者。廢其所嫌者。以這己僻。頻推弘使徒。悉爲同情。是諸依未會。顧他經中有法理堅固。面在能隨其機。或直或回。或見或匿。以直人情。伏民欲。悉入于政之大益也。彼者夫雖博識。只知書籍空言。以未嘗豫於政。

ばあるべからず、是の如きの愚夫、凡情頑己を以て、己れが甘んずるを是として、甘んぜざるを非とす、而も其偏よる所の者を立て、其嫌ふ所の者を廢す、這の己れが僻がみを以て、頻りに推し弘めて、徒がらをして、悉く情を同うする事を爲さしめんと欲す、是れは諸れ、未だ曾て他經の中に法理堅固にして、面りに在て能く其機に隨つて、或は直く、或は回り、或は見はれ

或は匿れて、以て人情を直ふし民
欲を伏して悉く政に入るる大益
有るを顧みざるに依りて也、彼れ
は夫れ博識なり、雖、只だ書籍の
空言を知つて、未だ嘗て政にあづ
からず。

憲法を製し終つた時、皇太子は群卿に命じて仰せられるに、正しい政の本は學問に在る、學問の本は儒
教と釋教と神道とである。この三つの法は、天極の自有であつて、人造の私則ではない、皇政を道びき國家を
治め、人情を正しうし黎民をよくするの實物である。しかし、其一道にのみ通するものは、他の教によい處の
あることを知らぬいから、つい他の教をよくないし、有りもしない事を説く妄説である云つて、互に誹謗
をなし、交も嫉み合うやうな事を爲す。

學問が違つて邪となり、法が違つて妄なる、是れは聖教を破り、政事を破る大罪である、學問するよりも
遊んでゐる方がまだましで、遊ぶ方にはミがない、學問を爲して邪を發し、理を破つて暗者になつたり、心
を破つて亂者になつたり、聖教を破つて邪者になつたり、政事を破つて叛逆者になつたりする、悲しい事では
ないか。

是の如きの愚人は、無智頑固で、自分が好きなものをいひ、嫌いなものを非し、その偏狭なものを立
て、其嫌うてゐる處のものを廢する、這の自分の僻みを類に推し弘めて徒黨を造り、悉く自分の僻みに引
き付けやうとする。是れは、他の經の中に法理の整然たるものがあつて、その機根によつて、色々な説き方の
ある事を知らず、他の法の中に返つて、人情を直しうし、民欲を伏して、悉く政に入る、大益のある
ことを顧みないからである。彼れは博識であるかも知れないが、只だ、書籍の空言を知つて、未だ嘗て政事に
あづかつてゐない。

天極の自有は、天爾自然云ふこと、天爾自然は春夏秋冬の如く規則正しく行はれることを云ふ。
實物とは、虚でないこと、即ち四季變轉の如く實際であること。

この處は、學問を爲すものは、儒釋神の三法を崇敬し、その一に偏し他を誹謗するでないことの御教訓である。
若しその一に偏し、他の聖教を誹謗するやうでは、學問をした爲めに違つて罪を造るものだ、學問をして罪を
造るよりは、寧ろ少々放蕩しても、遊んでゐる方が罪の量が少いからまだましだ、と説き玉ふた。

熟惟知所爲有如是法能

熟ら惟んみるに是の如きの法
は、能く是の如きの機を化し、是の

化。如是機。如是法。不合如。是機。如是機。非如是法。不伏。如是機。依如是法。增邪。及厥法。相於其國。於其時。有相應。有不應。而不可有。益相。還施之。則為大益。太可有。益理。而雖施之。無益。微極細。限由人。由地。故其筆恣記。其言恣說。豈唯今。

如きの法は是の如きの機に合はず、是の如きの機は是の如きの法に非ずんば伏せず、是の如きの機は是の如きの法に依て邪を増し、及びその法のすがたは、其國に於き、其時に於て、相應する事あり應ぜざる事あり、而も益あるべからざるすがた、還て之を施す時は則ち大益を爲す、ただ益あるべき理にして、而も之を施すと雖益なく、微極細限有ることは、人に由り地

時、凡學爲然乎。雖上代上智、於未自理政、而試其微人者、復有只任理宜事、然爲言故、於其教言、有有理無事、有言無成、空言道政者、不可不試、知其間施爲、又其間也、有似空言爲實、言有似實言爲空言、要知之、當尋其證、其蹟必致之。

に由る所爲なりと知る。故に、其筆恣に記し、其言恣に説く、豈に唯だ今時の凡學のみ然りとせんや、上代上智と雖、未だ自ら政を理さめ、而も其の微を試みざる人に於ては、復た只だ理の宜しく事の然るに任て言を爲す事あるが故に、其教の言に於て理あつて事なく、言あつて成る事なきの空言あり、政を道ふ者のは其間の施爲を試み知らずんばあるべからず。又

無所迷。

た其の間に空言に似て實言たるあり、實言に似て空言たるあり、之を知らんことを要す、當に其證を其蹟を尋ねて必ず之を致すべし、迷ふ所なからん。

熟考へて見るに、甲の法は甲の機根の人間を教化するに適し、甲の法は乙の機根の人間を教化するに適し、乙の機根のものに對しては乙の法でなければ適し、丙の機根のものに對しては甲の法では邪を増すものである、尙ほその法の相は、其の國、其時に於て、相應するこゝもあり、相應しないこゝもある、しかも益あるやうに見えないものが、選つて之を施して大益を得るこゝがある、甚だ益あるやうな理であつて之を施して見ても益のないこゝがある、理云ふものは、微極細限であつて、人に由り、地に由るからである。だからその書いてあるこゝが適正を得てゐない、その言は中正を得てゐない、それは、たゞ今時の凡學ばかりではない、上代上智の人でも、また自ら政事を爲し、その實際に當つた人でないならば、云つてゐるこゝはよいにしてもその實跡が伴はない、言葉だけは成り立つてゐるが實跡の伴はない空言である、政事を爲すものは其間

の施爲を知らなければならぬ。またその内でも空言に似てゐるもので實言であるものがあり、實言に似てゐるもので空言であるものもあるから、之を知ることが肝要である、其證に其蹟を尋ねてそして政事を爲さなければならぬ、さうしたならば必ず迷ふ處がない、ミ仰せられた。

この處は人には色々な機根のものがあるから、その人々の機根に適するもので教化すべきである云ふこゝも、またその土地、その國により、時により、適不適がある云ふこゝも、其の證其蹟によつて深く思ひを致し、施爲を誤つてはならぬミの御教訓である。

然即政者用古典有一的。
以天有理當天命善乃入。
中不差之教是也皆是典。
政之法也皆取之其教相。
高下直回是依其國其時。

然らば即ち政者古典を用ゆる一つの的あり、天有の理を以て天命の善に當つ乃ち中に入つて之に差はさるの教是なり、皆是れ政を典くるの法也、皆之を取れ、其教のすがたの高きと下きと、直き

人機者何輒是非之乎。又有外於其的者雖爲巧無所益皆捨之。假令雖其中者其中有害者並棄之。

と回れること、是れ其國其時の人の機に依るものなり、何ぞ輒やすく、之を是非せんや、又た其的に外づる者あり巧みを爲すに雖、益する所なし、皆之を捨てよ、假令其中る者、雖、其の中に害有る者は並びに之を棄てよ。

然れば、政事を爲すものが古典を用ゆるに一つの的があるので、天然自然の理を以て、天命の善に當つることである、即ち中に入つて之に差はない教がそれなのだ、皆な是れが政事を興くの法であるから、皆な之を學び取つて我がものせよ。

其の相の高いものと下いものと、直ぐいものと回つてゐるものとあるが、是れは其の國、其の時の人の機根によるもので、たやすく、是非をきめることは出来ない、又た既に述べた的に外づれてゐるものは、一通りは

巧妙なやうであつても皆なこれを捨てるがよい、假令、其の的に中つてゐるやうな風をしてゐても、その中に害あるものは棄つるがよい。

この處は、古典を用ゆる眼目を示されたもので、天然自然の理に従ひ、天命に畏り、その中を得て、天業を翼賛し奉ることを學び取つて、我がものせよ御教示になつた。

教の相に高いもの、下いもの、直ぐいもの、回つてゐるもの、色々あるけれど、その國、その時、人の機根の高下があるから必要な存在であつて、是れを是非することはよくない。また、的を外れてゐるものは、凡夫の宗祖に妄信し、神祇を愚かにして、尙且つ、淨土往生が出来なき、世尊が云つてゐないことを勝手に説くごまきを云ふので、ある時代、ある國では必要であつたかも知れないが、これは天業翼賛に役立たぬから皆な棄てよ、と宣らせ玉ふた。

太子は念佛を勤められてゐる、念佛は理者の知らざる功德のあるものだと言はれてゐるが、それは、世尊説法の如く、諸惡莫作、衆善奉行、自淨其意、是諸佛の四句の偈に立つた念佛でないならば、天業翼賛の役には立たぬから棄てよと宣らせ玉ふたもので、念佛そのものを棄てよと云ふ譯でないに承知してよい。

また、的に中つて害あるものは、神道派の中には、表面皇祖神を讃へ奉て、陰に賽銭稼ぎ程度なら、まだよいかも知らんが、あられもない事を考へて、既に檢舉されて壞滅に歸したものがあつて、今現に粗上につてゐるものがあり、これから次ぎへに壞滅されて行くであらうが、皆な的に中つてゐるやうで、陰に大害を醸してゐるからである、これ等の事に付ては他から意見を加へられても改まるものでない、時代をよく見詰

めて、この憲法の正文を見詰めて、深く反省すべきである。

神道是我國之本教何道
是非天竺輪王佛典震旦
黃老孔孟皆中的大法也
中有障齊元句者掘其一
二用千萬爾宣

神道は是れ我國の本教何れか
是非を道はん天竺は輪王と佛典
震旦は黃老と孔孟皆中の
の大法なり中に齊元に障りの句
有るをば其一二をすて千萬を用
ひよこ爾か宣ふ。

神道は我國の本教であるから、何の道からでも是れを論じあけつらうことをしてはいけない、天竺の國は、
轉輪聖王と佛典によるべきで、支那は黃帝、老子、孔子、孟子の教が皆中的に中る大法である、今神道の外に
神道を莊嚴する爲めに、佛典と儒典を取入れて國教を立てるのであるが、佛典や儒典の中の神道に差支のある
一二の句をすて、その他の千萬の句を用ひて、神國日本を崇め奉れよと宣らせ給ふた。
齊元の國は、天地自然のその元、即ち皇祖神の御神徳を繼承し玉ふ、天津日嗣を齊き祀る、日本國のこゝ。

異國は人民の便宜の爲めに假りに出來た、人造國家であつて、天爾自然、天禪の國家ではない、我が日本の
み神國であるから、天津日嗣を申し奉て、いとも尊いことである。
若し外國で、假りに、天禪の君主なき、云ふものが出來たミするミ、忽ち神罰が下り、理野が當るものであ
る云ふことを、茲に書き留めて置く。

然らば、釋尊や、老孔の教の中に、一二にしても棄てなければならぬ句があるミするミ、その教は完全で
なかつたのか云ふに、それは、さうではないので、我が神國日本には不必要ではあるが、外國を教化する上
に「棄てなければならぬ、一二の句が」是非必要なのである、これは後に本文の處で説くこととする。

于時天皇詔曰假使雖時
遷機改下世勿背這文庸
異法因代代行此條章而
無改則國家豐泰社稷永
久或以高慢而新立異則

時に天皇詔して曰はく假とひ
時還り機改まる下世と雖、這の文
に背て異法をもちゆる事なかれ、
因て代代には、此條章を行ひ、而も
改むる事なくんば、則ち國家豐泰、
社稷永久なり、或は高慢を以て、而

以爲政則其世不穩饒社 稷必不永

も新たに異則を立て、以て政を爲す時は、則ち其世穩饒ならずして、社稷必ず永からず。

時に推古天皇詔して、たゞひ時が遷つて、機が改まつて下世になつても、この文に背いて、異法を用ゆるでない、代々にも、この條章を行つて改むるこゝがないならば、國家が豊泰で、社稷も亦永久である。或は高慢を以て、新に異則を立て、政事をするやうな時は、則ち其世は穩饒でなくて、社稷がキツト永くない。と宣らせ給ふたのである。

この天皇の詔を以て、憲法傳が終つてゐるのである、詔に御示した如く、この憲法は天地自然の理に立脚してゐるものであるから、時が變遷しやうと、人間の機根の墮落した下代であらうと、この文に背いて異則を立て、はならない、代々この條章によつて政事をするならば國家が豊泰で、社稷が永久であるを仰せられたと云く、我國は萬代不易であり、異則によつて政事をしてゐる、異國は數十年乃至數百年で國が亡んでゐる、誠に尊い詔で序文が結ばれてゐるのである。

社稷とは、社は土地の神、稷は穀物の神、轉じて宗廟の意味に用ゆ。
寛文十年（皇紀二千三百三十年、文登屋宇平求板出版の分）比丘潮音が、聖德太子十七憲法を發行し「篤敬

三寶佛法僧」を説き、その後この種本の惡かつた事を覺り、延寶三年（皇紀二千三百三十五年）江戸室町戸嶋惣兵衛から、聖德太子五憲法を出版して、前説を翻し「篤敬三法儒釋神」を説いてゐる、潮音は誠に君子である、彼れは誤つては改むるに憚るこゝ勿れの聖言をよく守つてゐた。その後多くの人々が五種憲法を世に出さんとした。しかし、まだ會て一度もその全文を世に紹介した事がないのであるが、此度不思議な因縁で、序文の始まりから、跋文の終りまで一句も洩らさず、こゝに先代舊事本紀大成經の由緒までも、世上に發表されるこゝになつたこゝは天運循環、百度維新、時運到來云ふのであらう。誠に目出度い極みである。

憲法傳にある如く、聖德皇太子は神儒佛の三法を篤く敬へ玉ふてゐる。聖人の降誕には靈夢を伴ふものである、大聖釋尊の降誕には白象の靈夢があつた如く、今、太子の託胎前後の御模様を「聖皇本紀」に求むるに、果して靈夢の天瑞しがある。

欽明天皇三十有一年春二月朔、第四皇子橘豐日尊（後の用明天皇）異母妹間人皇女を納れて以て正妃と爲す。

三十有二年春正月朔夜二更に至つて妃夢く異色の神人あり、容貌端麗、妃に對して立つ、忽然として謂つて曰く「吾に度世の力あり、願くは暫く后腹に宿らん」妃曰く「妾が腹は垢穢なり、何ぞ貴人奇人を宿さんや」神人又た告げて曰く「吾垢穢を厭はず、唯望らくは、妙人間に感せん」妃曰く「敢て辭讓せず、ともかくも命に隨はん」神人色を懷て躍つて口中に入る。

時に妃即ち驚き寤めて、喉指ほ物を呑むに似たり。妃の意大に奇として、皇子に謂ふ、皇子相て曰

く「汝が誕む處は必ず聖人を得ん」此れより以後始めて姪ことあるを知る。妃の姪むや、性つき殊に觀敏、動止間爽、樞機辨悟なり。

八月五日胎中に聲あり「人世は其れ大道のみ」皇子並に妃大に之を奇とす。

註。神に偏し、釋儒を仰信せざるは小道。釋に淫し神儒を嫌ふも亦た小道。儒の小徑に走り、神佛の二道を敬遠するも亦た小道。神儒佛三法を篤く敬ふを以て大道とす。胎中に聲あり「人世は其れ大道のみ」此は此の意か。

憲法本紀

憲法本紀

一、通蒙憲法

一、通蒙憲法

一曰。以和爲貴。無忤爲宗。人皆有黨。亦少達者。是以或不順君父。乍違于鄰里。然上和下睦。諧論事則事理自通。何事不成。

一に曰く、和を以て貴しと爲し、忤ふことなきを宗と爲す、人皆な黨有り、亦た達する者少し、是を以て或は君父に順はず、乍ち鄰里に違ふ、然るに上和し下睦じく事を論ずるに諧ふときは則ち、事理自ら通じて、何事か成らざらん。

憲法本紀

一、通蒙憲法

第一章「琴」和道

和云ふことは貴いことであり、忤らふ事のないのが肝腎である。人には皆かたよつた黨争心があり、通達してゐるものが少い。是れが爲めに、或は順ふべき君父の御恩をさへ忘却し、忤らにして近隣のものも、なか違ひするやうなことになる。であるが、上のものが和し、下のものが睦しくして事を議るならば、事理にも相通じて、何事でも成就せぬものがない。

「憲法は「みのり」を漢字に當てたもので「みのり」は「御法」のこゝでもある。天地自然の法則を解してよい。兎に角人造の私則ではない。本紀には「もつふみ」云ふこゝで、本紀の意味は、本は大内、紀は記録の意で大内の記録のこゝ、大内は内山即ち宮中のこゝ。憲法本紀は、通蒙、政治家、儒士、神職、釋氏の五憲法の總名である。

通蒙憲法は、通は一般民衆のこゝ、蒙は、くらいゝか、かうむるの意、一般民衆に天の恩恵を蒙らしむる憲法云ふ意。また、吾々の如き教を受けなければ、事理に通じない愚蒙のものをして、天地自然の法則に通ぜしむる憲法云ふ意でもある。

推古天皇の詔に「弘く今來世に蒙らしめよ」云あるから、弘くは、日本のみならず、天が下の萬國であるこゝは申すまでもない。今來世は二義ある、一は今日唯今、二は、將に來らんとするその日であり、二はこの

空気を呼吸してゐる人間世界、三、將に死んで往かんとする幽明界の事である。善因善果、惡因惡果、この世でよい事をしたものは、幽明界の明るい、世界、即ち高天原、天、天國、極樂國土へ往生し、悪いこゝをしても、陰慘な暗い世界、即ち根底國、黄泉、地獄等へ行き苦難を受くるこゝは何れの聖典でも悉く説いてゐる。故に、一般民衆及び幽明の世界の居住者に天の恩恵を蒙らしむる憲法を解してよい。

第一章「琴」和道。ミ題して置いたがこの文字は原文にはない、これは天皇が跋文に書き給ふた趣意によつて書いて置いた。

琴は天瑞白鹿の角文によるもので、鹿角が十七段あり、左九段右八段で、その右八段の文様の最下に在つた文様が琴であつたから第一章に置かれたものである、琴では何を意味してゐるか、吾等凡夫には其意を得ないから、これを「和」に譯し更に和の徳云ふものは、こんなものである。皇太子聖慮を動じて書かれたものがこの憲法の第一章である。

世上往々にして太子の憲法を講義するに、論語の學而篇に「禮之用、和爲貴」の句があるが、管子がかく語つてゐるなき、云ふものがある、孔子にしても、管子にしても、何れも人作である、太子の憲法は、天瑞白鹿の角文によるのであるから、天作なのである、これを人作と混同するこゝは慎むべき事柄である。

推古天皇の詔によつて御作になつた、皇太子の廻り歌がある「白砂を水にひたして飯になすな煮いてしたひに罪をなすらし」云ふのがそれである、廻り歌であるから、上から讀み下しても、逆に下から讀み上げて同じ様に讀める、歌の意味は、御飯に白砂を混入してくるな、白砂を混入しては、御飯の價値を損する、

ミ云ふのであるらしい、今聖憲法を講ずるに當つて、通憲法を改めて十七條憲法なきし、天瑞の以和爲貴を人作の論語の和爲貴から出でるなき、説くこは、結構な日本米に、異國の白砂を混入して飯を煮くもので、その眞價値を損するこも夥しい。

口繪に掲げた白鹿の繪は古寫本から轉寫したもので、角の又の處にある文様に目を留めて見て頂きたい、この文様を、太子は秦文字に翻譯して、天瑞白鹿角文の教ゆる處によつて憲法を製し給ふたものである、漢文字を用ひたこは、いつくまでも意味に變化を來さない便利な「契字」があつたから用ひたもので、支那に同じ組み合せの文字があつても、それは支那の儒教であり、憲法にある限り「和」の字は琴の樂器を離れては聖慮に反するものであるこを深く心底に置くべきである。

音樂の琴の音色が吾々の心を和めるこく、吾々の心を和の徳によつて和ごめよこの教訓である。第一章の「和」は琴の樂から出でるこ聞いたら、儒教の禮樂をうまく取入れたものだこ解する方があるかも知れない、禮樂云ふこは萬國共通のものであるから、ワザ／＼儒教から取入れなくとも、神代から我國に在つたものである、それを儒教にカブレた連中は何もかも支那から學んだやうに解するのは大に僻事である、古代を研究するならば、今一段ミ古代に遡つて支那の三皇五帝のその本神から吟味して行き度いものである。

この本が、支那、印度、さては歐米の方々によつて讀まれる時が來てるから、支那の三皇の本神を明瞭にして置く、太昊伏羲氏は素盞男神の垂跡、炎帝神農氏は大己貴神の垂跡、黃帝軒轅氏は事代主神の垂跡なのであるから、支那の古代文明云ふものも要するに吾が皇祖神の爲させ給へるものである。明治天皇の御製

四方の海皆同胞ミ思ふを世になき波風の立ちさわぐらん

日支印許りではない、萬邦皆なここく、皇祖神の生み給へる國土であり、草木の種子を下され、青人草を生み給ふたのである、世の中に皇祖神の恩顧によらないものは一つこして存在しないのである、皆同胞なのである。吾が皇室の御仁慈を吾れも信じ彼等異邦人をして敬慎せしめやうではないか。それには、先づその第一歩として和徳を修すべきであるこその憲法第一章で教へ玉ふた。

二曰。承詔必謹。則君天之。
則臣地之。天覆地載。四時
順行。萬氣得通。地欲覆天。
則致壞耳。是以君言臣承。
上行下效。故承詔必慎。不
謹自敗。

二に曰く、詔を承ては必ず謹め、君は天に則り、臣は地に則る、天覆ひ地載て、四時順行し、萬氣通ずる事を得、地天を覆んと欲するときは、則ち壞れを致すのみ、是を以て君言へは臣承れ、上行へは下效へ、故に詔を承けては必ず慎め、謹ま

ざれば自ら敗る。

第二章 「斗」 順 道

詔を承つては必ず謹むがよい、君は天であり、臣は地である、天覆ひ、地萬物を載せて、四季順序よく運ぐり、萬氣が通じてゐる、地が天を覆へさんざんしても、自ら壞れるのみである。であるから、君仰せあれば臣は畏つて承はり、上み行ひ玉へば下是れに習うて行へ、故に、詔を承つては必ず慎め、謹まないならば必ず敗れる。

君の仰せを詔と云ふ、君は天であり、臣は地である、天覆ひ、地載せてゐるこの自然の方則に習へこの御教訓であることは申すまでもない、古今東西の歴史を通覽し、人事の興亡を見るに、自然の方則に反するものは存在を許されてゐない、誠に尊い御教である。

世上流布の憲法を見るに、第二章は「篤敬三寶」章になつてゐる、これはイツ頃改竄したものか分らない、某寺から出たミ稱せられる、弘安八年版に既に第二章「篤敬三寶」になつてゐる、その點から見れば、弘安八年木版彫刻の時に始めて改竄したものか、或はそれ以前に誰かの手によつて——その一にのみ執した誰か——改竄したものである。

既に説いたごとく、太子の憲法は天瑞の白鹿の角文によつて出来たもので、人造の私則でないのだから、諸天善神の守護によつて人爲を加へたものが雲霧が晴れるごとく晴れる時が來てゐる。

白鹿角文の方では、右方の角の下から第二番目の角に「斗」の文様があつたものである、斗は北斗七星のこゝに、北斗七星は北極星に従つて廻る、それ故に順道云ふ。また、「斗」は斗柄でもある、北斗七星が「ひしやく」の形を爲してゐる、その「ひしやく」から物を量る「柄」になり、一斗二斗なごの單位になつた、斗の柄は説明するまでもなく、先づ量るべきものを入れ、次に柄掻きを以て餘分のものを掻き落して正確な量を定むるものである。量られた方の柄は地、ひきならず柄掻きが量る方で天を意味してゐる。地は天に順う意味に於て天瑞白鹿角文の「斗」を漢字の「順」に譯し、第二章に順道を立てられたものである。

その一にのみ偏してゐる者が、そんな深い意味のあることを知らないものだから、第十七章にあつた「篤敬三法儒釋神」を「篤敬三寶佛法僧」に改竄して、是れを二條に置き、一條宛線下けたものである、日本神國に生れ、日本の米を食ひ、日本の水を飲み、皇祖神を恐れず、憲法を改竄するなご不届き至極な事をしたものだ。

三曰。群卿百僚。以禮爲本。

其治民之本。要在於禮。上

不禮。下不齊。下無禮。然必

有罪。是以君臣有禮。位次

三に曰く群卿百僚は、禮を以て

本と爲す、其れ民を治むるの本は、

要らず禮に在り、上禮せされば下

も齊らず、下も禮無ければ然かも

必ず罪み有り、是を以て君臣禮有

不亂。百姓有禮。國家自治。

れば、位次亂れず、百姓禮有り、國家自ら治まる。

第三章 「月」 禮 道

大臣始め諸臣は、禮を本とする、民を治むる本は、禮でなければならぬ、上に禮がないときは下が治まらぬ、下に禮がないならば必ず罪である、この故に、君も臣も禮に於てあるならば、位も次第も亂れはせぬ、人民に禮があれば、國家は自然によく治まる。

白鹿角文下から三番目の處に「月」の文様があつたので、この章が禮道となつた譯である。流布本では「四日」になつてゐる、前章の改竄と共に一條宛繰下けたからである。

太子は何故に白鹿角文「月」を禮道と譯されたか云ふに、月は日に對して謙遜の禮を取つてゐるから「月」の文様を禮道と譯されたものである。流布本のやうに、唯譯もなく列べたならば、それは太子の私意で以て憲法を製したこゝなる、我國の憲法は左様な私意があつて出来てゐるものではない。

論語の中には「齊之以禮」の句があつても、それは儒教の禮のこゝ、我が憲法は異儒から學んだものではないこゝは既に説明した。

月は日に對して謙遜の禮を取つてゐられるこゝは、月には元來光りなく、日の光に照されて光つてゐるのである、また、満月から日々幾分づ、虧けて行くこゝは、かくの如く謙遜であられよ、この教訓である。そして、

三日月から段々日々に大きくなつて行くこゝは、君に忠義、親に孝行なものは、かくの如くその魂が光つてくるこの教訓なのである。これは一國內、一人の修行の事に付て解説したのであるが、國土の上にも亦た君國と臣國との別がある、即ち吾が日本國は君國で、支那を始め萬國は皆な臣君なのである、それ故に、臣國は月の如く君國に對して永遠に臣禮を取らねばならぬこゝは云うを待たない、臣國が臣禮を盡くせば榮え然らざる國は亡んで行くこの御示しである。君國の臣民も、また臣國の臣民も、この禮云ふこゝは大切なこゝで、禮の有無で以て人間と禽獸とが區別せられてゐる、お互に人間に生を享けたものが、禽獸の境界に墮ちては祖先に申譯がない。

四日絶餐棄欲。明辨訴訟。其百姓之訟。一日千事。一日尙爾。况累歳乎。頃治訟者。得利爲常。見賄聽讞。便有財之訟。如石投水乏者。

四に曰く、餐を絶ち欲を棄て、明に訴訟を辨へよ、其れ百姓の訟へは、一日に千事あり、一日すら尙ほ爾なり、況んや累歳をや、頃る訟を治むる者は、利を得るを常と爲す、賄を見ては讞を聽す、便ち財有

訴似水投石。是以貧民則不知所由。臣道亦於焉闕。

るもの訟へは石を水に投るが如く、乏きもの、訴へは、水を石に投るに似たり、是を以て貧き民は則ち由る所を知らず、臣の道も亦焉に於て闕く。

第四章 「台」 政 道

餐を絶ち欲を棄て、明かに訴訟を辨するやうにせよ、百姓の訟は一日に千件に上るであらう、一日でも尙ほかやうに多数の訴へがある、して見るに、一年の訴へは大した數に上る、此頃の訴訟を取扱うてゐるのを見るに、利益に眼くらんでゐる、賄の多寡によつて、讞を聴したならば、財あるもの、訴へが必ず勝ち、貧乏人の訴へが敗くるにきまつてゐる、これでは、貧民の頼る所を失ひ、つひには臣の道が闕ける。
餐とは、むさほる、食物を食ふ、の意。人生は有る上にも持ち度い、食ふ上には食ひ度い欲を以てゐる、左様な欲を棄て、訴訟を明辨せよとの御示しである。
太子が唯何ん云ふことなしに第四章に訴訟のこゝを定められたのでない云ふことは既に御承知のこと、

思ふ。即ち、白鹿の角文が「台」であつたから政道を立てられたもので、台とはまた三台とも云つて星の名、天の三台が地に映じて太政大臣、左大臣、右大臣となる、今の制度では、總理大臣、文官の各大臣、武官の各大臣に當るものか。職とは、控訴のこゝ。

五曰。懲惡勸善。古之良典。是以無匿人善。見惡必匡。其諂詐者。則爲覆國家之利器。爲絕人民之鋒劍。亦佞媚者。對上則好說。下過逢。下則誹謗。上失其如此。人皆無忠於君。無仁於民。

五に曰く、惡を懲らし善を勸むるは、古の良典なり、是を以て人の善を匿すこと無く、惡を見ては必ず匡だせ、其れ諂詐の者は、則ち國家を覆へすの利器たり、人民を絶つる鋒劍たり、亦佞媚の者は上に對しては則ち好で下の過を説き、下に逢へば則ち上の失を誹謗す、其れ此の如き人は皆な君に忠

是大亂本也。

なく、民に仁なし、是れ大亂の本なり。

第五章 「鏡」 智 道

悪を懲し、善を勸むるは、古の良典である、それ故に、善を爲す人あらば之を現し、悪いことをするものあらば必ず正して行かねばならぬ。凡そ、詔詐の者は、國家を破壊し、人民を苦しむる劍であり、また、佞媚のものは、上に對しては下の過失を云ひ、下に向つては上の過失を誹謗する、この二枚舌を使ふものは、君に忠義なく、臣民に對して仁愛がない、是等は國家を亂す本である。

良典とは、神典も、佛典も、儒典もかの聖教を云ふ、典とは、のり(法)、みち(道)、守るべき書の意。詔詐とは、へつらふていつはるこゝし、相手の機嫌をみる爲めにか、或は利益を得んが爲めに、心にもなき詐を云ふこゝし。

さて、白鹿角文第五番目に「鏡」の文様があつたから、太子はそれを智道と譯し玉ふた。鏡は明照の器であり、智は萬物を諦めさせるもので、懲惡勸善の必要を力説し玉ふたものである。

智の鏡の面に塵埃が付着しては、物體をはつきり映し出さない。吾々も心の鏡を研かなければ、事物の正邪がはつきりしない、そこで、お家騒動が起り、天下が亂れる、お互にその心鏡を研きあけて皇國民の本分を盡すべきである。

六曰。人各有任掌。宜不濫矣。其賢哲任官則頌音起。姦者在官則禍亂繁。世少生知。克念作聖。事無大小。得人必治。時無急緩。逢賢自寬。因此國家永久。社稷勿危。故古聖王爲官以求人。爲人不求官。

六に曰く、人各々任掌有り、宜しく濫れざれ、其れ賢哲官に任ずる時は則ち頌音起る、姦者の官にあるときは則ち禍亂繁し、世に生れながら知なるは少し、克く念ふて聖となる事は大小となく人を得れば必ず治まる、時は急緩なく、賢に逢へば自ら寛かなり、此れに因て國家永久にして、社稷危きことなし、故に古の聖王は、官の爲めに以て人を求め、人の爲めに官を求

第七章 「冠」位道

大臣始め諸臣達は早く出勤し、晏く退出するがよい、王事は相次いで生じ、終日從事しても盡くし難いものである。それ故、遅く出勤すれば、急の間に合はず、早く退朝すれば、これ亦事を盡すこゝは出来ない。群卿百僚は今の大臣や諸臣達のこと、官途に於て君恩に酬れ、下の人民の苦しみを忘れて晏く朝し早く退いて、事務の滯滞を生ぜしめてはならないとの御思召を拜察する。

鹽とは、音はコ、もろい、かたかない、しほ(鹽)の意、こゝでは間斷の無い意。
さて、天瑞白鹿の角文であるが「冠」の文様であつた、冠はその當時十二階に分れ、それらの位によつて冠の色も材料も異つてゐて、それによつて位が定まつたものである。

その冠位は、大徳、小徳、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智の十二階であつて、この階位は三河國から献上した鳳尾の十二色によつて定められたもので、太子が私意で冠位を定め給ふたものでない。こゝまでも、天意を伺つてゐられる。鳳凰出現の地は、三河國鳳來寺山がそれであり、鳳尾の献上は推古天皇十年閏十月のこと、大和に施薬院、施薬部を設立し、皇太子親ら大已貴尊の像を、炎帝神農氏の像を造られ、院の正殿に安置し奉つた。其後それを摸したものが大阪の四天王寺の四院である。

八曰。信是義本。每事有信。

八に曰く、信は是れ義の本、事ご

其善惡成敗。要在於信。群臣共信何事不成。群臣無信。萬事悉敗。

こに信あれ、其れ善惡成敗は、要らず信にあり、群臣共に信なれば、何事か成らざらん、群臣信無きときは、萬事悉く敗る。

第八章 「契」信道

信は是れ義の本である、何事にも信が必要で、凡そ事の善惡成敗は、要らず信の有無で決定する。諸臣共に信であれば、何事でも成らないものはない、諸臣に信がなければ、萬事が失敗に終るものである。

信をまこと、讀ましてゐる、信するを云ふこと、誠と同義である、吾々が絶對者を信じざる場合は誠一筋であり、誠である以上は絶對者一つになつてゐる。

天瑞白鹿の角文であるが、「契」は文字のこゝである、文字は道理を盛る器であるから、道理は信に依つて立つので第八章に信道を置かれたものである。

第八章は白鹿の右角の頂上の文様「契」である、最下は「琴」の和道に初まり「契」の信道を以て、白鹿の右角の説明を終らんとしてゐるのである、考へて見るに(一)人生は先づ樂器の琴によつてその心を和めること、から出發しなければならぬ、出發に於てその心を十分に和めてないならば、幾度でも出發點に立ち歸つて、

和めることからやり直さねばならない(一)それから天に順ふやうに、詔を備敬し(三)禮道を守つて禽獸の消息に落ちぬことを守り(四)政道に従ひ(五)智徳を研ぎ(六)清節を守つて清い生活を爲し(七)冠位に畏まり、最後には(八)信の生活を爲し、官吏は官吏道を、農工商はまたそれらの道にいそしみ、眞實の働きを以て天分を盡くすことである、これが白鹿角文の右八の天啓であること拜察する。

九曰。絶忿。棄瞋。不怒。人違。人皆有。心。心各有。執。彼是。則我非。我是。則彼非。我必。非聖。彼必非愚。共是凡夫。耳。是非之理。誰能可定。相共賢愚。如環無端。是以彼

九に曰く、忿りを絶ち瞋を棄て、人の違ふを怒らざれ人皆な心あり、心各々執あり、彼れ是れば則ち我れ非し、我れ是れば則ち彼れ非し、我れ必ず聖に非ず、彼れ必ず愚に非ず、共に是れ凡夫のみ、是非の理、誰れか能く定むべき、相共に

人雖瞋。還恐我失。我獨雖得。從衆同舉。

賢愚なること、環の端なきが如し、是れを以て彼人瞋ると雖還て我が失を恐れよ、我れ獨り得たりと雖、衆に從て同じく舉へ。

第九章 「龍」 謙 道

内外の怒りを棄て、人の違つたのを怒つてはならぬ、人には皆なそれらの心を持つてゐる、心にはそれらの執着がある、彼れは彼れの立場から是なりと見、我れは我れの立場から非なりとする。我れは必ずしも聖であるときまらない、彼れは亦た愚夫であるときは決し難い、共に五十歩百歩の凡夫の丈くらべに過ぎないものだから、是であるとか、非であるとか、容易に定むべきでない。彼れも我れも賢と云ひ、愚と云つた處で、環の端のないやうなもので絶対のものではない。それ故に、彼の人が怒つた場合には、寧ろ我が失を見出して再び過失を爲して彼れを怒らしむることのないやうにせよ。若し我れ一人得てゐても、それを顯はさず、衆と共に中よくせよ。

忿は、心の内に於ける怒り、瞋は心の外に表はれた怒り、それ故、内外の怒りして置いた。環は、たまき、わ、めぐる、端のなきもの。舉の字を舉げよと讀んでもよいが、こゝは、おこなへ(行へ)と讀ましてゐる。

さて、天瑞白鹿角文は、右角を終つて、左角の最下の股の處に「龍」の文様があつたので、太子は是れを謙道に譯し玉ふたのである。吾々の常識から云ふに、龍は飛行自在の偉大なもののみ承知してゐた。然るにこの偉大な存在の靈物を謙道にせられた事は意味深重でなければならぬ。天皇の御釋によるに、龍は大生物であり、至靈の物である、大身を以て小身に化し、小澳に隠れる、大に在つて小に現する是れ謙道なり、ミ仰せられてゐる、誠に尊い御教示である、吾れ人にも、かゝる御教訓を學び度いものである。

十日明察功過賞罰必當
矣。日者賞不在功罰不在
罪。執事群卿仰察天俯觀
地宜明賞罰。

十に曰く、明らかに功過を察して、賞罰必ず當てよ、このごろは賞功に在らず、罰罪に在らず、事を執る群卿、仰いで天を察し俯して地を觀て、宜く賞罰を明かにすべし。

第十章 「花」事 道

功勞に過失を明かにして、功勞あるものに賞を與へ、過失あるものには罪を科するがよい、この頃、功に賞

せず、罪に罰してゐない、これ等の事に從事する諸臣よ、仰いで天を伏し拜み、俯して大地に頼つて、慎み長んで、賞罰を明かにするがよい。

天は、神佛のこゝ、天神即ち天津神のこゝ、又天の時を深く察するこゝ。地は、地祇即ち國津神のこゝ、又た、地の理を深く洞察する、明智を得て賞罰に従事せよ、この御教訓である。

日者はこの頃讀む、この憲法編纂の推古朝のこゝであり、また何時の時代になつてもの意味を含んでゐるので必ずしも、推古朝のみを指した譯ではない。

さて天瑞白鹿の角文であるが「花」の文様があつた譯である、花を美しいと見るのが普通であるが、聖者が御覽になるに「花は開落を爲して私なし、これ賞罰の狀にして事道の相なり」とある、花は四季變遷に隨つて開落を爲して私がないから、主君に事へる道である、これが賞罰の狀であるとの御垂訓である。

十一日國司國造勿歛百姓
姓國靡二君民無兩主率
土兆民以王爲主所任官

十一に曰く、國司國造は、百姓を歛むることなかれ、國に二君靡く、民に兩主無し、率土の兆民は、王を以て主となす。任ずる所の官司

司。皆是王臣。何敢與公賦歛百姓。

は、皆是れ王の臣なり、何ぞ敢て公
ごごもに、百姓を賦歛せんや。

第十一章 「日」 主 道

諸國の官吏達は、私かに人民から租税を取りたて、はならぬ。國に二人の君なく、民に兩主ある譯がない、天下の億兆は、王を以て主となし、官吏達も皆な王の臣であつて、天下の億兆も臣なれば、官吏も亦た臣たることにはかりはない、公を笠に戴いて、私腹を肥してはならない。

國司は、古い官名、くにのつかさ、みこもち、國造は、くにのみやつこ。國司國造の起原は、親に孝行であるとか、君に忠であるとか、人民に善政を施したとか云ふ人々の徳に報ゆる爲め、任した位である。初代や二代はよいにしても、三代四代になると従つて色々な悪事が行はれ、かゝる制定になつたものであらう。さて天瑞白鹿の角文であるが「日」の文様があつたので、日は齊元の國の主上の事であるから、臣下が日徳を仰いで主上を尊むる主道を立てられたものである。

十二日。諸司任官者。同通。

十二に曰く、諸司任官は、同く通

知職掌。或病。或使有闕於事。然得知之日。相和而如曾識。其以非與聞。勿妨公務。

じて職掌を知れ、或は病ひし或は使ひして、事を闕くことあらん、然るとき之を知る事を得るの日は、相和くこと而かも曾て識れるが如くせよ、其れ與り聞くに非ざるを以て公務を妨ぐる事なかれ。

第十二章 「車」 司 道

官公吏は同僚の職務にも精通してゐて、病氣缺動とか、出張等の場合差支を生ずるやうな場合に、同僚の事務を代辨して、自分の職務の如く通じてゐよ、それは自分の職務でないこと云つて、公務を妨ぐる事をしてはならぬ。

通知は、現在では報知の意味に用ひられ、一方から他方へ知らせることに用ひられてゐる。こゝでは、その職務に通じ、事柄を知悉してゐること。故に精通と譯して置いた。

さて、天瑞白鹿の角文であるが「車」の文様であつた、車は乗り物であり、兩輪を有してゐるから司道の足

に當るのである。

十三日。群臣百僚。無有嫉妬。我既嫉人。人亦妬我。嫉妬之患。不知其極。所以勝智於己。則不悅。優德於己。則嫉妬。是以無出良哲。五百歲之後。乃令遇賢。千載以難得一聖。其不得賢聖。何以治國。

十三に曰く群臣百僚は嫉妬有ることなかれ我れ既に人を嫉めば人も亦我を妬む嫉妬の患へ其極を知らず智己れに勝るときは則ち悦ばず徳己に優るときは則ち嫉妬する所以なり是を以て良哲を出すこと無し五百歳の後にしてたごひ賢に遇ひ千載にしても以て一聖を得難し其れ賢聖を得ずんば何を以てか國を治めん。

第十三章 「地」 徳道

諸臣百官は、嫉妬があつてはならぬ、我れ人を嫉めば、人も亦た我を妬むものである、嫉妬の害はその極がない。智恵が己に勝つてゐれば悦ばず、徳望が己に優つてゐれば嫉妬する譯である。この故に、良哲が出てこない、五百年の後に、賢者に遇つても、千載経つても一聖を得るこゝが六ヶ敷い、賢人や、聖人を得なかつたならば、さうして國を治むる事が出来やうか。

智徳ある人は、國の實であり、賢人は五百年にして、出るこゝがあるかも知れぬが、聖人は千載にしても得難い、ミ説き玉ふた。

さて、天瑞白鹿角文であるが「地」の文様があつた譯である、天皇は跋文に於て、地云ふものは、萬物を生じて、唯生するのみで嫉妬するこゝがない、是れ徳道に合ふ、徳道は萬善の根なり、ミ詔らせ玉ふた。人生も亦かくあり度いものである。

十四日。背私向公。是臣之道矣。凡人有私。必有恨。有恨必非固。非固則以私妨。

十四に曰く私に背き公に向ふは是れ臣の道なり。凡そ人私有れば必ず恨あり恨あれば必ず固に非ず、固に非ざれば則ち私を以て

公恨起則違制害法由之
推私則君君臣臣故古典
云夫子之道忠恕而已矣
其亦是情歟

公を妨ぐ恨み起るときは則ち制に違ひ法を害す之に由て私を推すときは則ち君を君とし臣を臣とす故に古典に云く夫子の道は忠恕のみ其れ亦た是の情か。

第十四章 「天」 公道

私に背き公に向ふこゝは、臣民たるもの、道である。凡そ、人に私があれば必ず恨みがある、恨みがあれば固ではない、固でないならば、私を立て、公を妨げる、恨み起るときは、制度や法律を侵す。この爲めに、私を推す時は、君を君とし、臣を臣とする、故に、古典に夫子の道は忠恕のみ云つてゐるのは、是の情であらう。
私を推すこゝは、私を拂ひ去つて終ふの意、私意あるが故に萬事が礙滞する、私意を拂ひ去れば、君を君とし、崇め奉り、臣は臣として世の敬意をうくるこゝが出来る。孔夫子が忠恕を説いてゐるこゝも、私を推すこゝ云ふ情であらうと結ばれた。

さて、天瑞白鹿の角文であるが「天」の文様があつた譯である、天は、四時百刻毫芥も私なし、それゆゑに、公道を立てられたもので、公道は皇政の總なりである。

十五日使民以時古之良
典故冬月有間以可使民
從春至秋農桑之節不可
使民其不農何食不桑何
服

十五に曰く民を使ふに時を以てすこゝは、古の良典なり、故に冬の月には間あり以て民を使ふべし、春より秋に至るは、農桑の節なり、民を使ふべからず其れ農せざれば何をか食し、桑せざれば何をか服せん。

第十五章 「水」 時道

民を使用するには、時を見計つて使ふこゝが、古の良典である、冬期は閑であるから、民を使ふによい。春から秋にかけては、農桑の節であるから、民を使ふてはならぬ。農業によらねば、米麥を得られないから生

活するこゝが出来ない、糸を續かねば衣服を得るこゝが出来ない。
 良典は、良き教、良き書籍の意である、何れの聖典も農事を勵むこゝを説かれてゐる。
 畏れ多いこゝではあるが、吾が 天皇陛下に於かせられては宮城の一部に水田を御耕作遊ばすこゝを洩れ
 承はるのはかしこき極みである。また 皇后陛下に於かせられては、紅葉山に御書室をお營み遊ばし萬民に
 農桑の範を垂れさせ玉ふこゝは、かしこき極みである。
 かくの如く、聖典によつてその職務を勵むこゝを教へられ、 聖天子御親ら農の範を示させ玉ひ、 皇后陛
 下は蠶糸の範を示させ玉ふてゐる、吾等臣下して一人でもその職務を怠るならば、天地に對し、祖先に對し
 申譯がない。

さて、天瑞白鹿の角文であるが「水」の文様があつた譯である、天皇の跋文によるこゝ、水は夏に解け冬に氷
 る、潤和方圓皆な時に隨ふの狀なり、是れ時道を表はす、時道は民を使ふ基、ミ詔らせ玉ふてゐる。

十六日。大事不之獨斷。必
 與衆宜論。小事是輕。不足
 必衆唯逮論大事。或癡有

十六に曰く、大事は之れを獨斷
 せず、必ず衆ごごもに宜しく論ず
 べし、小事は是れ輕し、必しも衆ご
 ごもにするに足らず、唯だ大事を

失。故與衆相辨辭則得理
 矣。

論ずるに逮びて、或は癡かにして
 失あらん、故に衆ごごもに相ひ辨
 辭するときは則ち理を得ん。

第十六章 「籠」 品 道

大事は獨りで定めず、必ず衆の意見を聞いて見るべきである。小事は影響する處が少いから衆の意見を聞く
 にも及ばぬ。唯大事の場合は、考への至らぬ處があり勝ちであるから、人々ご共に相議つて處理すれば道理に
 かなふものである。

衆ご共に云ふ衆ごは、唯だ單に數を意味したものではない、智力優れた多くの人々の事である、數ご共に
 質を選んでゐる、衆愚ご解しては大變であるから書き加へた。

天安河原の神集ひでは、嚴選せられた衆神が自分の意見を述ぶるだけで、議長の思兼神がこれを決定したや
 うである。多數決ご云ふこゝはさうも西洋流らしい、日本では多數決が行はれてゐなかつたやうだ。

さて、天瑞白鹿の角文は「籠」の文様であつた、籠は飾のこゝで、大小を分つ器である、それ故に品道を立
 てられた。

十七日篤敬三法。三法者、儒佛神也。則四姓之總歸、萬國之大宗。何世何人、非貴若、是法。人鮮尤惡矣。能教從之、不歸三法。何以直枉。

十七に曰く篤く三法を敬へ。三法とは儒と佛と神となり、則ち四姓の總歸萬國の大宗なり、何れの世何れの人か是の若きの法を貴ばざらん、人尤も悪きは鮮し、能く教れば之に従ふ。三法に歸せずんば、何を以てか枉れるを直ふせん。

第十七章 「鼎」 法 道

篤く三法を敬へ、三法とは、儒教と佛教と神道とである、即ち四姓の總ての歸り處であり、萬國の大宗である、何れの世でも誰れ人でも、是の法を貴ばないものはない、人には極悪なものは澤山にありはせぬ、能く教へたならば教化に従ふものである、三法に歸らないならば、さうして邪曲なものを正道に立ち歸らせることが

出来やうか、三法によつてのみ善人に立歸るものである。

こゝが憲法の終りの章である、鹿角では左の角の一番上の股にあつた文様によつて篤敬三法章が出来てゐるのである。八百年乃至千三百年以前にかゝる重大な意味のあることを知らず、唯だ章が若ければよいのだと思ひ違つて、この章を加筆して「篤敬三寶三寶者佛法僧」を改竄するに共に第二章へ持つて行つたものである、誠に笑止千萬な次第である。

三法とは、儒、佛、神の三法のこゝ、三寶佛法僧は後代の改竄であることは明瞭である。假りに三寶佛法僧とせば佛敎の弘通してゐない國が地球上に甚だ多い、それでは、萬國の極宗とは云へない、三法神儒佛で始めて萬國の極宗と云ひ得る筈である。

四姓とあつたものを四生と改竄して、四生とは、胎生、卵生、濕生、化生の四生だしてゐる、これも笑止千萬な話で、胎生とは人生及哺乳動物を意味し、卵生とは鶏とか鳥類を意味し、濕生とは昆蟲類の如き濕地で解化するもので、化生とは幽冥界の所産である、四生では、人生のみならず、動物鳥類、昆蟲類、幽冥界の生物と云ふことで、鶏犬の世界や、昆蟲の世界では憲法の制定を必要としない世界なのである、完全なものに筆を加へるにこんな事になつて、世人に笑はれることとなる。

然らば憲法本文にある四姓とはどんなことか、君姓、天姓、地姓、異姓の四姓のこゝで、君姓は一番高く、天孫及び皇室から臣下に降下せるもの、天姓は二番に高く、天孫降臨と共に降臨せる諸神の子孫。地姓はその次で地神の子孫、異姓は最下で、三韓支那等の海外から歸化せる種族である。これは一般論であつて、外國

の王族であるミカ、買いで来た博士などはこの例によらず除外例のあることは申すまでもない。
 さて、天瑞白鹿の角文であるが、左の角の最頂上の角の股に「鼎」の文様があつたのである。鼎は竈であり、三足を以て立つものであるから、是れによつて三法を立て第十七章は法道を立てられたもので、此の憲法は天からは、天瑞白鹿を下され、聖德太子は白鹿角文によつて是れを憲法に遷されたものであるから、天ミ聖ミ一俱の公道であるミ推古天皇が詔らせ給ふた。

篤敬三法三法者神儒佛也に就て、太子の傳記である「聖皇本紀」の内に御行動を拜して、世の疑を除き度いと思ふ。(原漢文)

敏達天皇春正月一日、妃相須、尙ほ禁中に在り、其當に内の荒るゝ事を憂ひて、諸司寮を遣見し玉ふ、殿下に到て覺ずして産ますことあり女孺驚き抱て疾く寢殿に入る、妃も亦た恙なし、帷内に安宿す。時に降誕の聲、目を掲げ、侍従を見て言を發して告げて曰く「人は須臾も非禮に在らざれ、吾れは是れ裸なり、裸居は非禮なり、速に衣を奉れ」皇子及び妃、群陪倍從之を聞いて大に奇とす、又た時に青赤の光有り、西より至り、殿内を照耀す、一時暈にして止む。天皇此の異變を聞き驚き命じて之を問ふ、幸して殿戸に及ぶ、復た照耀あり、天皇大に異とす、群臣に勅して曰く「此兒後に異あらん」、即ち有司等に命じて、大湯入、若湯人を定め、沐浴して已て抱き舉れば、天皇自親襦を以て之を受けて皇后に授く、皇后皇子に授く、皇子妃に授くるに及んで、妃懐を披ひて之を受く、觸るゝ所の諸人身體香し、世の聞く所に非ず。時に殿棟に音あり、其聲偃伏色を帯ぶ、皇子之を奇として、臣に命じて之を見せしむ、一の轉錦の紋あり、中に一の鈴子あり、頭に五行の形あり、中に五鬼の形有り、下も開いて轉錦の如し、人何物と云ふことを識らず、一人の女孺俄かに託口して曰く「吾は是れ司日の天大神也、此鈴子は是れ神代の皇物、人形の五物は、久方の獨な生る、一人、二人、三人、四人、五人の神形なり、獨り此の王子當に吾道を興すべし故に大神等這の天底神代の本底秘藏の眞鈴子を興へ奉る。後日に人、此王の神道を興す天瑞の神信なることを知ることを得ん。

是月狹賈國、賢聖像の瓢を獻る、孔夫子と榮啓期と四皓と鬼谷先生と蘇秦と張儀との九像、並に楷字の銘及び好木像有り、瓢長さ五寸、五行の徳に會ふ、是れ其の羽香の縣主兄丸が國に生ず、此月朔日乃ち龍馬あり、其翼を昨ひ切る、焉を兄丸に興ふ、其日其時之を考ふるに、方に太子の産れます時に中れり、天皇奇となし、是を太子に賜ふ。太子之を受け始めて快啖玉ひ、始て右の手を開き玉ふ、掌中に一の瓢有り、瓢を聞けば中に一の肉有り、肉を破る中に核跡あり、焉を宛れば更に差はず、知りぬ、此瓢實を握る。諸人之を謂ふ、斯れ這王子聖人たるの瑞なり、又道ふ此の王子、當に儒宗を弘むべき瑞なり、世悉く奇と爲す。故に此の瓢を名けて、賢聖瓢、又た龍馬瓢、亦た初啖瓢、初開瓢と云ふ。

太子左右に告げて曰く「孔夫子は正聖なり、鬼谷子は奇聖なり、榮啓期と四皓とは賢賢なり、蘇秦と張儀とは僞賢なり、其行ひ同異にして相似たり、微を推すときは是非太だし、奇なるかな、此の瓢子は孔子の春秋を見はす」聞く者大に奇とす、曰く「此の王子は神なり、赤子の才天を究む」是れより「春秋の瓢」と名づく。

二年春二月十五日平旦、太子東に向て、左手を開き玉ふ。掌中に舍利あり、其色や青白なり、其大や小豆なり、紫黄の光を放つ、普く宮中を照し、皇子及び妃、庶階大に奇なりとす。
 生まれましてより今に至るまで、未だ左の手を開き玉はず、此時始めて披き玉ふ。世に謂ふ、是の王子は佛法を弘むべきの瑞なりと。

註 神 天瑞の眞鈴子。儒 春秋の瓢。佛 青白紫黄の舍利。舍利を左の御手から出された二月十五日は大聖釋尊がこの世の化導を終つて入涅槃し玉ふた日に相當してゐる、奇なるかな。

二、政家憲法

一曰。爲政之道。止於獨天之理。孤乎志。絶好惡。孤乎我。離黨讎。好黨非耳。化之。理惡讎。理口化之。非故絶好惡。物致融。離黨讎。政歸和。物政和融。兆民理矣。兆民理天下平也。

二、政家憲法

一に曰く、政を爲すの道は、獨り天の理に止つて、志を孤にして、好惡を絶ち、我れを孤にして、黨讎を離れよ、好黨が非は、耳之れを理に化し、惡讎が理は、口之れを非に化す、故に好惡を絶てば、物融を致し、黨讎を離れて政和に歸す、物政和融すれば、兆民理まる、兆民理まれば、天下平かなり。

二、政家憲法
第一章 「琴」 和 道

政事を爲すものは、獨り天の理に止まつて、志をひみつにして、好悪を絶ち、我をひみつにして、黨讎を離れるがよい、中のよい黨のもの、非行をも、耳が之れを理であるかかはらしめる、中の悪い黨の爲した事ならば善行でも、口がこれをよくないかかはらしめるのであるから、好悪を絶つたならば、人がよくつけ合ひ、黨讎を離れたならば、政事が和やかになる、人政事と和融するならば、人民理まり、人民理まれば、天下が平かである。

天瑞白鹿の角文「琴」は音楽の器であるから、音楽は人心を和めるを以て、和道を立て玉ふたこは既に説いた。この憲法は、政家の憲法であるから、政事家が如何にして心を和めるか、その心得を説かれたものである。

先づ最初に、獨り天の理に止まり仰せられたのは、天の理を習ひ取れぬ事で、次は志を孤にしは孤きは「ひみつ」云ふこゝで天の心ひみつになれの意である、我を孤にしては、我見を去つて天我一致するこゝ、かくの如くにして、好悪を絶ち、黨讎を離れたならば、物政和融——人政事と融け合つて、兆民理まり、兆民理まつて天下平かであるこの御教訓である。

一般民衆もであるが、こゝに政事に従事するものは社會の師表であるから、自分自身の心を和めてかゝるこ

こが第一の必要條件である、自分が信じなくて、人をして信ぜしめやうとしたからして信するものでなく、自ら行はずして他をして行はさうして行ふものでない、その意味に於て、政事家が自分自身の心を修めず社會を治めやうとしたからして出来るこゝでない、和徳は實に尊いものである。

二曰、辰宿星天君也。公位
公度。天仁轉。幹支禽。地臣
也。忠列。忠行。地義。定。是人
君人。臣理也。故王者公政
仁化。臣連。忠事。義奉。是天
之道也。是以下事。守命也。
私過。則定。被刑。上政。宛天。

二に曰く、辰と宿と星とは、天の君なり、公位公度、天の仁轉ぐる、幹支禽は、地の臣なり、忠しく列り、忠しく行ふて地義く定る、是れ人の君人の臣の理也、故に王者は公政仁化し、臣連は忠事義奉す、是れ天の道なり、是を以て下の事へは命を守れ、私の過ちは則ち定めて刑せらる、上の政は天に宛つ、過ち有

有過則負匹夫故改爲過不改爲逸政爲橋法

るときは則ち匹夫にも負く故に過ちを爲すことを改めよ改めざるを逸政にと爲し橋法と爲す。

第二章 「斗」 順道

日月星は天の君であり、公位公度、天の仁を下し、人及び生物は地の臣である。忠列忠行、地の義が定まる、是れが人の君、人の臣の理である。だから、王者は公政仁化し、諸臣は忠事養奉する、是れが天の道である。だから、下で事へるものは命を守れ、過ちあれば必ず刑せられる、上の政は天に當るもので、過ちあれば下匹夫にだも負くる。故に、過ちをしてはならぬ、過つたならば直ちに改めよ、改めないのを、逸政と云ひ、橋法と云ふものでよくない。

この章は、天瑞白鹿角文「斗」の文様によつて順道を立て玉ふた、即ち天に日月星が公度公位を保つて、四季、晝夜を分たす、御恵みを下し、下も人民が忠列忠行してゐるのが、君臣の理である。また、人民にして、天皇に仕へ奉るこゝが、天道を行つてゐるこゝである、上に居るものも、下に奉侍してゐるものも、天の公度に順ふべきだとの御教訓である。

辰宿星は、日月星と譯して置いた、辰宿は元來星の位置のこゝである。天の仁轉ぐるを、天の仁を下し

と譯して置いた、御恵みのこゝ、吾人は日々夜々天地の生成化育の恩澤に浴してゐるこゝ。幹枝禽は、幹はみき、兄、十干のこゝ。枝はえだ、弟、十二支のこゝ。禽は、ミリ、鳥のこゝ。

三曰天雖尊旋包地爲謙若亢乎高昇乎上則非度地元卑定仰天爲節然反於定反於下則失方人倫在中應天地爲法故王者節文底乎政臣庶敬格降于命

三に曰く天は尊と雖も旋る地を包んで謙を爲す若し高きを亢ぶり上に昇るときは則ち度に非ず地は元より卑きに定る天を仰いで節を爲す然るに定りにひるかへし下にうごくときは則ち方を失ふ人倫は中に在り天地に應ずるを法となす故に王者は節文にして政を底し臣庶は敬格し

て、命に降れ。

第三章 「月」 禮 道

天は尊いけれき旋り、謙つて地を包む、若し高きに亢ぶり、上に昇れば度を失してゐる。地はもこより卑いに定まつてゐる、天を仰ぎ節を爲して地の位が失はれない、この定まりに反しては方則を失ふこゝなる。天地の間に人倫が有て、天地の方に應ずるのが法なのである。故に王者は謙つて政を爲し、臣民は敬格して王者の命に畏れよ。

天地人三才を説かれたもので、天地人三才をヨノナカミ古語で訓してゐる。

この章は、天瑞白鹿の角文「月」によつて禮道を立て玉ふた、禮のあるか、禮のないかで以て、人生禽獸が分れるさへ傳へられてゐるほゞ、人生が守らねばならぬのは禮道である。月は日に對して、日々夜々禮を守られ、盈たり、虧けたりして禮道を示してくれてゐるのである。

その禮道をこの條では、天は尊いが、それでて謙つて地を包んで亢ぶつてゐない、大地は見られるこゝく、山川草木を生じ、魚介を生じ、人生を安息せしめ、偉大な力を持つてゐる、しかも、天を仰ぎ節を爲してゐる、その天に育くまる、人間、大地に安栖せしめられる人間が、さうして謙虚であり、敬格忠事しなくてはならぬかの意である。

四曰、人情偏于先聞。故不先其片。上下訴其罪。大底在於上。囚下則上僑。罪不絶亂發。茲便緣訴。必有非政者。傾賴則失正政。貧富訴其誠。在諸貧。不規則悲嘆不止。一發非政。天下皆晦。何以理萬機。

四に曰く、人情は先聞に偏よる、故に其片がたを先きにせざれ、上と下との訴は、其罪大底上みに在り、下を囚にするときは則ち上み僑つて、罪み絶えず、亂茲に發る、緣に便よる訴へは、必ず非有り、政者に頼むに傾くときは則ち正政を失す、貧富の訴は、其誠貧に在り、規さざるるときは則ち悲嘆止まず、一たび非政を發こさば、天下皆晦む、何を以てか萬機を理めん。

第四章 「台」 政 道

人情は先きに聞いた方に偏るものであるから、その一方に片寄るでない、また、上のもの、下のものとの訴へは、その罪の大部は上の方にあるもので、無理に下を罪にすれば、上のものが憐れに罪が絶えな
い、亂れはこゝから生じてくる。また、縁による訴へは、必ずよろしからざるこゝがある、政事をするものは
何れにでも偏るべきは正政を得られない。また、貧者富者との訴へは、其誠は貧者にある、規さなき悲嘆
なこゝになる、一度非政をしたならば、天下は暗くなる、さうして天下を治むるこゝが出来やうか。

この章は訴訟を處理するに就き、見聞の先後に片寄らず、上下さか、縁さか、貧富さか云ふものに片寄らず、
事理を明かにして訴訟に従事すべしこの事である。

第四章は、天瑞白鹿の角文「台」の文様によつて政道を立てられたものである、台は至公至平であるから政
道も亦た至公公平でなければならぬ。

五曰。爲政善寬大。佳美法
度。尙不如無之。況於苛荐
法度乎。愚蒙主宰。欲爲泰

五に曰く、政を爲すは寛大を善
とす、佳美の法度すら、尙ほ之れな
きに如かず、況んや苛荐の法度に
於てをや、愚蒙の主宰、泰平を爲さ

平。任蒼思恣。設數條。民勞
於其法。迫事出自其制。廉
遂累積起風塵。唯箇仁恕
致泰平。

んご欲して、蒼思に任て、恣に數條
を設く、民其法の迫まるに勞かる、
事は其の制廉より出て、遂に累積
して風塵を起こす、唯ひとつの仁
恕泰平を致す。

第五章 「鏡」 智 道

政をするのは寛大がよい、善美を盡くした法度もない方がよい、まして、思ひやりのない苛制を設くる
に於てをやである。愚蒙の主宰は、泰平を將來しやうと思つて色々な制度を設くる、民は其法のせはしない爲
めに勞かれ、事件はその制度の爲めに生じ、遂には積み果つて風塵を立つるに至る。唯一つの仁恕のみが
泰平を將來するものである。

第五章は、天瑞白鹿の角文「鏡」によつて智道を立て給うた。智道の淨玻璃が光つて居ればよいが、さもな
い、無暗に法制を布いて、その法制の爲めに罪なきに罪人を造る恐れがあるとの御教訓である、唯だ仁恕の
いつくしみもひやりのみが泰平を將來するに仰せられた。(荐の音はセン、訓はしきりに。)

六日立法度道先斷上之罪。上盜仁則下盜財。上枉公則下枉訴。上居於盜刑下之盜。雖日刑千頭賊無竭。上居於枉制下之枉。雖月獄萬口罪無絕。

六に曰く、法度を立るの道は、先づ上の罪を断て、上仁を盗む時きは則ち下財を盗む。上公を枉ぐる時は則ち下訴を枉ぐ、上盗みに居て、下の盗みを刑せば、日々に千頭を刑すと雖も、賊竭くること無し。上枉がれるに居て、下の枉がりを制せば、月々に萬口を獄すと雖も、罪絶ゆること無し。

第六章 「竹」 官 道

法度をして行はれしむるの道は、先づ上の罪を断つにある、上が仁を盗めば、下は財を盗み、上が公を枉ぐ

る。下が訟を枉げ、上が盗みにるて下の盗みを刑ふやうでは、日々に千人を刑に處しても、盗人が竭くることがない、上が枉がつてゐて、下の枉がつてゐるのを制しては、月々に萬人を監獄に入れて罪に付しても、罪人は絶ゆることがない。

第六章は天瑞白鹿の角文「竹」の性質が官道に適するので官道を立て給ふた、この章は下の罪を断つには、先づ上に立つものが、自らを慎み是正するにあること説き玉ふた。(獄はツミミよむ)

七日正政要在尋索良哲。得用無仁德偏諸好者無勇德。悚諸威者無義德。迷諸賄者無智德。掩諸巧者有四德。是賢也。賢難得矣。合一德者代賢。主上好賢。

七に曰く、政を正ふするの要は、良哲を尋索して、用ゆる事を得るに在り、仁德無きものは好者に偏す、勇德無きものは、威者に悚そる。義德無きものは、賄者に迷ひ、智德無きものは、巧者に掩らむ。四德有れば是れ賢なり、賢は得ること難

得一德者則賢又來。

し、一の徳に合ふ者を賢に代へよ、主上賢を好んで、一徳のひとを得れば則ち賢又た來る。

第七章 「冠」位 道

政事を正しうする極意は、善良な哲人を索めて之を用ゆるにある、仁徳のないものは好者に偏より、勇徳のないものは、勢力あるものに傾れる、義徳のないものは、賄を見て迷ひを生じ、智徳のないものは、巧者に眼が眩らむ、この仁勇義智の四徳あるものは、賢人であるが、賢人は得難いものである。だから、一徳あるものを以てかりに賢人を爲し、主上が賢人を好み、一徳の人を得玉へば、更に賢人を得ることが出来る。

第七章は天瑞白鹿の角文「冠」の文様によつて位道を立てられたもので、政事を正しうする極意は哲人を得るにあるので、哲人を得る方法を説かれたものである。

八曰。行刑政之重也。以輒則失先皇道。天所證政者

八に曰く、刑を行ふは政の重きなり、以て輒くするときは則ち先

專在此歟。刑也不孝爲一。不悌爲二。不忠爲三。不義爲四。孝悌廢忠義。亡忠義亡賊亂滿。無道君者。惡賊亂乃刑。赦不孝。置之。雖折及不得治矣。豈本亂其末治乎。

皇の道を失ふ、天の證る所政者専ら此に在るか、刑するや不孝をひと爲し、不悌を二と爲し、不忠を三と爲し、不義を四と爲し、孝と悌と廢れて忠と義と亡び、忠と義と亡べば賊亂滿つ。無道の君は賊亂を惡んで乃ち刑し、不孝を赦るして之を置く、及を折ると雖も治する事を得ず、豈本亂れて其末治まらんや。

刑罰に處するこゝは政事の重大部門である、之を輕く行ふときは先皇の道を失ふこゝなり、天の照る處であるが政者は守つてゐるか否うか。刑罰に處する第一は不孝のもの、第二は不悌のもの、第三は不忠のもの、第四は不義なもの、順である、孝悌が廢れ、忠義亡んだならば、賊亂が國中に起る。無道の君は、賊亂を惡んで刑するが、不孝なものを赦して罪しない。これでは刃が折れるまで人民を殺しても治まるこゝはあり得ない。本亂れて未治まつたためしはありはしない。

先皇の道は、歴代の聖天皇の履ませ玉ふた道を云ふ。天の照るこゝは、天は日月の如き大きな目で常に見玉ふこゝなり。

第八章は天瑞白鹿の角文「契」によつて信道を立て玉ふた。

九曰。安國之本在五圖之多。其厥多也。在米粟多人。世立於衣食木財器之圖。然食少粟耕田養蠶伐木。

九に曰く、國を安んずるの本は五圖の多きに在り、其れ厥の多きや、米粟の多きに在り、人世は衣食と木と財と器との圖りを立つ、然るに少き粟を食ひ、田を耕し蠶

堀金造器。何以豊作之。然也。惡足戶乎。米直多錢則五直隨之多矣。以鮮買多則世失其所立。民爰困國爰危矣。

を養ひ、木伐り金を堀り器を造る、何を以てか豊かに之れを作らん、然ればまた惡んぞ戸に足らんや、米の直錢よりもたかきときは則ち、五つの直ひ之に隨てたかし、鮮を以てたかきを買ふときは、則ち世其の立つる所を失ふ、民爰に困しみ、國爰に危ふし。

第九章 「龍」 謙 道

國を平安にするには、五圖の多いのは本である、その内でも米と粟は主なるものである、人世は衣食と木と財と器との圖りで立つてゐる。食物の粟が少かつたならば、田を耕し、蠶を飼ひ、木を伐り、金を掘り、器

を造ることは出来ない、それでは、さうして家々が暮して行く事が出来やうか。米の價高くなれば他の五つのもも高くなる、米價安きに過ぐれば、世の中がさびれて終ふものである、民もくるしみ、國も亦危くなる。

第九章は天瑞白鹿の角文「龍」の文様によつて謙道を立てられたのである、この章は物を多くすること、物價の調節を説かれてゐる。舊い紙幣にしても、硬貨にしても皆な龍の紋様があつた、最初「錢」の出来たのは、我國では反正天皇の二年で、龍はよく雨を布き、馬は能く物を負ふに仰せられて、足龍に命ぜられた、是れが錢寶の起原である。

十曰多米粟之本在五事
無非是也君無畜臣民無
遊族國無荒圃政無苛制
祭無恪修也要畜臣則促
廻寶置遊族則費穀功捐

十に曰く、米粟を多くするの本は五事の非無きに在る事是れなり、君に畜臣無く、民に遊族無く、國に荒圃無く、政に苛制無く、祭に恪修無きなり、畜臣をもちゆるときは則ち廻寶を促り、遊族を置く

荒圃則微田畠下苛制則
逋不耕行恪修則變風雨
焉米粟多乎

ときは則ち穀功を費し、荒圃を捐るときは則ち田畠を微くし、苛制を下すときは則ち逋けて耕さず、恪修を行ふときは則ち風雨を變ず、焉んぞ米粟多からんや。

第十章 「花」 事 道

米や粟を多くするの本は、五事の悪いことのないやうにすることである。その五事とは、君に畜臣なく、民に遊族なく、國に荒圃なく、政に苛制なく、祭りに恪修を無くすることである。畜臣を用ゆるときは、寶を促り集め、遊族を置くときは、穀物を無駄に費消し、荒圃をその儘にして置くときは田畑が少い、苛制を布くときは、百姓四散して耕作しない、神祭りを惜むときは、神その罪を問うて、風雨の順を失はしむる、これでは、さうして米や粟を多く收穫することが出来やうか、收穫のある譯がない。

第十章は天瑞白鹿の角文「花」の文様によつて事道を立てられたものである、米粟を多くし、生活の安易を得せしむる根本方策を説示し玉ふた。

畜臣は獸のやうな臣、天意を解せずるもの。遊族は、うかれ人、徒食の徒、天地の恩を知らざる遊び人を云ふ。恪修は神事ををろそかにし、お供なきを節約するを云ふ。風雨を順は、季節に風雨を順に恵み玉ふこと、如何程多く池を造つても降雨なければ耕作が出来ない。

十一曰、叛亂之本、在國乏、民貧、乏國貧、民在諸秘財、於官庫、蝗米於官藏也。夫與住畜慾國、寧住僑誇國、畜慾世貨上、隱於都宮、僑誇世貨下、流於鄉扉、富民樂惜己躬子孫、故慎畏制

十一に曰く、叛亂の本は國乏く民貧きに在り、國を乏ふし民を貧ふするは、諸れ財を官庫に秘くし、米を官藏に蝕ばますに在るなり。夫れ畜慾の國に住まん、寧ろ僑誇の國に住まん、畜慾の世は、貨ら上つて都宮に隠れ、僑誇の世は、貨ら下て郷扉に流る、富める民

命貧民恨。我尙不足惜焉。畏制命乎。

は樂んで、己が躬と子孫を惜む、故に慎て制命を畏る、貧き民は恨む、我れ尙ほ惜むに足らず、焉んぞ制命を畏れんや。

第十一章 「日」 主 道

叛亂の本は、國乏しく民貧しき爲めである、國を乏しくし、民を貧しうするこは、諸々の財を官庫に秘し、米を官藏に入れて蝕ばましむるからである、畜慾の國に住むよりは、僑誇の國に住むは、僑誇の國に住むは、財貨が上つて、都宮に隠れ、僑誇の世には、財貨が下つて郷村に流る、からである、富める民は樂しみ、己が身及び子孫を思つてお上の命令に畏る、貧しき人は恨み、自らの身をすら惜まなくなる、さうして、お上の命令に畏れるであらうか。

第十一章は天瑞白鹿の角文の「日」によつて主道を説き、叛亂の依つて生ずる原因は畜慾にある、僑誇は望ましいことではないが畜慾の世よりはよいと説き玉ふた。

十二日主上爲政止於仁
無我學以天度地行人法
之理吾踐乎先皇蹟導臣
於先賢跡安天之天下樂
天之兆庶御天自歸于無
爲御虛莫隆乎王道

十二に曰く、主上政をしろしめ
す事は、仁に止まつて、我無し、學ひ
給ふに天の度地の行人の法の理
りを以てし、吾れ先皇の蹟を踐み
て、臣を先賢の跡に導き、天の天下
を安んじ、天の兆庶を樂します、天
自に御し、無爲に歸し、虛莫に御し
て、王道を隆んにす。

第十二章 「車」 司 道

主上の政を爲すには、仁に於て我無く、學問は天の度、地の行、人の法の理りを以てし、吾れ先皇の蹟を履み、臣を先賢の蹟に導き、天の天下を安んじ、天の兆庶を樂ましめ、天の自らに御し、無爲に歸し、虛莫に御してゐるならば王道が隆んである。

先皇の蹟とは、先皇即ち神武天皇を始め、歴代の聖天皇の御事蹟を行履せられること、この章は専ら天皇親政のことである、説明出来ぬこともないが、それでは正文の意を損する恐れがある、この文を味讀せられ度い。

第十二章は天瑞白鹿の角文「車」の文様を以て司道を立て玉ふた、車は乗物である、天皇御親政の乗物をこゝに示されたものである。

十三日宰職奉政止義無
己學以禮樂勤以奉行非
天皇治御無所原非國家
安全無所議無非道心實
腹無非忠事實體所慮在
宗廟危不在我家所顧在

十三に曰く、宰職の政を奉ずる
は、義に止つて己れ無し、學ぶに禮
樂を以てして、勤るに奉行を以て
す、天皇の治御に非れば原く所無
く、國家の安全に非れば議かる所
無く、道心にあらずんば腹を實に
する事無く、忠事に非ざれば體を

黎民苦不在我身實乎公
虛乎私不案其果

實にする事無し、慮る所宗廟の危
きに在つて、我が家に在らざれ、顧
みる所黎民の苦みに在つて、我身
に在らざれ、公を實にし、私を虚に
して、其果てを案はざれ。

第十三章 「地」 徳 道

諸臣の政を奉ずるは、義に於て己れなく、學問は禮樂を以てし、勤めて奉行せよ。天皇の御統治でなければ原く慮なく、國家の安全でなければ議る處がない、道心でないならば腹を實たすものでなく、忠事であれば、體を實にするこゝがない、常に慮かる處は、皇室のこゝであつて、我が家のこゝでない、考ふべきこゝは、百姓の苦しみであつて、我が身の上のこゝであつてはならない、公事を實にし、私事を虚にして、その果を心配してはならぬ。

この章は諸臣の履むべき道を示されたものである、官吏は法律第何條を記憶すべきこゝは當然であるが、もつゞく必要なきこゝは道心であるこゝを示された。

果を案はざれは、唯一意この守るべきこゝを守つて、皇室の御爲め、百姓の苦しみを思念せよ、然らば、その果は心配がない。各家興亡の蹟を見るに、自分一家の繁榮を計り、皇室の御爲を思はず、下百姓の勞苦を考へてゐないものが皆なその終りがよくない、たゞ蘇我、物部兩家のみではないやうだ。

十四曰王者爲政非吾政
是天政也宰職奉政非吾
政是帝政也以非吾爲非
吾致敬致誠則無己無罪
以非吾爲吾有作恣作卒
則上之一恣降成下之千
痛上之一卒降成下之萬

十四に曰く、王者の政を爲すは
吾が政に非ず、是れ天の政なり、宰
職の政に奉ずるは吾が政に非ず、
是れ帝の政なり、吾れに非るを以
て、吾に非ずと爲して、敬を致し誠
を致す時は、則ち己れ無く罪無し、
吾に非るを以て吾有と爲して恣
を作し卒を作すときは則ち上の

困災起自是。

一つの恣降りて、下の千の痛みと成り、上の一卒降つて、下の萬の困と成る、災は是れより起る。

第十四章 「天」 公道

王者の政事をするのは吾れ自らの政事ではない、是れは天の政事である、諸臣の政事に奉ずるのは吾が政事ではない、是れは天皇の政事である、吾が事でないのだから、吾が事でないよし、敬を致し、誠を致せば已れを無うして罪がない、吾が事でないものを、吾がものよし、恣に爲し、卒爾として之を爲したならば、上の一つの恣が下つて、下のものが千の痛い事となり、上の一つの失策が降つて下のもの、萬はさの苦しきなる、災は是れから起つてくる。

第十四章は天瑞白鹿の角文「天」によつて公道を立て玉ふた。

十五曰。造士蒙政止於敬。以無高爲學止之理以忠。

十五に曰く、造士の政を蒙るは、敬に止まつて以て高ぶる事無か

征忠也仁無己征也義無貪以叛逆不好同以己恨不敵戰進退於救命生死於忠義。

れ學を爲し理に止つて忠征を以てせよ、忠や仁にして己れ無く、征や義にして貪り無し、叛逆を以て好同せざれ、己れが恨みを以て敵と戦はず、救命に進退して、忠義に生死せよ。

第十五章 「水」 時道

軍人は政を蒙るに、敬に於て高ぶるでない、學問をして理を知り、忠征を忘れてはならぬ、忠は仁であつて己れのないことである、征は義であつて貪りのないことである。好むもの謀つて叛逆するでない、己が恨みを以て敵を作り戦ふではない、救命によつて進みもし、退きもする、忠義の爲めに生き、忠義の爲めに死すべきである。

造士は武官、軍人のこと、昔は物部氏の職であり、それから武人のことを「造士」と云つた。
第十五章は天瑞白鹿の角文「水」によつて時道を立て玉ひ、軍人の爲めに忠義を説き救命に進退せよと教へ

給ふた。

十六日。兆庶畏政。止於誠。無欺也。農者耕培。籽稼不知。休工者法作。美存不知。厭商者荷。馱渡步不知。倦藝者問。習案鍊不知。投盡慎於御令。盡勤於命用。

十六に曰く、兆庶は政を畏れよ、誠に止つて欺むること無かれ、農者は耕培籽稼して休むことを知らざれ、工者は法に作り美に存して厭ふことを知らざれ、商者は荷馱渡歩して倦むことを知らざれ、藝者は問習案鍊して投ずることを知らざれ、慎みを御令に盡して、勤めを命用に盡くせ。

第十六章 「籠」 品 道

一般の人民は政事を畏れ、誠なるに欺くではない、農業者は耕作に従事し、休まずに勉めよ、工業家は物を造ることに精を出し、厭ふことを忘れて従事せよ、商人は荷を運び歩いて倦むことを忘れよ。藝を習ふものは案鍊して未完成で放棄するではないぞ、仰せに慎んで、勤めて命用に盡くせよ。

第十六章は天瑞白鹿の角文「籠」は目の器即ち飾であるから品道を立て玉ふた、農工商藝等いろくその職業が異り、働く方面を異にしても、神の仰せであり、天皇の御命であり、父祖の遺命として慎み畏んでその天分を盡くせよとの御訓戒である。籽は音シ、訓はツチカフ。

十七日。政非學不立。學之本。儒釋神也。然好其一者。各惡其二。而嫉其存。欲其亡焉。所以我知爲理。不知爲非也。故政者宜通三不。

十七に曰く、政は學に非ざれば立たず、學の本とは儒と釋と神となり、然るに其一を好むものは、各々其二を惡んで、而も其存する事を嫉み其亡びんことを欲す、これ我が知れるを理と爲し、知らざる

好一矣。恐成其好一者枉。政枉政則王道廢騷動發。

を非と爲す所以なり、故に、政者は宜しく三に通じて一を好まざるべし、恐くは其一を好むことを成せば政を枉げん、政を枉ぐるときは則ち王道廢れて騷動發る。

第十七章 「鼎」法 道

政事は學問でなければ立たない、學問の本は、儒釋神三である、然るに其の一を好むものは、相互に他の二を惡んで、その存在することを嫉んで、亡んでなくなつて終へばよいと思ふ。自分の知つてゐることは理であり、知つてゐないから非爲すのである。それ故、政事に從事するものは、神佛の三道に通じて一つをのみ好んではよくない、こもすれば、その一を好むものが現はれて政事を枉ぐるやうなことをする、政事を枉げたならば王道が廢れて騷動が發るものである。
通憲憲法に於て、篤く三法を敬へ、三法は儒佛神なりと仰せられ、政治家に對して、政家憲法では、學の本は儒釋神なりと仰せられてゐる。

第十七章は天瑞白鹿の角文「鼎」を法と譯し、鼎は三足で立つものであるから、儒釋神の三法を立てられた、鼎はきの一足を缺いても安定しないごとく、神佛の何れに偏しても、又その何れを缺いても人格が圓滿であり得ないごとく、國家も亦安定しないことは申すまでもない。

騷動起るは、國史を讀むに色々な騷動が起つてゐる、この騷動の發つた蹟を見るに、儒釋神の何れかに偏した時に起つてゐるやうである、學者の參究を願ひする。
太子御七歳の砌、敏達天皇に對し奉つて神佛の三法に就て説法し玉ふた記事が「聖皇本紀」に載つてゐる。即ち

敏達天皇七歲春三月十九日、天皇、太子の生才を感て、勅して太子を太殿に徵して、儒釋の教を問ひ玉ふ。

太子奏して曰く、儒は人倫の道にして先皇の道に同じ、是れ道の枝葉なり。佛は大覺の道、天祖の師なり、是れ道の花實なり、二法自ら立ち、吾が神道に合ふ、三を成して大成す。吾道は道の根本なり、本有つて枝あり、枝有つて葉あり、葉有つて本を生ず。自ら三法の經あり、世之を尊び之を習ふ。天皇之を聞しめして押廢することを得ず。

豊浦宮天皇時雁越國獻白鹿。此鹿大長大角。嘗未見聞異物。

依之天皇詔赦此年貢役。天下萬兆大悅。奉幣三輪大神。

秦大連河勝

國猷乎先底感矣。其白鹿爲社貢調赦止者尙神心。

三、儒士憲法

一曰。儒也。五常之宗。五倫之源也。五常修身理倫。五倫立身。建世爲人。不學之。則落禽獸消息。永失君子威儀。其所學先人和。

三、儒士憲法

一に曰く、儒は五常の宗、五倫の源なり、五常は身を修め倫を理む、五倫は身を立て世を建つ、人として之を學ばざれば則ち禽獸の消息に落ちて、永く君子の威儀を失ふ、其の學ぶ所、人の和を先きとす。

三、儒士憲法

第一章 「琴」 和道

儒の道は、五常の宗、五倫の源である、五常は身を修め、倫を理むる、五倫は、身を立て、世を建つものである、人として是を學ばないならば禽獸の境界に落ちて、君子としての威儀を失ふものである、學問をす

るには、先づ人の和が最初である。
この憲法は儒教を奉ずるもの、憲法である。それ故、既に儒教を學んでゐる人々に對して、五常はかうか、五倫はさうか云ふ説明はいらぬ譯である、しかし、初學の人もあるであらうから、それ等の人の爲めに少しく解説を試みることにする。

五常とは、人たるもの、常に身に備へるべき五つの大事、仁義禮智信を云ひ。五倫とは、人たるもの、常に履むべき五つの道、父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信ありの親、義、別、序、信の五つの道を云ふ、人間禽獸の差別はこの五常五倫を心得てゐるか、心得てゐないか、行つてゐるか、行つてゐないかによるものである。昔は五常五倫を履んでゐたものであるが、近來經濟學なき云ふ所謂西洋の學問のみが學問のやうに思はれて、本さうの人生の歩むべき道——即ち五常五倫を教へないことは非常な手落されてゐる。第一章は天瑞白鹿の角文「琴」によつて和道を立て玉ふたことは申すまでもないが、五常云ひ、五倫云ひ、禽獸の消息にさ迷ふ云ひ、君子の威儀を失ふ云ひつても、詮する處人の和——心を和めることであることの御教訓である。

二曰。儒爲宗。取理於天極。尋法於天度。是所以古聖。

二に曰く、儒の宗たる、理を天極に取り、法を天度に尋ぬ、是れ古聖

立學於河洛。宗天通神。曉靈人於天地也。是以人倫和。日用應。或捨天唯云。日用捨神。純云。人常有學無治。似近卽遠。

の學を河洛に立て、天を宗め神に通じて、靈たる人を天地に曉す所になり、是を以て人倫和し、日用應す。或は天を捨て、唯だ日用を云ひ、神を捨て、純ら人常を云ふ、學有つて治無し、近きに似て即ち遠し。

第二章 「斗」 順道

儒教の宗とする處は、理を天極に取り、法を天度に尋ぬることである、古聖は學を河洛に立て、天を宗め、神に通じて靈たる人を天地に曉す所以である、是の故に、人倫相和し、日用相應じた、或るものは、天を捨て、唯日用のものである云ひ、神を捨て、純ら人の常を云ふことになつた、これでは、學問云ふ名があるだけで治まることはない、聖に至る道のやうで、甚だ異つた道を歩んでゐる。
第二章は天瑞白鹿の角文「斗」によつて順道を立て玉ふた。

順スは天アメノに順スふの意である、古聖コセイは河圖洛書カトカシヨによつて、天アメノに順スひ、神カミに通ツじて、靈レイたる人ヒトを導ミいたたものである、近代キョウダイの儒ニホは天アメノを捨スて、神カミを捨スてゝゐる、是れでは、古聖コセイの意イを捨スてゝゐるこゝなる、即ツち天アメノに順スつてゐない、これでは人心ジンシンが治チらず、國家クニカも亦また治チらないこの御教訓ミケウケンである。近キきに似ニて甚シだ違ヒし、ミ、要ヨウを得ユて肺肝フイカンを刺シすものがある。

河洛カカクは、河カは黄河ワカの略リョク、洛カクは黄河ワカの支流シユウである、河カは圖トを出デし、洛カクは書ショを出デす、是れは易經イキョウの有名ユウメイな句クである。河圖カトは一ヒトから十ジュウまで合數ガフスウ五十五ゴジュウゴ、洛書カクショは一ヒトから九クまで合數ガフスウ四十五シユウゴ、双方ソウホウ合ガして百ヒャクなる、この河圖洛書カトカシヨを大成經タチセイキョウによつて解説カイゲすればよいのだが、餘ヨリりに意義イギイ深遠シンエンなので、一般讀者イツパンシヤクシャの迷惑メイワクを思オモふて深入りするこゝを避ヒける。

三曰。儒爲學在禮樂。禮道人儀。樂調人和。學禮諧天節文。學樂諧天運度節我。禮是儀在天。卽在我和我。

三に曰く、儒の學たるや、禮樂に在り、禮は人の儀を道め、樂は人の和を調ふ、禮を學んで天の節文に諧ひ、樂を學んで、天の運度に諧ふ、我を節すれば禮なり、是れ儀の天

樂是調在天卽在我。禮樂天我。皆教維一至於一則道也。是人倫常爾爲常訓。常纒撩則非禮何在道。

に在るは即ち我に在ればなり、我を和するは樂なり、是れ調の天に在るは即ち我に在ればなり、禮と樂と天と我と、皆な教維れ一なり、一に至れば則ち道なり、是れ人倫の常なるのみ、常たるを常に訓へて、纒も撩だるれば則ち禮に非ず、何ぞ道と云ふこと、在らんや。

第三章 「月」 禮 道

儒教の學ニホウに云ふものは、禮レイと樂ガクから成つてゐる、禮レイは人の儀ノリを道ミチめ樂ガクは人の和ニガを調ツへる、禮レイを學んで天の節文セツブンに諧ハひ、樂ガクを學んで天の運度ウンドに諧ハふものである、我ワレを節セしたならば禮レイである、是れ儀ノリの天アメノに在るの即ち

我にあるからである、我を和にするのは樂であり、是れ調の天に在るのは即ち我にあるからである、禮樂は天に我を皆な維れ一つである、一つに至つたならば道である、是れ人倫の常であり、常であるものを常訓へて、禮でも撻れたならば禮ではない、又た道云ふこゝは出來ない。

禮樂は「れいらく」は讀まない、「れいがく」讀む、敬ふ禮を調和せしむる樂のこゝ。

第三章は天瑞白鹿の角文「月」の文様によつて禮道を立て玉ふた、天地に禮樂が存するのであるから天地の間に育生せられる人生はしばらくも禮樂を離れてはならないこの御教訓である。

四曰。儒是博識強記。是要致知格物。其之要。夫子一貫得之。則道也。其體明德。其位中庸。其跡忠恕。曾子謂忠恕非空。謂王者師堯。

四に曰く、儒は是れ博識強記なり、是れ致知格物を要す、其の要は、夫子の一貫たり、之を得るときは則ち道なり、其體は明德、其位は中庸、其跡は忠恕なり、曾子の忠恕を謂ふは空く謂ふに非ず、王者は

舜禹。臣者師周孔孟。所學在德。故無德賓。不足爲師。

堯舜禹を師とし、臣者は周孔孟を師とす、學ぶ所徳に在り、故に無徳の賓は、師と爲るに足らず。

第四章 「台」 政 道

儒は博識強記なものである、知を致し、物を格むるを要する、其要は夫子は之を一貫云つてゐる、之を得れば道である、道の體は明德、其位は中庸、其跡は忠恕である、曾子が忠恕を謂つてゐるのは無駄に云つてゐるのではない、王者は堯舜禹なごを師としてよく、臣者は周公、孔子、孟子なごを師としてよい、學ぶ處は何れを學んでもよいが、それは徳を學ぶべきである、それ故に徳のない人を師にするに足らない。

一貫とは、論語里仁の篇にあり、吾道一以貫之、明德の體、中庸の位、忠恕の跡、その云ふ處は異つてゐても、それは一つであるの意、曾子は孔子の門人、曾參のこゝ。

第四章は天瑞白鹿の角文「台」によつて政道を立て玉ふた、王者は堯舜禹を、臣者は周公、孔子、孟子を師とせよと仰せられて、何故に吾が先皇の御名を擧げ玉はなかつたのであらうか、疑問の起るこゝであるが、この憲法は儒士達を導き玉ふ憲法であるから、彼等の崇拜してゐる人物を掲げて、その例を示し玉ふたものである。

五曰。學問是習曉耳。學習先聖跡。問曉先聖理。文以乘之。或捐跡取理。周之謂學。無跡理。空理。失理。文空。豈爲周孔道。故在人先。人不從。或從無利。

五に曰く、學問は是れ習曉のみ、學は先聖の跡を習ひ、問は先聖の理を曉す、文を以て之を乗せるのである、或は跡を捐り、理を曉す、文を以て之を乗す、或は跡を捐て、理を取つて、之を周して學と謂ふ、跡無きの理は空理、理を失ふの文は空文なり、豈に周孔の道と爲んや、故に人の先に在つて人從はず、或は從へども利無し。

第五章 「鏡」 智 道

學問は習曉にある、學は先聖の跡を習ひ、問は先聖の理を曉す、文を以て之を乗せるのである、或は跡を捐て文を取つて之を儒であるを謂ふ、しかし、跡の伴はない理は空の理であり、理のない文は空文である、さうして、周公や、孔子の道であらうか、故に人を導いてもついて来ない、若しついて来ても役には立たぬ。

學問・文のこの三は、跡・理・乘の三、相通するもので、一即三、三即一の鼎の上に立つてゐる。第五章は天瑞白鹿の角文「鏡」の文様によつて智道を立て玉ふた。

六曰。儒爲由也。修身爾。上古有易曆盾甲修。中古有本草內經修。下古有詩書禮樂修。道德無爲度。三古上煉神。到眞中煉心。到至下煉理。到聖頃。儒捐三皇執三子。此間有偏我失其。

六に曰く、儒の由爲るや身を修むるのみ、上古は易曆盾甲有つて修め、中古は本草内經有つて修め、下古は詩書禮樂有つて修め、道德無爲は三古に度る、上は神を煉つて眞に到り、中は心を煉つて至に到り、下は理を煉つて聖に到る頃、この儒は三皇を捐て、三子を執る、此間に偏我有り、其の煉る所を

所煉。尙下于遠。當棄詩書。禮樂。唯取理之後。儒侂子。崇於周孔。兮不制道廢。

失ふ尙ほ遠きに下つては、當に詩書禮樂を棄て、唯だ理の後儒侂子を取つて、周孔よりも崇めて、道の廢ることを制せざるべし。

第六章 「竹」 官 道

儒道の由る處は身を修むるにある、上代は易曆盾甲の諸經によつて修め、中代は本草内經によつて修め、近代は詩書禮樂によつて修むる、道德無爲は三古に度つてゐる、上は神を煉つて真に到り、中は心を煉つて至に到り、下は理を煉つて聖に到つたものである。然るに、此の頃の儒は、三皇を捐て、三子によつてゐる、この處に偏我を生じて、煉る處を失ふてゐる、尙下代に至つては、詩書禮樂をも棄て、理を説く處の後儒侂子に偏し、侂子を周公や孔子よりも尊崇して道の廢れてくるのを制しやうとしもない。
易は易經、曆は曆經、盾甲も、本草、内經もまた書名である、三古は上古、中古、下古云ひ、三皇は夏の禹王、殷の湯王、周の武王のこゝ。三子とは、孔子、莊子、孟子を云ふ。侂子は、墨子などの如きねぢけ人の意、今の學問はこの侂子を師としてゐるのだから歎かましいこゝである。
第六章は天瑞白鹿の角文「竹」によつて官道を立て玉ふた。

其煉る處を失ふは、先づ撰擇すべき聖典を取違へてゐるこゝ、即ち易經、曆經、盾甲の書を捨て、後儒侂子の書を取つてゐるこゝ、煉るべき對照物は、吾等の心であるのに、その心の所在を忘れ、唯も立身出世なき、稱し、名譽金錢の獲得、人生の五欲に重きを置き、心に曇りの生ずるか、心が磨くか、心の所在を忘れ、天を忘れて終うこゝを、其の煉る處を失ふ云ふのである。

七曰。學儒者。貴異國。歸異先王。故卑吾國。放吾先皇。是依唯知異法。不知吾也。異王讐於吾。必詢黨于彼。故爲學先學吾。儒知吾先皇者。何誤棄自憑他。

七に曰く、儒を學ぶ者は異國を貴で、異の先王に歸して、故れ、吾國を卑うして、吾が先皇を放つ、是れ唯だ異法を知つて吾れを知らざるに依て也、異王吾れに讐せば、必ず彼れに詢黨せん、故に學を爲すには先づ吾が儒を學んで、吾が先皇を知らば、何ぞ誤つて自を棄て

て他に憑んや。

第七章 「冠」位 道

儒を學ぶものは異國を貴んで、異の先王に歸し、その故に、吾國を卑しして、吾が先皇を棄つるものがある、これは、唯だ異國の事を知つて吾が神國を知らないからである。異王が吾が國を尊ぶることがあれば、必ず彼れに従つて行く、であるから、學問をするには、先づ吾が國の儒を學び、吾が先皇の御振舞を知つて居れば、さうして誤りにも自らを棄て、他に憑るやうなことはない。

異の先王は、前掲の禹王湯王武王等であり、吾先皇は、神武天皇を始め奉り曆代の聖天皇のこゝである、この章は、先入主のぬけ難いこゝを説かれた。

第七章は天瑞白鹿の角文「冠」によつて位道を立て玉ふた。

八日講大學非主上莫唱
平天下非宰職不說治國
恐令庶民望州邦令造士

八に曰く、大學を講ずることは主上に非んば平天下を唱ふること莫かれ、宰職に非んば治國を説かざれ、恐くは庶民をして州邦を

望天下破齊元危寶祚吾
國法無欲無邪其促望之
誨悉停止

望ましめ、造士をして天下を望ましめん、齊元を破り、寶祚を危ふせしめ、吾國の法は欲無く邪無きなり、其の望を促すの誨は、悉く停止せよ。

第八章 「契」信 道

大學を講ずるこゝは、主上に非らざれば平天下を唱へてはいけない、大臣及諸臣でなければ、國を治むるこゝを説いてはいけない、平天下を無暗に説いては、庶民をして州邦を望ましむるこゝなる、また、武人をして天下を望ましむるこゝなる。是れでは、齊元を破り、寶祚を危うからしむるものである、吾が國の法は無欲であり、無邪であるのである。その野望を起させる誨は、悉く停止すべきである。

大學の教は支那の教であるから、彼の地では平天下を誰が説いてもよいが、我が日本國は國柄が彼の地と違ふから主上でなければ説いてはいけない。

齊元を齊元も書く、齊も齊も、もは同一字である、古語ではイミツモトミ讀む、元をいつきまつるの意、

神國のこゝ。實祚を天津日嗣に讀む、吾が神國にのみ實元あり、吾が神國にのみ實祚がある、異國にはこのこゝがない。日本神國と外國の人間國との相違點がこゝにある。
第八章は天瑞白鹿の角文「契」によつて信道を立て玉ふた。

九曰。儒士以湯武爲聖爲師。異國尊理故無咎。臨於吾國也。齊元罪人也。齊元尊法不立若之理以危寶祚。當天亡也。

九に曰く、儒士は湯武を以て、聖と爲し師と爲す、異國は理を尊ぶ故に咎無し、吾國に臨みては、齊元の罪人なり、齊元は法を尊んでかくの若きの理を立てず、以て寶祚を危ふし、天の亡びに當る。

第九章 「龍」 謙 道

儒教の徒は湯武を以て聖と尊み、師としてゐる、異國は理を尊んでゐるからそれでも咎がない、我が國では齊元の罪人となり、齊元の日本國に於ては法を尊んでゐて、若きの如きの理を立てない、これが、實祚を危う

し、天の亡に當るものである。

湯武は、殷朝初代の湯王と周の武王のこゝ。天亡は、天によつて亡はされるこゝ、即ち生きては天の罪人となり、死してはその名を辱め、死後の世界に於ては靈魂の苦しむこゝを天亡と云ふ。

第九章は天瑞白鹿の角文「龍」によつて謙道を立て玉ふた。龍の如く謙道を守れば身を全うするし、謙道を守らねば本文の如く天亡に當るの御教訓である。

十曰。擊異端於孔子有言。於孟子有名。於聖道有害也。楊墨荀告其人也。未曾及黃老西方。今凡儒恣逸。必及黃老佛神。孟子無不足。外擊眞至佛神。即破聖。

十に曰く、異端を撃つは孔子に於て言ふ有り、孟子に於て名有り、聖道に於て害有ればなり、楊墨荀告其の人や、未だ曾て黃老西方に及ばず、今の凡儒恣逸にして、必ず黃老佛神に及ぶ、孟子足らざる無し、外か眞至佛神を撃つ即ち聖を

破政厥罪甚於叛逆。

破り政を破る、厥の罪み叛逆よりも甚だし。

第十章 「花」 事 道

異端を撃つことは孔子之言ひ、孟子も亦た名高いものである、かゝる聖人達が何故異端を撃つか云へば、それは、聖道に善があるからである、異端の主なもの、楊墨荀告その人達で、この異端達でも黄帝や、老子や、釋尊を撃つ云ふことをしなかつた、然るに今の儒者は、恣まゝに黄帝老子佛祖さては神に至るまで毒筆を走らせて敬意を失してゐる。孟子は足りないことはいない、外に眞至佛神を撃つては、聖を破り、政を破り、その罪は大罪とせられてゐる、叛逆の罪は大きいものである、しかし、その叛逆の罪よりも尙ほ甚だしいものは黄帝、老子、佛祖さては神に對し毒筆を弄する事である。

異端とは、佛教ではこれを外道と云ひ、神道では邪道と云ひ、古聖の教を亂す及ぶその教を奉ずる人々を云ふ。今儒とは、楊子、墨子、荀子、告子なきの異端を云ふ、この異端者でも黄帝や、孔子や釋尊を撃たなかつた、更に下つては眞至佛神を撃つのであるの意。神佛があるまきぬなき、云ふのも同じことで、異端、外道、邪教の最たるものである、亦た、神様がある云つて自分勝手に神觀を立て、自己一流に即ち勝手に法を立てることは聖を破るものであるから、異端であることは云ふまでもない。

楊は楊朱のことで、楊朱は利己主義を説き、墨は墨翟のことで、兼愛説を説き、荀は荀卿のことで、春秋戰國趙の國人で、彼は孟子の性善に反對して性惡説を唱へた。性善説がよいか、それとも性惡説がよいかは、學習者の知らんとする處である。第十章は天瑞白鹿の角文「花」の文様によつて事道を立て玉ふた。

十一曰。孔子不語怪力亂神。其所欲在常道治倫。故不語是異儒耳。吾國不同彼方。怪者神之功用也。不說則無乎神德。神者吾國德體。不說則無乎齊元。強依此句者。吾國罪人。

十一に曰く孔子は怪力亂神を語らず其欲する所常道治倫に在り、故に語らず、是れ異儒のみ、吾國は彼方に同じからず、怪は神の功用なり、説かざれば則ち神德を無みす、神は我國の德體、説かざれば齊元を無みす、強いて此句に依る者は吾か國の罪み人なり。

第十一章 「日」 主 道

孔子は怪力亂神を語らず、云ふは、その目的とした處は、常道であり人倫を治むる爲めに、こゝさらに語らなかつた、これは、異儒なのである、吾國は彼の國とは同じではない、怪力亂神を説かないならば、神徳を蔑視することになる、神は吾國の徳體であるから、神を説かないならば、神道を亡ぼすものである、強いて支那の經典にかゝる句があるからして、神の功用、神の徳體を説かないならば、吾が神國の罪人である。

不語怪力亂神とは、孔子の有名な句であり、誠に支那の國民性には必要な句である。云つて、日本神國に於て、強いてこの句によつて説いたならば、神の功用、神の徳體を蔑視し飛んでもない罪人となるこの御教訓である。この句は、西洋の法理、西洋の物質科學に迷信し、神の徳體を蔑視する連中に對しても、適樂でなからうか。

孔子の教は、怪力亂神を説いてゐないから、教が足りない云ふのではない、孔子は、強いて神佛の問題に觸れなかつただけで、神佛の存在を否定してはゐない。

十二日謂如神在以爰亡
爲爰在句氣也是祭幽精

十二に曰く、神在ますが如しと謂ふは、爰に亡きを以て、爰に在り

冥靈歸紫歸黃國方也吾
國天降神地生祇開闢來
鎮座雖幼兒毋不知矣頻
說施恐疑鎮座歟於齊元
國勿講說

と爲すの句氣なり、是れ幽精冥靈の紫に歸り、黃に歸るを祭る國方なり、吾國は天降ります神、地生ります祇、開闢より來かた鎮座ります、幼兒と雖ども、知らざること無し、頻りに説き施さば恐くは鎮座を疑はんか、齊元の國に於ては講説すること勿かれ。

第十二章 「車」 司 道

神のますが如し、謂ふのは、爰にないからして、爰にましますとするの句氣である。是れは、幽精冥靈の紫に歸り、黃國に歸るを祭るの方である。吾國は、天降ります神、地になり出でます祇、天神地祇が開闢

より鎮座してゐますこゝは、幼兒でも知つてゐる疑ふものはない、神の鎮まります事を疑ふ説を齊元の國で流布してはいけない。

如きは、ごましの意、佛家では、不變不滅の眞理、本覺、眞如等に用ひられ、如來、如去もこゝから來てゐる。幽精は、かすか、こまかいの意で、何れも目に見へないものをさしてゐる。冥靈は、靈魂のこゝ。紫は、紫は色の頂上なるもの、窮極の義にして、天國、極樂をもさしてゐる。黃國は、神道ではよもつ國、儒教では黃泉國、佛説で地獄云つてゐるのがそれである。齊元國は神道の國のこゝ、また日本國のこゝ、元を齋くは、天地の根元を崇敬するからである。

第十二章は天瑞白鹿の角文「車」によつて司道を立て玉ふた。

十三曰古儒爲知也。天有
帝神有變。地有后祇有化。
人有魂魄有奇。物有精靈
有怪。皆天有也。聖人立天

十三に曰く古儒の知たるや、天に帝神有つて變有り、地に后祇有つて化有り、人に魂魄有つて奇有り、物に精靈あつて怪有り、皆天有なり、聖人は天有を立て、人常を

有。治。人。常。故。致。泰。平。不。差。
宗。源。頃。儒。捐。虛。神。佛。通。妙。
也。如。有。爲。有。則。法。立。人。伏。
劫。有。爲。無。則。法。廢。人。逸。故。
弱。皇。制。拔。神。力。是。不。知。政。
只。立。己。也。

治む故に泰平を致して宗源に差はず、頃ろの儒は神佛の通妙を捐虚す、有るが如きを有りて爲せば、則ち法立ち人伏す、有を劫めて無と爲せば、則ち法廢し人逸す、故に皇制を弱ふし神力を抜く、是れ政を知らず、只だ己を立つるなり。

第十三章 「地」 德 道

古儒の教は、天には帝神あつて變あり、地に后祇あつて化あり、人には魂魄あつて奇あり、物には精靈あつて怪がある、こゝに説いてゐる、これは皆な天然自然である。聖人は天有を立て、人間の常を治めたから泰平であつたので宗源に差ふものでない、然るにこの頃の儒は神佛の通妙を捐てゐる、有るべき神佛を有りして行

けば法が立ち人も亦た伏するものである。有るものを無しにしてゐるから、法が廢れ人が放逸に流れ、皇制を弱くし、神力を抜き古儒を廢らしめてゐる。これは政事を知らずして、我が身のみを立てやうにしてゐるのである。

古儒は神ありの儒であるから、神佛の通妙を説いた、後儒は、神佛の通妙を棄て、唯だ理を立て神を棄てた神なしの儒。己を立つるは、迷蒙の學説を流布し、博士號を取り世人を誑惑し、世に害毒を流すの類。宗源は、古語タカツモトミ訓む、天物黎命の相傳、神職憲法第一章に詳述。

却の音はケフ(コウ)、訓はカスメル、劫の音はコウ(ケフ)、訓はカスメル異形同意。

十四曰爲學者須學先儒。

十四に曰く、學を爲す者は須ら

不依後儒先儒見鬼神知

く先儒を學んで後儒に依らざる

黃泉古史所載故人伏不

べし、先儒は鬼神を見、黃泉を知る、

逸不背吾神然後儒會鬼

て逸せず、吾神に背かず、然るに後

歸謂野土解神申言空虛

儒は鬼歸を會して野土と謂ふ、神

未察歸極之鬼申元之神

は申と解いて空虛を言ふ、未だ歸

而大撥鬼魂冥府嗟非唯

極の鬼と申と元との神とを察せ

破古史破天有破人極破

ず、而かも大に鬼魂冥府を撥す嗟

鎮實破政元是挑傍不顧

唯だ古史を破するのみに非ず、天

政也。

有を破り、人極を破り、鎮實を破り、

政元を破る、是れ傍を挑して、政を顧みざるなり。

第十四章 「天」 公道

學問をするものは、古儒を學ぶこゝが第一で、後儒に依つてはいけな、古儒は鬼神を見はし、黃泉のあるこゝを知つてゐる、これは古史の書いてある所である、それ故、人々伏ひ、放逸に流れない、亦た、吾が神道にも背いてゐない。それなのに、後の儒は、鬼神を會して野土と云ひ、神は申と解して空虛なものだ云ひ、歸極の鬼と申と元の神とを察知してゐない、そして、大に鬼魂冥府を撥はがせたりなす、古い聖典を破るのみでなく、天然自然を破り、人界を攪亂し、神の鎮座を破り、政の元を破る、是れは聖を挑て、政を顧み

ないものである。

先儒は、古儒のこゝで、神ありの儒教、後儒は、中古の儒教のこゝで、中古既に神なしの儒教に轉落してゐた、近儒に至つては更に見るに堪へない。野土はやくに立たない、價値なき意。歸極の鬼は、これは一度びこの地、即ち現象界に現れ、肉體死して幽極に歸つた鬼魂のこゝ。申は、かきねる、くりかへす意。天然自然がくりかへしてゐる有りさま、これを神なしと見るのが後儒、これを神業なりと見、神なりと説いてゐるのが古儒である。元の神は、天地剖判以前から常に存在する神を云ふ。挑は音テウ、訓はウツ、イドム等。第十四章は天瑞白鹿の角文「天」によつて公道を立て古儒と後儒との相違を説き玉ふた。

十五日、後儒謂神陰陽之靈故罔云常躬鎮座又謂魂氣血之精也故議思死魂散滅是人間理量非神佛仙見知罔鎮座則三輪

十五に曰く、後儒は謂へらく、神は陰陽の靈なりと、故に常躬鎮座を云ふこと罔し、又た謂へらく魂は氣血の精なりと、故に議つて死魂は散滅すと思ふ、是れ人間の理量にして神佛仙の見知に非ず、鎮

五瀨不知所立魂散滅則
窺狹芳野云何立然則誓
神服祇並不立政失其堅

座を罔すれば、則ち三輪、五瀨、立つ所を知らず、魂散滅するときは、則ち窺狹芳野いかなぞ立たん、然れば即ち神に誓ひ祇に服つる、並に立たず、政其の堅きを失ふ。

第十五章 「水」 時 道

後儒は神は陰陽の靈であるを謂つてゐる、それ故に神の常躬鎮座し給ふことを云はない。又た、魂は氣血の精であるを謂つてゐる、それ故に、死魂は散滅してあまたもなくなると思ふてゐる。それは、人間の推理から達した僻論であつて、神や、佛や、仙なきの如き覺者の見知は恐ろしく隔つてゐるものである。鎮座を否定しては、三輪明神、伊勢大神の立つてゐる所を失ひ、魂散滅するを云ふ教を立て、は窺狹や、芳野や、その他の神々をさうするのか、然らば、神に誓ひを爲し、祇に祭りをするこゝも立たなくなる、又た政事も堅いこゝがなくなつて弱くなつて終ふ。

常躬鎮座は、齋元の神が常任鎮まり玉ふこと、これは神國にのみあつて、外國にはなし。死魂散滅は、

死んだ後ち靈魂が散滅するに云ふ説、佛説では阿含經や、法句經で説いたもので、これは初學のものを導く爲めの方便説教である、大乘に對して、これを小乘經に云ふ。この方便説法が後儒に一脈相通するものがあるのが不思議だ。三輪五瀬は、大和三輪明神と伊勢の大神のこゝ、神代からの神々で、常躬鎮座である。菟狹芳野は、字作八幡宮は應神天皇御崩御の後、靈射を示現し玉ひ、また、芳野は吉野神社で、安閑天皇靈射を示現し玉ひ、宣化天皇の時に御鎮祭になつたもので、魂散滅せざる爲めに例を引かれたものである。

第十五章は天瑞白鹿の角文「水」によつて時道を立て玉ひ、陰陽、常躬、魂について神佛仙等の覺者の説を人間の推理の辭論に就て教示し玉ふた。

十六日孔子稱西方聖人
美老子龍焉然學儒以非
爲務或謂寓言孔子聖人
列子眞者何夔婉所詐也
老子古儒冲莫聖無爲説

十六に曰く孔子西方の聖人を稱し老子を龍かき美む然るに儒を學んで非るを以て務めと爲し、或は寓言と謂ふ孔子は聖人にして列子は眞者なり何ぞ夔婉して詐る所ぞ老子は古儒にして冲莫

道體釋佛天服神伏尊不
下人間測誹是諍之本諍
卽騷之根

の聖なり無爲を道體と説く釋佛は天服し神伏ふの尊なり人間の測かるに下らず諍るは是れ諍ひの本諍ひは卽ち騷ぎの根なり。

第十六章 「籠」 品 道

孔子は釋尊のこゝを西方の聖人とほめ、また、老子を龍なりとほめてゐるのであるのに、儒教を學んだものが、孔子の言を忘れて、釋尊や老子を非るこゝをやつてゐる。孔子は聖人であり、列子は眞者である、さうしてへつらつて詐る所があらうか、老子は古儒冲莫の聖であり、無爲を道の體と説き、釋迦佛に就ては天神地祇が讃歎し奉つてゐる、人間の測り知るこゝの出來ないほかに尊いものである、諍るは諍の本であり、諍は騷の根となるものである。

龍は、至大の生物にして凡眼の見るを得ざるもの、また、轉じて凡慮の計り知るべからざる智慧のこゝ。冲莫は、佛説の覺者、眞如のこゝ。無爲は道教では玄之又玄。佛説の若般、佛知見のこゝ。

第十六章は天瑞白鹿の角文「籠」によつて道を立て、籠は飾であるから、教を飾ひ分けて釋尊や、老子や、孔子に就てその教の品位を説き玉ふた。

十七日神學豎有三部總三元橫有五鎮攝六合明汝之始治汝之今佛學豎有三學導五乘橫有三諦束萬法教汝之終應汝之今儒學豎有五倫立人世橫有五常修人道不背於神佛終始共理之絕極非挑可絕者

十七に曰く、神學は豎に三部有つて三元を總へ、横に五鎮有つて六合を攝す、汝が始めを明し、汝が今を治む、佛學は豎に三學有つて五乘を導き、横に三諦有つて萬法を束かね、汝が終りを教へ、汝が今に應ず、儒學は豎に五倫有つて人世を立て、横に五常有つて人道を修む、神佛の始終に背かず、共に理の絶極なり、挑み絶つべき者に非ず。

第十七章 「鼎」法 道

神學は豎てに三部あつて、三元を總べてる、横には五鎮あつて六合を攝してゐる、汝が儒教の始めを明かにし、汝の今を治めてゐる。佛學は豎に三學あつて五乘を導き、横に三諦有つて萬法を束ねてゐる、汝の終を教へ、汝の今に相應してゐる。儒學は豎に五倫あつて人世を立て、横に五常あつて人道を修むるもので、神佛の始終に背くものでない、三學共に理の絶極であるから、お互に排撃し合ひなすべきものではない。
第十七章は天瑞白鹿の角文「鼎」によつて法道を立て、鼎の足の三足たるによつて、三法を立て玉ひ、神儒佛をその一足に譬へ、その何れの一足でも缺くるまきは安定を缺くものだとの御教訓である。
神道の豎の三部は神職憲法に於て明かにし、佛學の三學等は釋氏憲法の第十七章に於て説明して置いたその處で見られ度い。

御父上用明天皇に對し奉つて、太子は如何説法遊ばしたであらうか。「聖皇本紀」による三御十五歳の時に儒釋の學を立て玉ふたのは左の如くである。

用明天皇元年八月、天皇、太子の徳を悦び玉ひ、而も命じて、學品を儒釋の經に立つ、各々學品を分るに、弘束の學を以てす。太子法を立て群卿に命じて曰く、孝經、大學、中庸に依りて、文を習ひ、理を解し、跡を學ぶことを名けて束學と爲す、是れ儒宗の大意なり……四恩經、五善經、三諦經は總束の學なり……釋學に宗別有り、宗の徒必ず師に執し、師に執して諸佛を捨つ、是れ迷愚の常、凡我の常なり。所以は何。其宗の徒等迷うて、人師に著す、知らず人師は凡夫の迷者なりと。必ず我執の妄を好む有つて、

其好を舍つる事能はず、或は其好に合へば、非なりと雖、太だ之を信ず、若し其好に背く時は、是なりと雖、嫌憎す、還つて惟ふ、師は是れ聖者なり、某の佛は權化より來るの人なり、ともかくも、皆な師に従ふ、此の惑有るを以ての故に、終に佛敎に合はず、邪路に入る、故に弘東の學を立て、預め其の邪路を閉つ……惡を改めて、善を行じて以て眞・俗・中の道を立つ、是れ萬藏の本意なり。

若し此の本意の道に背て、別法を立つれば、是れ即ち外道の徒なり、三世の佛敵なり、世間に益を失し、出世には道を廢す。即ち王國の賊にして、又た佛界の魔なり、故に宗を説かんと欲する者は、先づ須らく、東學を説くべし天皇之を聞いて、聖宗を解くことを明かにし、大に喜んで奉行し玉ふ。

四、神職憲法

一曰、神道三才本、萬法根也。宗源成、天地齊元立、日祚靈宗明、心性三部一、乎道異乎施、以之爲體、大社衛天下、國社護國家、縣社守群民、三社領風雨、掌禍福、以之爲用、體用一乎其

四、神職憲法

一に曰く、神道は三才の本、萬法の根なり、宗源は天地を成し、齊元は日祚を立て、靈宗は心性を明す、三部は道を一にして、施を異にす、之を以て體と爲す、大社は天下を衛り、國社は國家を護り、縣社は群民を守る、三社は風雨を領し、禍福を掌る、之を以て用と爲す、體用其治を一にして、吾が國の基と爲

治爲吾國基祭以禮祈以
理事以信則神我和一道
在茲。

す祭るに禮を以てし祈るに理を
以てし事るに信を以てすれば、則
ち神と我と一に和して、道茲に在
り。

第一章 「琴」 和 道

神道は世の中の本であり、惣てのもの、根源である、宗源は天地を拵へ、齋元は天津日嗣を立て、靈宗は心性を明かにする、三部は一つの道であつて、行き方を異にしてゐるに過ぎない、これが體である。大社は全大宇宙を衛り、國社は國家を護り、縣社は人民を守る、大社國社縣社の三神社は風雨を鎮り、禍福をも掌り玉ふ、これが用である。體は用を其治め玉ふことが一つで、これが吾が國の基である、神を祭るに禮を以てし、祈るに理を以てし、事ふるに信を以てしたならば、則ち神と我と一つに和して、道が茲に在るのである。

この憲法は神に奉仕する神職等の爲めに制定し玉ふた憲法であるから神職憲法と云ふのである、從つて、専門の語が多い。三才とは、云ふまでもなく天地人の三才である、よつて世の中を譯して置いた。萬法は萬物である、よつて惣てのものに譯した。宗源とは、天物、黎命相傳、神傳は河内國官幣大社平岡神社に鎮祭。齋元とは、天太玉命相傳、神傳は官幣大社阿波神社に鎮祭。靈宗とは、天思兼命相傳、神傳は五十鈴宮鎮祭。

三部とは、宗源、齋元、靈宗の三部であつて、神道は是れによつて全いのである、この三部は、天照皇太神が高天原で説かせ玉ひ、三神是れを享け、天孫降臨と共に地上に傳はり、更に推古朝に至つてその本文と共に解説を傳へたものが「神教經、宗德經」である。現在の神道と呼ばれてゐるものは、齋元の一部を以て全部なりと理解してゐるに過ぎない。神我和一とは、我慾で動いてゐるのが神と我と別々である、この境地から我慾を祓つて一步一步神に接近して行く時代が修養時代である、道に入りかけたもので、まだ、道に入つたとは云へぬ。更に進み進み、修養して神の御心の如く、廣大な御心、慈悲な御心、微密な御心になつて、始めて御杖代と云ひ得る、こゝが神我和一である。

第一章は天璫白鹿の角文「琴」によつて和道を立て玉ひ、琴は音樂を意味してゐて、これが神の御神樂にも通うてゐる、よろしく、御神樂の徳を蒙つて、人生の我執——驕慢心を和めよとの御教訓を拜察する。

二曰、神以正眞爲體、以靈
驗爲用、御天鎮地、故神職
者認得己正眞眞善之性、
不敢放遺、信崇神、妙怪靈

二に曰く、神は正眞を以て體と
爲し、靈驗を以て用と爲す、天に御
し地に鎮む、故れ、神職の者は、己が
正眞眞善の性を認得して、敢て放
遺せず、神の妙怪靈驗の徳を信崇

驗之德。更不馴慢。住神之
我之一奉事拜陪。

して、更に馴れ慢らざれ、神と我との
の二に住つて、事へ奉り拜ひ陪れ。

第二章 「斗」 順 道

神は正眞を以て體となし、靈驗を以て用となし、天に御し、地に鎮まります、それ故、神職は己が正眞、眞善の性を認め得て、放逸なきをすするでない、神の妙怪であり、靈驗の徳を信じ崇めて、決して馴れたり、慢れてはいけない、神と我が一つになつて、事へ奉り、陪り拜むべきである。

御天鎮地を天に御し地に鎮まりますと譯して置いた、其意味は、神徳は天を覆ひ玉ひ地に周ねしの意である。第二章は天瑞白鹿の角文「斗」によつて順道を立て玉ひ、神職は神の妙怪、靈驗を崇め信順せよとの御教訓である。

三曰。奉幣之法。止慎敬。安
日心於神極。重手取玉串。

三に曰く、奉幣の法は慎敬に止
まつて、日心を神極に安き、重手に

以斜中心。左足踐陽天。右
足踐陰天。渡廣前。靜々然。
嚴々如。而陪内門。敬蹲踞。
自己神之靈躬。寶幣神表。
識祝言神之性理。正殿神
之德界。奉供神之氣生。五
法一乎正奉之。以禮。

玉串を取つて以て斜に心に中つ、
左足は陽天を踐み、右足は陰天を
踐む、廣前を渡るに靜々然、嚴々如
として、而も内門に陪り敬て蹲踞
まり、自己は神の靈躬、寶幣は神の
表識、祝言は神の性理、正殿は神の
徳界、奉供は神の氣生にして、五の
法は正を一にす、之を奉るに禮を
以てす。

第三章 「月」 禮 道

奉幣の法は慎敬に止まつて、日心を神極に安き、重手に玉串を取り、それを斜に心に當て、左の足は陽天を

踐み、右の足は陰天を踐み、廣前を進むには、靜々然、嚴々如ミして歩み、内門に陪り敬ふて蹲踞し、自己は神の靈躬であり、實幣は神の表識であり、祝言は神の性理であり、正殿は神の徳界であり、奉供は神の氣生である、この五法を正ふし、之を奉るには禮を以てせよ。

奉幣は、ぬさを奉るこゝ、我國神代からの法式である。法は、こゝでは作方、しかたの意である。日心はあまつこゝろミ訓す。重手は雙手のこゝ、左右の兩手の意。氣生をみこみぶきミ訓じてゐる。正を一にすは、神は正しいものにきまつてゐる、己の心を正しうして神ミ合一するこゝである。

第三章は天瑞白鹿の角文「月」によつて禮道を立て玉ひ、奉幣その他の五法を教へ玉ふた。禮は人生相互の間に於ても重要な部門を占めてゐる、神を祭るに於て尙更のこゝである。

四曰事神道止誠信不測
神境測之也聖人尙不能
況凡夫故如愚止誠信妄
測者不稱神意

四に曰く、神に事ふる道は、誠信に止つて神境を測らざれ、之を測るや、聖人すら尙ほ能はず、況んや凡夫をや、故れ愚なるが如くして、誠信に止まれ、妄りに測る者は、神

意に稱はず。

第四章 「台」 政 道

神に事へ奉るには、誠信に於て、神境を測つてはならぬ、之を測るこゝは、聖人できへ出来ないこゝである、まして、凡夫に於ては尙更のこゝである。であるから、愚人ミ同じやうにして、誠信に於て、妄りに神境を測つては神意に稱はない。

神境は「かんさか」ミ云つて、神様の御境界のこゝ。

第四章は天瑞白鹿の角文「台」によつて政道を立て、凡夫の妄想を以て神境を測らず唯だ誠信に奉事せよミの御教訓である。

五曰社行法止恭敬神是
眞明境由之社事百箇皆
靈事也等閑仕方焉能之
故致崇尊格敬恭

五に曰く、社行の法は、恭敬に止まれ、神は是れ眞明の境なり、之に由て社事百箇皆な靈事なり、等閑の仕方焉んぞ之を能くせん、故に崇尊を致はめ敬恭を格たせ。

第五章 「鏡」 智 道

社の行法は恭敬を以てせよ、神は眞明の境であるから社の事へこまかく皆な靈事である、等閑のふるまいではさうして神慮に叶ふこゝがあらうか。であるから、崇尊をきはめ、敬恭を格して事へ奉るべきである。靈事とは「あやしみこゝ」訓じ、奇しびな、尊い事の意。等閑とは、なをさりの振舞、ごんざいの仕方。の意。第五章は天瑞白鹿の角文「鏡」によつて智道を立て玉ふた、眞明の境と智道の文字が照應してゐる。

六曰。齊方制在調五齊。所謂五齊者。火食行水。則是火不同。生死血獸食。不食毛畜臭菜。行不觸媠血產尸。水嚴行連齊流沐。則重。

六に曰く、齊の方制、五齊を調ふるに在り、所謂る五齊とは、火と食と行と水と、則ち是なり、火は生と死と血と獸との食に同ふせず、毛畜臭菜を食はず、行は媠と血と産尸とに觸れず、水は嚴しく連齊

修祓除祝言。職者常行詣者。限行。忽則誑神亡身。

流沐を行ふ、則ち重く祓除祝言を修む、職者は常に行ひ、詣者は限つて行ふ、忽にするときは、則ち神を誑し身を亡ぼす。

第六章 「竹」 官 道

齊方の制は、五齊を調へるにある、五齊とは、火と食と行と水と、則ち是なり、火は生死血獸を一所にしない、食は毛畜臭菜を食しない、行は媠血産尸に觸れない、水は連齊流沐を嚴しく行ふ、則ち祓除祝言を重く修するのである。神職は常々之を行ひ、參詣人は參詣する度に行へばよい、忽がせにしたならば、神を蔑にし、自身をも亡ぼすこゝなる。

齊は、いみ、きよめる、ものいみと訓す、齊と齋と元と同一字であつた、後代に別れたに過ぎない、故に何れでもよい。「火」「食」「行」「水」「則」の五齊を調へるには、出産、死去、血穢、獸肉なごの火をさける。毛畜臭菜を食しない。手は媠血産尸に觸れない、連日みそぎし、流れ河でみそぎするは水齊。祓除祝言にはこゝに心を淨めて奉仕するこゝ。

祝言は、のつこゝと訓す、元來目出度き言葉を神前で奏上した、その言葉のこゝ。職者は、神職のこゝ、古

語ではホウリヒトミ訓じてゐる。詣者は參詣人のこと、古語ではモフヒトミ訓じてゐる。
第六章は天瑞白鹿の角文「竹」の文様によつて官道を立て玉ふた、神に奉事するものは竹の如く、曲らず、
虚心で、一本調子に心清かれの御教示である。

七日祭供所由常者謝神
恩別者祓災禍故祭則若
故不用殘略不為輕疎供
儀如法不以恪惜供不加
儉約餘不畜不別黨從供
具不納隨之河流皆行之
以喜悅輒和不曠荒威是

七に曰く、祭供の所由は、常には
神恩を謝し、別には災禍を祓ふ、故
に祭則は故の若くし、殘略を用ひ
ず、輕疎を爲さず、供儀は法の如く
し、恪惜の供を以てせざれ、儉約を
加へざれ、餘は畜へず、黨從を別た
ざれ、供具は納めず、河流に隨つて
皆な之を行ふ、喜悅輒和を以てし、
荒威に曠らざれ、是れ神を祭るな

祭神也。

第七章 「冠」位 道

祭供の所由は、常には神恩を謝し、別には災禍を祓ふものである、それ故に、祭りの則は前例の如くして殘
略を用ひたり、輕がろしく疎末なことをしてはならぬ、お供ものは法の如くにして、恪惜の供を奉てはいけ
ない、又た儉約の供を加へてもいけない、餘りは畜へてはいけない、親疎の別を立て、お下りや餘りものを分
けるでない、皆なものに均しく分かち與へよ、お供への具は納めず、河流に流してしまへよ。喜び和ごやか
にし、荒びまたは曠つたりしてはいけない、これは神を祀る祭則である。

儉約の供を加へざれ、ミは、儉約の爲めに、代用品を以て祭るなごのこみか、陶器で製造した餅の型なごを
買入れてお供をなし、儉約に失し、神を誑らかすが如きを云ふか、謹むべし。不畜の畜は蓄の誤りではない、
古くは蓄と蓄と同意同義である。畜へざれ、ミは、春夏秋冬の祭には、季節相應の御供物があるものゆえ、春
の祭に適する春の季節のものを夏や秋に供しては、季節に會はない、季節に會はない祭式をすれば、それだけ
天が季節を變えるのは當然である。輒は音ナン、軟に同じ。

第七章は天瑞白鹿の角文「冠」の文様によつて位道を立て、常三別の祭式、お供物について鄭重にすべきを
教示せられた。

八曰。說神事。如文。演事。不
以義解。神代。正直。時。造史。
不爲義文。後生。効異典。以
發理會。令神文。成異文。不
免寓說。造言。

八に曰く、神事を説くは、文の如く事を演べて、義解を以てせざれ、神代は正直の時なり、史を造るに義文を爲さず、後生は異典に効ふて、以て理會を發して神文をして異文と成して寓説と造言を免れざらしむ。

第八章 「契」 信 道

神事を説くは文によつて神々の成さつた事を演ふべきで、その義理を解釋してはよくない。神代は正直の時である、史を造るに義文を爲してゐない、後の世の弟子が外國の書籍を習ふて理會する説き方をなし、神文をして異文となし、寓説や造言を免れないやうにして終ふものである。神史を説くことは、慎重に成すべきことで、愚そかに爲すべきでない、この處は、神史を講釋するには、

文字に顯はれてゐるやうに神々の御行動を説き奉るべきで、この事柄はかくの如きことで、その爲めに如何なつたのである、ミ、見て来たやうな私見を加へてはよくない、神代は正直の時であつたから史を造る人は、あつた儘に記し奉てゐる、日本神典は異國の如く巧言令色の國の産でないから、日本神國の國風に合はせて、日本神典は、神典として説く心構えを示されたものである。

一つの例としては、某神道家は、天照皇太神の岩戸隠れを講じて「岩戸隠れは鎮魂である、その證據には、天照皇太神が岩戸隠れ以前ミ岩戸を出られてからの御神格に於て甚だしき相違がある」ミ某地方長官の公堂で説いてゐた。岩戸隠れはミこまでも岩戸隠れ、鎮魂はミこまでも鎮魂であるべきである。「ここに岩戸入り前後に於て、御神格に於て甚だしき相違がある」なき、説き奉り、迷蒙の凡夫の小才で神境をミや角申上ぐることは恐れ謹むべきことであるミの御訓誨ミ拜察する。

第八章は天瑞白鹿の角文「契」の文によつて信道を立て玉ふた。

九曰。神行。先信。次理。理也。
非賢。不徹。非聖。不盡。不徹。
則差。知。不盡。則邪。悟。還無。

九に曰く、神の行ひは信を先にし理を次にす、理や賢に非れば徹せず、聖に非れば盡さず、徹らずしは則ち知に差ひ、盡さざる時は

神乍當咎堅信堅宗依實
明理雖不達無過矣

則ち邪に悟る、還つて神を無みし、乍ら咎に當る、信を堅ふし宗を堅ふし、實に依て理を明らめよ、達せずと雖も過ちなし。

第九章 「龍」 謙 道

神の行ひは信を先にし、理を次にする、理云ふものは賢人でなければ徹らないし、聖人でなければ盡くすこゝは出来ない、徹らないならば知に差ひ、盡くさないならば悟り違ふてゐる、その爲め神を蔑ろにし咎に當るものである、信を堅うし、宗めを堅うし、實によつて理を明かにするがよい、達しないにしても過がない。

神の行ひに就て、既に第七章で神に事へ奉るこゝについて説かれた、第九章では、如何が身に行ふて行くべきかに就て説き玉ふた、即ち、神の行ひは信を主とすべきか、それとも理を主とすべきか、重大問題である、凡夫は理の方面から神を理解し奉るこゝは至難であるから、信を先にし理を次にすべきである説かれた。この點は神道のみではない佛典でも同じこゝで「信を以て入る事を得」云ふ有名な句がある。第九章は天瑞白鹿の角文「龍」の文様によつて謙道を立て玉ふた。

十曰本跡縁起齊依社祠
異也陰屋出郷不屈限還
入自詣他詣不用理赦納
以忌齊嚴祕神鎮社立職
者倦泥爲忽則神去社廢
爾

十に曰く、本跡縁起の齊は、社祠に依て異なり、陰屋出郷は、限りを屈けて還り入れざれ、自詣と他詣は、理を用ひて赦し納れざれ、忌み齊は嚴祕なるを以て、神鎮づまり社立つ、職者倦み泥み、忽せに爲すこゝきは則ち神去り社廢るのみ。

第十章 「花」 事 道

本跡縁起齊は社祠に依り異なる、陰屋出郷は限りのくるまで還し入れない、自詣他詣は理を設けて赦して納れない、忌齊嚴祕なれば神鎮まり社が立つのである、神職が倦み泥みて忽がせにしたならば、神去り給ひ社が荒廢するものである。

本跡は、神々の御顯現のこゝ、本は本地、跡は垂跡のこゝ、垂跡の如何、本地の如何によつて齊が異なるのである。佛が本地で神の垂跡あり、神が本地で佛の垂跡もある。

この垂跡の如何で、献饌に異りがある、佛が本地で神が垂跡である場合は魚鳥の類を献饌しない、神が本地で佛垂跡の場合は魚鳥の類を献饌しないこゝは申すまでもない。

縁起は、由緒のこゝ。齊は、いみ、ものいみ、のこゝ。陰屋は、かけいみのこゝ、家の一室に幽居して謹み日を送るこゝ。出郷は、家を出て他所で幽居して謹み日を送るこゝ、まかていみ訓む。自詣は、あれまふ、自ら参詣のこゝ。他詣は、ひまふ、代人を差立て、参詣せしむるこゝ。

第十章は天瑞白鹿の角文「花」の文様によつて事道を立て玉ふた。

十一日大社以敕使國社命國司縣社命國造貞託神姫正審神者每年降神聞神望應望尋鎮座或怠

十一に曰く大社は敕使を以てし國社は國司に命じ縣社は國造に命す、託神姫を貞かにし、審神者を正しくし、毎年神を降して、神の望を聞き、望みに應じて鎮座を尋

休則神睡久無利尙久則歸天不鎮吾國齊元國神歸天則寶祚不安國威不隆危異國來侵

ぎ、或は怠り休む時は、則ち神の睡り久うして利無し、尙ほ久きときは則ち天に歸つて鎮らず、我國は齊元の國なり、神天に歸るときは、則ち寶祚安からず、國威隆ならず、異國來り侵すこゝを危ぶむ。

第十一章 「日」 主 道

大社は勅使を以てし、國社は國司に命じ、縣社は國造に命じて、託神姫を貞かにし、審神者を正しくし、毎年神を降し、神の望みを聞き、望みに應じて、鎮座を尋ぐがよい、又た怠り休むならば、神睡り給ふこゝ久しうして利を失ひ、更に久しければ、天に歸り給ふて鎮まり給はない、吾國は齊元の國であるから神が天に歸り給ふたならば、寶祚安からず、國威も亦た隆んでない、異國が來つて侵すやうなこゝになる。

託神姫は、かみが、りひめ、神様が御憑りになつて神慮を傳うる人、國史で有名なのは、神功皇后の神憑

りであり、神慮によつて遠く三韓を御親征遊ばし大捷を博し玉ひ、國威を天下に輝かし玉ふた。託神姫によく似たものに御杖代云ふのがあつた、神慮を伺つて奉仕する人であるが、國史で有名なのは日本姫命である、このみこは伊勢の天照皇太神の御杖代でかほしました。神功皇后の三韓御親征は、住吉大神と共に御外征遊ばしたのであるから、皇后は住吉大神の御杖代に申上ぐるこゝが出来た。

審神者を、さには古訓してゐる、神告を承はり、それをしるし留めるもので神功皇后歸神の時武内宿禰がサニハし奉たこゝは、青史に明かである。

伊勢に神鎮まります、天照皇太神は大和から諸國を巡行遊ばし、遂に伊勢に鎮まり玉ふた、諸國御巡行も御神望なれば、伊勢鎮座も亦御神望である。神功皇后三韓から御凱旋の時、廣田、生田、長田、住吉の各神社を祭り玉ふたのは皆な神望によつたものである。

託神姫のこゝから、神功皇后のこゝを書き奉たが、神功皇后を應神天皇の攝政として御歴代に加へ奉てゐないこゝは僻事である、これは水戸學派なごの誤りによるものであらう、推古天皇の御代に、吾が聖德皇太子によつて外征初代の天皇であるから、神功天皇に謚號を奉てゐるのである。

第十一章は天瑞白鹿の角文「日」の文様によつて主道を立て玉ふた。

十二日。宗廟者大連事之。

十二に曰く、宗廟は大連之に事

大社者大徳小徳大仁小仁。國社者大仁小仁大禮小禮。大神大祠無階之神官不事之。無階而事之。是輕神也。國災必起。社稷不穩。

ふ、大社は大徳小徳、大仁小仁、國社は大仁小仁、大禮小禮、大神大祠に階無きの神官之に事へざれば、階無ふして事へば、是れ神を輕んずるなり、國の災必ず起つて、社稷かならず。

第十二章 「車」 司 道

宗廟は大連之に事へ、大社は大徳小徳、大仁小仁、國社は大仁小仁、大禮小禮之に事へ、總て、大神、大祠に階無きの神官が事へてはいけない、位階のないものが事へるこゝは、神を輕々しくするもので、國の災が起つて、社稷穩かでない。

宗廟とは、皇靈殿、伊勢兩宮等を云ひ、大神、大祠とは、大神は三輪明神、大祠は住吉明神菟狹大神、等を云ふ。大連とは、官名であつて、神事を司さる總宰である。大徳小徳等は位階のこゝ、冠位に就ては、通蒙憲法第七章で述べて置いた。第十二章は天瑞白鹿の角文「車」の文様によつて司道を立て玉ふた。

十三日神明無己天之君子神職當則之矣神官動嫉佛典興起挑儒文弘行佛勸大覺儒治人倫不妨汝宗源又不遮齊元自有時來不可得防護寧與妬他隆興己隆興在勤脩隆

十三に曰く神明は己れ無し、天の君子なり、神職當に之に則るべし、神官動もすれば佛典の興起を嫉み、儒文の弘行を挑む、佛は大覺を勸め、儒は人倫を治めて、汝が宗源を妨げず、又た齊元を遮らず、自づから時有つて來る、防ぎ護る事を得べからず、寧ろ他の隆なるを

在學習挑則共廢學則共立

妬まんよりは己を興して隆にせよ、興ることは勤脩に在り、隆ることは學習に在り、挑むときは則ち共に廢し、學ぶときは則ち共に立つ。

第十三章 「地」 德 道

神明は己れなき天の君子である、それ故、神職は之れに則つて學ぶべきである。然るに、神官は己もするに、佛典の興起するのを嫉み、儒教の弘く行はれることを妨ぐるものがある。佛は大覺を勸め、儒は人倫を治めて、汝の宗源を妨ぐるものでなく、また、齊元を遮るものでもない、來るべき時節が來つて、彼の國の教が這入つたもので、彼の教の這入るのを防ぎ護るこゝが出来たものでない、いつそ、他教の隆んになることを妬むよりは、己れの教へを興隆するがよい。興すこゝは勤脩すればよく、隆んにするには學習すればよい、挑むときは共に廢れ、學ぶときは共に立つものである。

大覺とは、佛と同義である、こゝでは佛世尊即ち佛ほきの立派な人格者となつて、天津日嗣を翼賛し奉れ

勸めてゐるの意、宗源は天物、黎命相傳である、その相傳は、佛典に相反するものでないの意なのである。
第十三章は天瑞白鹿の角文「地」の文様によつて徳道を立て玉ふた、地は萬物を載せて高ぶらない、有徳の神職も亦た此の如くあれこの御教訓である。

十四日。吾國天尊齊元之國也。神代尙未祭人魂。混神明人代亦隨之。皇王臣連雖崇先人。不以神號。雖奠陵廟。不以祭禘。依之非如芳野菟狹。已現靈神。勿造社祠。致祭祀。

十四に曰く、吾國は天の尊の齊元の國なり、神代すら尙ほ未だ人魂を祭つて神明に混ぜず、人の代も亦た之に隨ふ、皇王臣連は、先人を崇むと雖も、神號を以てせず、陵廟を奠ると雖も、祭禘を以てせず、之に依て芳野菟狹の如きの、已現の靈神に非んば、社祠を造り、祭祀を致すこと勿かれ。

第十四章 「天」 公道

吾國は天尊の齊元の國である、神代でも尙ほ人魂を祭つて神明に混じなかつた、人代になつても、神代の法則に習ひ、皇も、王も、臣も、連も先人を崇めても神號を以て呼ぶことはなかつた、陵や、廟を奠つても祭神としては祭らなかつたのである、であるから、芳野や、菟狹のやうな、御自分で靈身を現はれ玉ふたお方でないならば、社祠を造り、祭祀してはいけない。

我日本は神國であるから、神人魂を混同し神威を冒瀆し奉るなこの御教訓である、芳野神社や、菟狹の八幡大神は、先天皇御自ら靈身をお示しになつたから、時の天皇が謹んで社祠を營造し玉ふたのである、神社に對して、人臣の魂は魂社し奉祀して、神社を區分し崇敬すべきものでなからうか。

第十四章は天瑞白鹿の角文「天」の文様によつて公道を立て玉ひ、神人魂の別を説き玉ひ、齊元の神人魂を混同することとは神代の法則に反するこの事である。

十五日。天皇崇神明。置神戶。置祭田。然歛神田。不神拜。以神官。不朝事。專食。專

十五に曰く、天皇神明を崇めて神戶を置き、祭田を置く、然るに神田を歛めて神拜せず、神官を以て朝事せずして、専ら食し専ら費や

費名爲盜巫停事神。

す名つけて盗巫と爲す、神に事ふることを停めよ。

第十五章 「水」 時 道

天皇は神明を崇め奉り、神戸を置き、祭田を置き給ふてゐらせられる。然るに、神田を飲め、神拜みをし、神官でて朝事せず、専ら食ひ、専ら費すやうでは、盗巫と名づくる外はない、神に事ふることを已むるがよい。

神戸とは、神田を耕作し、その所得米を神社に奉る爲めに定められた百姓のこみ。祭田とは、神田のこみで、神社の祭典に用ゆるか米や、祭費に充當の田である。盗巫とは、盗みの神職の意で、神に事へ上るこみを忘れて専ら食ひ、専ら費してはならないの御教訓である。
第十五章は天瑞白鹿の角文「水」の文様によつて時道を立て玉ふた。

十六日神明數請脩釋法於社祠於其爲除災增威。

十六に曰く、神明數々釋法を社祠に脩せんことを請ふ、其の災を

宜隨神請也。於釋氏以自意脩令神祇成佛故送于淨土等法永制停莫使僧得脩矣。

除き威を増すが爲めなる於ては、宜しく神の請ふに隨ふべし、釋氏の自意を以て神祇をして成佛せしめ、故らに淨土に送る等の法を脩する於ては永く制し停む、僧をして脩することを得せしむること莫れ。

第十六章 「籠」 品 道

神明しばし、釋法を社祠に修めんこみを請ふこみがある、其災を除くか、威を増す爲めならば、神の請ふに隨ふてもよい、佛弟子達が自分の考へで以て神祇をして成佛せしめ、こみさらに、淨土に送る等の法を脩むるこみはよくない、であるから、この事は永く制し停むるものである、僧をして斯様な脩をさせてはならぬ。

神明ミは、神々のことである、釋法ミは、佛式の加持祈禱等のこと。社祠ミは、ほこらではない、社司のことで神職のこと。淨土に送る、淨土ミは、淨土教の理想境である、百五十年ほぎ以前に、葛城の僧、慈雲は神明を淨土へ送つた古文書のあるのを某寺院で見たことがある。この條はかかる場合のこゝを書かれたものであらう。國の災を除くミか、國神の威を増す爲めに、神の自意で請ふものは、淨土へ送つてもよいが、さもなくば、かゝる振舞は禁止されてゐる。

十七日佛典西說之神道

十七に曰く、佛典は西說の神道

儒文番說之神道太神託

なり、儒文は番說の神道なり、太神

宣神代上事可知也共悉

の託宣にして神代の上事知るべ

物精斷述神史玄幽不可

し、共に物を悉くし斷りを精うし

不兼學

て、神史の玄幽を述べ兼學せずんばある可からず。

第十七章 「鼎」 法 道

佛典は西說の神道であり、儒文は番說の神道である、何れも太神の託宣で神代の上事を知るこゝが出来来る。

共に物を悉くし、斷りを精くし、神史の玄幽を述べてゐるものである、佛典も儒文も神典も共に兼學しなければならぬ。

佛典ミは、西の國即ち印度で説いた神道であり、儒文ミは、番國即ち「ミナりの國」支那で説いた神道である。何れも太神託宣なのであるから、神代の上事が三教を學べば通ずるし、さもなくば、神代の上事に通じないこの御教訓である。

佛典では、佛教に偏し、儒教では、儒教に偏し、日本書紀古事記では神史に偏してゐる、この三教を圓融せしめたものは大成經であり、聖德太子の憲法である。三教をして、一丸にし大成せしめある故に大成經ミ天孫太神が託して命名し玉ふたものであるミ拜察するものである。

太子御年十八才の時、崇峻天皇に對し奉り、治國の要道をお説き遊ばしたこゝがある「聖皇本紀」からその要を摘載する。

崇峻天皇二年、太子、天皇に奏して曰く、國を治むるの慮の是非は必ず學問の間に在り、學問の美惡必ず圖讎に在り、其圖は三法相具す是なり。圖は三を十二と爲す是なり。三法相具す其學備無し、備無し則ち學の心、敵無し、敵無し則ち心修まり、公和なり、公和にして、百官、官と官とす、官を官として、政正しく仁直なり。是の如くして民理り國治る、庶幾は天皇、三法の學を立て玉へ。

天皇勅して曰く、朕不審有り、三法は三國の法なり、皆二無くて足る、何ぞ今、無んば否とせん。太子答へて曰く、世界は皆時なり、一にして足る有り、二にして足るあり、三にあらざれば否なるあり

上古は三國皆な神人たり、正直にして足る、中古は曲る、仁義の功に非ざれば、則ち治するに由無し、末世は悉く邪なり、因果を知らざるときは則ち制するに據る處無し……更に利無きは三法の學人なり。其れ純學の者は、各々二失を帶て行狀善盡くすこと無く、政道に妨害有り、臣少稚なりと雖、生を王家に得て何ぞ政失を嘆せざらん。

天皇又曰く、大王の言や理に於て誠に然り、或は學に於ては難學とせんか。

太子答へて云ふ、今や、天下政を相くるの大家は最も三家に在り、蘇我と、物部と、尾治と是れなり蘇我は王姓にして高く、物部及び尾治は天姓にして相次ぐ。眞道神と、隱山神と、武内公と併びに功有三家立つて三家を爲す、何の難家と云ふことあらん、其功を知つて非らず、妬ざるときは、則ち政を相く。

天皇問ふて曰く、三法の理然なり、國に渡らざる如何。

太子答へて曰く、未だ三法有らざるなり、其國禽獸に類す、八難の其の一なり。

亦復問ふて曰く、辰旦には神道、天竺には無道未だ其の至るを聞かず。

則ち答奉つて曰く、天竺は輪王、彼國の無道なり、辰旦は陰陽、彼國の神道なり。

亦復問ふて曰く、然らば、則ち天竺は佛、佛、神足る、他國の來るを期せず、若し然らば勝國と爲さん。

震旦は無神足る、是を以て中國と爲ん。只我日本國に神道を出すのみ、他は他國に期す、劣國に非ずや。

即ち之に答へて曰く、神史の明す處、高産座神、天竺に人を生じ、大日貴神、辰旦に人を生ず皆是れ我が神なり、吾之を彼と爲す、去來諸尊既に古佛に歸し、大國主神還た調して法を得たり、加之、吾天祖は

佛道の頂尊爲り、三法合見して、其理私無し、又た吾が先皇は是れ吾國の無なり、其上兩國を兼む然らば我國最も尊勝の國なり。

天皇之を聞き玉ひて、大に焉を信伏し玉ふ。

豊浦宮御宇天皇到參川國獻鳳尾三羽畏天意令天下難病

一人療於京依之奉幣於三諸岡

秦大連河勝

金翠鳥名只不知之鳥三羽落然國之
病人藥療給焉

五、釋氏憲法

五、釋氏憲法

一曰求道辭倫成和合衆
住无鬪場是僧道也無欲
故自和合無我故自無鬪
是以入于三寶能受於國
施也然生欲怒發己我失
和德爲鬪諍者爲廢倫盜
不置人中與人食爲廢道

一に曰く、道を求めて倫を辭し、
和合衆と成つて、无鬪場に住まる、
是れ僧の道なり、無欲なるが故に、
自ら和合す、無我なるが故に、自ら
鬪ふことなし、是を以て三寶に入
る、國施を受くるに能へたり、然る
に欲怒を生じ、己我を發し、和徳を
失ひ、鬪諍を爲さむ者は、廢倫の盜
たり、人の中に置き、人の食を與へ

賊不置佛中施佛食。

ざれ、廢道の賊たり、佛の中に置いて佛の食を施さざれ。

第一章 「琴」 和 道

道を求め倫を辭して、和合衆に成つて無鬪場に住するのが、これが僧の道である、無欲であるから和合し、無我であるから鬪ふことがない、この故に、三寶に入り、國の施しを受くる仕格がある云へる。佛戒が斯くの如くであり、國恩が斯くの如くであるのに、欲を起し、怒りを生じ、我が儘を爲し和徳を失ひ、鬪争をしたならば、廢倫の盗人であるから、人の中に於いて人の食物を與へるでない、廢道の盗人であるから、佛の中に於いて佛の食物を施してくれるな。

釋氏憲法は、釋氏即ち釋尊のお弟子達云ふことにて、僧侶及び佛教徒の憲法云ふと同じことである。

第一章は何れの憲法でも、天瑞白鹿の角文「琴」の文様によつて和道を立て、こゝでは、自ら和合す、和徳を説かれてゐる、和合衆は僧侶の別名なので、和合してゐるから僧で、和合してゐないならば僧侶ではない、和合せずに僧衣を着するものあるならば、僧侶のまねをしてゐるのであつて、眞の僧侶ではない。

第一章は讀んだ丈けでよく分かるが、こゝはこゝに重大な章であるから今一應解説して見る、道を求めて出家し、僧になつて鬪争しない處に住するから和合衆云ふのである。無欲だから和合し、無我だから鬪ふこ

こがない、佛弟子として國の施しを受くるこゝが出来るのである、であるにか、はらず、欲心を起し、怒りを發し、佛戒を守らず、國恩を感ぜず、我儘なこゝを爲し、和徳を失ひ、鬪争するのは、名を出家に假りて倫を盗み、盜を働いてゐるものである、人間の食事を與へるでない、道を求める云ふ名目で道を盗み、盜を働いてゐるのであるから、僧侶の中に於いて佛飯を施して食べさせるでない。の意である。

二曰釋典三國通宗百機
歸極也賢者賢宗覺道愚
者愚畏因果不說導政道
不治正萬機故諸國諸王
敬之其興廢在僧道僧者
廢道則佛法失理失跡僧

二に曰く釋典は三國の通宗百機の歸極なり、賢者は賢にして覺道を宗とび、愚者は愚にして因果を畏る、説かずして政道を導き、治めずして萬機を正す、故に諸國の諸王之を敬ふ、其の興廢は僧道に在り、僧者道を廢するときは、則ち

又自亡。

佛法理を失し跡を失ふ、僧も亦自ら亡ぶ。

第二章 「斗」 順道

佛教は三國の通宗であり、百機の歸極である。賢者は賢によつて覺道を宗び、愚者は愚なるが故に因果を畏れ、説かずして政道を導いて世を治め、治めずして萬機を正しうするものである。であるから、諸國の諸王は之を敬ふた、其興廢は僧道にある。僧侶は道を廢したならば、佛法の理を失ひ、跡を失ふやうになる、引繼いて僧も亦た亡ぶる。

三國とは、狹義には、印度、支那、日本。廣義には萬國の意、更に廣義には、天地人三才の全大宇宙のこと。百機とは、萬機と同じこと、政治のこと、又た兆庶のこと。覺道とは、聖道諸經のことで佛教の妙典を學んで覺りを開くこと。また、淨土諸經によつて覺りを開いても敢て差支はない。因果とは、愚者は深遠の理を聞いて理解する機根がない、素直に地獄極樂の圖を拜んで、懲惡勸善の恐るべき理を知り、勤むべきを知れば、一々説明しなくとも、御佛の御名が流れてゐるだけでよく治まるの意である。

この、御佛の御名を流して四天下に流布すればよいが、御佛の御名の代りに、末世迷ひの凡夫を宗祖なきに仕立て、羊頭狗肉をやつて、世を濁してゐない誰が保證し得るであらうか。

第二章は天瑞白鹿の角文「斗」の文様によつて順道を立て玉ふた、順道は詔を慎むことであり、天意に順ふことである、僧道で云へば、佛意に順ふことである。

三曰戒諸佛立極之大門也。故法身舍那花藏先說應化釋迦鹿野先說。是以衆僧受戒入于僧。破戒出於僧。在戒是僧。退戒非僧。心依戒理。德依戒成。無戒破戒。沙門未化。自何教人。

三に曰く、戒は諸佛立極の大門なり、故に法身の舍那は花藏に先つ説き、應化の釋迦は鹿野に先つ説き給ふ、是を以て衆僧戒を受け、て僧に入る、戒を破れば僧を出づ、戒に在るは是れ僧なり、戒を退けば僧に非ず、心は戒に依つて理まり、徳は戒に依つて成す、無戒破戒の沙門未だ自らを化せず、何ぞ人

乎。是費國遊民。王者放徒。

を教んや、是れ國を費すの遊民、王者の放徒なり。

第三章 「月」 禮 道

戒は諸佛立極の大門である、それ故、法身の舍那佛は華嚴經で先づ戒の守るべきことを説かれ、更に應化の釋迦佛は鹿野苑で再びその事を説き玉ふて、衆くの僧は戒を受けて佛弟子になつた、戒を破れば佛弟子ではなく、戒を保つて始めて僧であり、戒を退いたなら僧ではない、心は戒があるので治まり、徳は戒があるので成るのである、戒がなく、戒を破るやうな僧は、まだ自らをすら教化してゐない、さうして、人を教化するこゝが出来やうぞ、是れでは、國の費へであり、避かれ人であり、王者の放徒である。

法身の舍那佛は、るしやなぶつ、大日如來のこゝ、代表作では、奈良の大佛さんである、この奈良の大佛は佛敎に歸依し玉ひ、吾れは三寶の奴なり、宣らせ玉ふた、聖帝、聖武天皇の御勅願であるこゝは餘りによく知られてゐる。

應化は、「應現の化身」を略したもの、即ち肉身を以て此の世に出現し玉ふた佛のこゝ、釋尊のこゝである、内容は法身佛のるしやぶつに少しも異りはないこゝ。

鹿野は、鹿野苑のこゝで、世尊説法の場所、花藏は華藏書いても同じ事で、華嚴經に云ふお經のこゝ。藏は大藏經の略。遊民は、うかれ人即ち殺つぶしの意。放徒は「やつかひもの」の意。

第三章は天瑞白鹿の角文「月」の文様で禮道を立て玉ふた。

四日。戒定慧佛典大綱也。隨機宗趣千萬科。離大綱則無所立。無戒之定是邪定。無定之慧是亂慧。三學立而佛門立。三學壞乃佛門倒。

四に曰く、戒定慧は佛典の大綱なり、機に隨つて宗趣千萬科あり、大綱を離るれば則ち立つ所無し、無戒の定は是れ邪定なり、無定の慧は是れ亂慧なり、三學立つて而して佛門立つ、三學壞すれば乃ち佛門倒る。

第四章 「台」 政 道

戒定慧の三學は佛典の大綱である、機に隨ふの宗趣が千萬の科があつても、大綱を離れたならば、據り處がない。無戒の定はこれは邪定であり、無定の慧は是れは亂慧であり、三學立つて佛門立ち、三學壞るれば佛門

倒れるのである。

三學は、戒定慧の三學のこゝ、鼎は三學の三足によつて立つてゐる、鼎の一足を取り去つたなら鼎は倒れる。又その如く、佛門の三學の中その何れかを缺けば佛門が倒れるこの意である。
第四章は天瑞白鹿の角文「台」の文様によつて政道を立て玉ふた。

五曰爲講者當爲講四部
令僧俗無儀學紛講三諦
令在出無住兼吟講十界
令厭三惡慕三善好二賢
求二聖講四恩令宗父母
敬王者勤人倫歸三寶講

五に曰く講を爲すものは、當に四部を講じて僧俗をして儀學の紛れ無からしむ、三諦を講じて在出をして住兼吟無からしむ、十界を講じて三惡を厭ひ、三善を慕ひ、二賢を好み、二聖を求めしむ、四恩を講じて父母を宗み王者を敬ひ、人倫を

五善令盡善品絶惡科講
五心令曉性理住圓成誨
是聖者布化方也或爲己
執講非七佛通化誨恐佛
道作小徑檀越作罪人

勤めて三寶に歸せしめ、五善を講じて善品を盡して惡科を絶たしむ、五心を講じて性理を曉とし、圓成に住せしむるの誨を爲すべし、是れ聖者化を布くの方なり、或は己執の講を爲せば、七佛通化の誨に非ず、恐くは佛道をして小徑と作し、檀越をして罪人と作さんか。

第五章 「鏡」 智 道

講義をするものは、四部を講じて、僧侶や俗人をして儀學の紛れ無いやうにし、三諦を講じて在家出家のものをして吟ふものゝないやうにし、十界を講じて三惡道を厭ひ、三善道を慕ひ、二賢を好み、二聖を求めしめ、四恩を講じて父母を宗み、王者を敬ひ、人倫を勤め、三寶に歸せしめ、五善を講じて、善品を盡くして、惡科

を絶たしめ、五心を講じて性理を曉して、圓成に住する教へをすることが、是れ聖人達が教化する方式である。然るに、自己の好みによつて講義をするならば、過去の七佛、即ち恒砂の諸佛の通化の誨ではない、若しかするに、佛道を小徑になし、權越をして罪人ならしむる。

四部三諦、十界、四恩、五善、五心等の經典。

十界三惡は、地獄、餓鬼、畜生。三善は修羅、人間、天上。二賢は、聲聞、緣覺。二聖は、菩薩、佛。これを十界云ふ。

七佛通偈は、諸惡莫作、衆善奉行、自淨其意、是諸佛教であり、聖德太子の御教は、諸惡莫作、衆善奉行、自淨其意、是諸佛教(這教大道)である。

第五章は天瑞白鹿の角文「鏡」の文様によつて智道を立て玉ふた。

六日。僧階元戒成立未依、
姓依才比丘上座沙彌下
座。是古佛法節也。或憑朝

六に曰く、僧階は元と戒に依つて立つ、未だ姓に依り才に依らず、比丘は上座なり、沙彌は下座す、是れ古佛の法節なり、或は朝寵を憑

寵。或憑識記。曲高位座應
對諸那佛徒。即俗徒爾。

み、或は識記を憑て、曲げて位座を高くし應對せば、諸れ那ぞ佛徒ならん、即ち俗徒のみ。

第六章 「竹」 官 道

僧階は元と戒に依つて立つもので、姓により、才によるものでない、比丘は上座、沙彌は下座する。こゝは、古佛の定め玉ふ處である。若しか、お上の朝恩に憑つたり、或は學問によつて、物を多少心得てゐる位の事で、曲げて高位に座り應對するやうなこゝでは、さうして御佛の弟子であらうか、それは、俗人のする仕業である。僧階は、僧都か、僧正か云ふ階級のこゝ、姓は、生れた家柄のこゝ、古佛は、釋尊のこゝ、時には過去の七佛のこゝ、識記は、多少俗事を心得てゐるか、又た爵位なきを云ふ。第六章は、天瑞白鹿の角文「竹」の文様によつて官道を立て玉ふた。

七日。僧内住一體三寶外
事住持三寶心不倦身不

七に曰く、僧は内ち一體三寶に住し、外は住持三寶に事へて心倦

惜晝夜勤不移時於咨民庶勤農與僧僧食之不勤其罪無所遯矣僧者不怖罪檀越罪無所遮矣

まず身惜まず晝夜に勤めて時を移さずあゝ嗚呼民庶農を勤めて僧に與ふ僧之を食ふて勤めざれば其罪遯るゝ所無し僧者罪を怖れざれば檀越の罪遮る所無し

第七章 「冠」位道

僧は、内一體三寶に住し、外住持三寶に事ふるものである、心倦まず、身惜まずして晝夜に勤めて時を無駄にしない、そこで、人民が農を勤めて食物を僧に與へる、僧は之を食ふて勤めないならば、其罪遯れることは出来ない、僧侶が罪を怖れないならば、檀越の罪を遮る處がないではないか。

内は心のこゝも、外は身のこゝも。
一體三寶とは、御佛と同じ境地に云ふこと。住持三寶とは、三寶の佛敎を持ち傳へて行くこと云ふことで、寺院、佛像、經卷等を保存する役である、朝夕の勤行なきをして佛敎を傳へて行くこともまた住持三寶である。住持三寶を一體三寶に對して別體三寶とも云ふ。

第七章は天瑞白鹿の角文「冠」の文様によつて位道を立て、一體三寶と住持三寶の別を明かにし、人民と僧侶との關係を説き玉ふた。

八曰爲僧深尋見古佛在處無無報佛報土或理解謂他無古佛自性是又謂諸佛是理名無其人若無成佛人汝悟成何者又謂佛有感應諸理耳作何感應是因果撥無見耳須住

八に曰く僧と爲ては深く尋ねて古佛の在處を見よ、報佛報土無きことなし、或は理解して、他に古佛無し、自性はれなりと謂ふ、又た諸佛は是れ理の名にして、其の人無しと謂ふ、若し成佛の人無んば汝悟つて何者とか成らんか、又た佛に感應有ると云ふは諸れ理のみ、何ぞ感應を作さんやと謂ふ、是

信見諸佛三身境界。

れ因果撥無の見のみ。須らく信に住して諸佛の三身の境界を見るべし。

第八章 「契」 信 道

僧侶は深く心を潜めて古佛のるます處を尋ねて見るがよい、報佛報土の無いこゝがない、こゝもするこゝ、理解に失して、他に古佛なんてそんなものはありはせん、自性こそ佛である云ふ。又た、こゝもするこゝ、諸佛云ふのは、是れは理に名づけたもので、其人はるないこゝも云ふ。しかし成佛の人がるまなぬならば、汝は悟つて何者ならう云ふのであるか。又た、佛に感應する云ふのは、諸れは理のこゝで、さうして感應などがあつてたまるものか云ふものがある。是れは因果撥無の見であつて、誠に地獄行きに相當してゐる。須らく、信仰心を振り起して、諸佛三身の境界を見るがよい。

古佛の在處は、肉眼では見ることが出来ない、佛知見で見得る境地、神眼を得て見よ云ふ。報佛報土は、報佛は報身に同じこゝ、報土は報身の住する土。因果撥無は、佛説ではない、外道の説である、外道の説を信するものは、地獄行であるから、文意をはつきりさせる爲めに、誠に地獄行に相當してゐる、こゝ補足して置いた。

諸佛三身とは、諸佛の持ち給ふ、法報應の三身のこゝ、佛知見を得れば何時でも三身を拜し得るものであり、又た、佛知見を得れば諸佛三身の境に住してゐるものでもある。

第八章は天瑞白鹿の角文「契」の文様によつて信道を立て玉ひ、信徳を説き玉ふたのである。

九曰。歸一佛。依一法。成悉地。是佛典一儀也。是名一行三昧。乃非虛妄。又非大道於釋學。不爲道。於王道不有利佛聖中聖。無我卑道。法中公無私小理。僧君中君。無俗野行而已。諸

九に曰く、一佛に歸し、一法に依つて悉地を成ずるは、是れ佛典の一儀なり、是れを一行三昧と名づく、乃ち虚妄に非ず、又た大道に非ず、釋學に於ては道と爲さず、王道に於て利有らず、佛は聖中の聖たり、我卑の道無し、法は公中の公たり、私小の理無し、僧は君中の君た

惡莫作。衆善奉行。自淨其意。這教大道也。大道當總訓。一行好別訓。

り、俗野の行無きのみ。諸惡莫作、衆善奉行、自淨其意、這教大道也。大道は當に總を訓ふべし、一行は別に訓るによし。

第九章 「龍」 謙 道

一佛に歸したり、一法によつて、悉地を得るこゝは、是れは佛典の一つの儀である。是れを一行三昧と名づけて、虛妄ではない、虛妄ではないがまた大道ではない、釋學ではこれを道としないし、王道では利のあるものではない。佛は聖中の聖であり、我卑の道ではなく、法は公中の公であり、私小の理ではない、僧は君中の君であり、俗野の行ではない。諸惡莫作、衆善奉行、自淨其意、這教大道こそ聖中の聖たる佛世尊の教である、大道を教ゆるには、先づ總訓を以てすべきであり、一行の教は別に訓ゆるがよい。
一佛に歸すは、ある一つの佛にのみよるこゝ、歸すは、憑りかゝる意、一法に歸すは、ある一巻の經にのみよるこゝを云ふ。悉地とは、悟るこゝ。一行三昧とは、大道の綱に對し、一行三昧を目とする。諸惡莫作、衆善奉行、自淨其意、這教大道が綱であり、大道である。この大道を忘れてはならぬ。

天瑞「龍」の文様で謙道を立て、大道と小徑とを説き玉ふた。

十曰。佛典明冥府。明惡報。雖不義者。絕教化。能知則離惡事。又明佛界。明善果。雖無智者。斷學習。能聞則願行善。僧者妄說。令妙經爲寓言。

十に曰く、佛典は冥府を明し、惡報を明かにす、不義者は教化を絶つと雖も、能く知れば則ち惡事を離る、又た佛界を明かし、善果を明かにす、無智の者は學習を斷つと雖も、能く聞くときは則ち願て善を行ふ、僧は妄りに説いて、妙經をして寓言と爲さしむ。

第十章 「花」 事 道

佛典は冥府を明かにして、惡報のあるこゝを明かにしてゐる、不義者を教化しなくとも、惡報のあるこゝを

知るならば、悪事をしなくなる。又た、暗い冥府に反対の方面、即ち佛界を明かにして、無智の者でも、強いて勉強しなくとも、能く聞くなれば、自分から願ふて善を行ふやうになる、僧侶が妄りに解釋して説いては妙經をして真言として終ふであらう、能くこの間のことを知つて教示を下すがよい。

冥府とは、地獄のこと、神典では根底國に云ひ、儒典では黄泉に云ふ。ある神道家は、神道には地獄がないのだ、それは、神道の特徴である、と云つてゐた。誠に恐れ入つた議論で、善に善報あり、惡に惡報ある教でなければ教ではない、神典には、根底國として示されてゐるのが佛典に云ふ處の地獄である。教に地獄、極樂、天國、地獄、高天原、根底國、天、黄泉、これがあつて始めて教である。某神職の如きは神道の中の害蟲に云ふのであらうか。僧侶の間でも地獄説を否定してゐるのがある、これは三世の佛敵に云ふ害蟲であらう。佛界には、極樂國土のこと、神典の高天原、儒教の天、妙經には、佛世尊の八萬四千の法門に云ふ「く妙經ならざるはない。その内から太子は法華經、勝鬘經、維摩經の三經を講讀し玉ふた。真言は、かこつけて言ふ、ウツミ略は同じ。妄説は、みだりに説くこと、妙經を妄りに説いたらウツミして終ふの意である。釋尊はこの事を假令で、こゝに水がある、この水を毒蛇がのめば毒になつて人を殺し、同じ水を乳牛がのめば、牛乳になつて人を養ふものであると説かれてゐる、吾れ人にも妙經をして真言たらしめたくないものである。

第十章は天瑞白鹿の角文「花」の文様によつて事道を立て玉ひ、妙經の妙用を説き玉ふた。

十一日大藏有請雨治殃

十一に曰く、大藏に雨を請ひ殃

呪法賢僧修之則爲驗世
世以有證是佛典天服神
歸龍伏鬼降靈證也或無
其證者何以見說幽地實
効驗有無在僧者之德

を治むる呪法有り、賢僧之を修する時は則ち驗しを爲す、世世以て證有り、是れ佛典は天服し、神歸し、龍伏し、鬼降るの靈證なり、或は其證無んば何を以てか幽地を説くの實を見はさんや、効驗の有無は僧者の徳に在り。

第十一章 「日」 主 道

大藏經典に雨を請ひ、殃を治むる呪法がある、賢僧が之を修したならば驗がある、この驗のあることは久しい間のことで證據が澤山に記されてゐる、この事は、佛典を天が崇め神が歸してゐるからで、龍が從ひ、鬼さへ降参してゐる證據である。しかし、祈願しても證據のないのはさうしたことか、幽地を説くの實を見るがよい。効驗のあるなしは僧者の徳に依るのである。

第十一章は天瑞白鹿の角文「日」の文様によつて主道を立て玉ふた。

十二曰。小乘卑神天輕於沙彌大乘知高地貴爲菩薩吾國者神國有佛本神有佛跡神小乘不能于國理唯學大乘專貴神明。

十二に曰く、小乗は神天を卑うして、沙彌よりも輕しとす、大乘は高地を知つて、貴を菩薩と爲す、吾國は神國なり、佛の本神有り、佛の跡神有り、小乗は國を理るに能はず、唯、大乘を學び専ら神明貴べ。

第十二章 「車」 司 道

小乘經は神天を卑いにして沙彌よりも輕いものにして説いてゐる、大乘は高知を知つて貴きを菩薩とじてゐる。吾國は神國であるから、佛の本神あり、佛の跡神もある、小乗は神國には應はない、たゞ大乘を學んで、専ら、神明を貴ぶがよい。

神天は、神のこゝ、神天には正邪の別がある、小乘經では故あつて、沙彌の僧よりは神天の方が輕い説

かれた。この神天は邪の神天のこゝを指されたもの。阿含經、法句經等を小乘經といふ。

大乘は、方等諸經、般若經。一乘は法華經を云ひ、聞法の弟子達が聞く力が出来たから説かれた經。

こゝでは、菩薩が佛に次いで貴いものだと説いた。

佛の本神は、佛を造り出す神。神が佛の本神で、佛が神の垂跡。

佛の跡神は佛から神として跡を垂る、神。佛が神の本神で、神が佛の垂跡。

神明は、住吉明神、三輪明神の神明と同じ。先には神天あり、こゝでは神明ある、荒神の場合には

正邪双方の神を意味し、神明は正神を意味してゐる。

國理は、國を理むるこゝ。小乗は國を理むるに能へない、國を理むるに能へないから云つて決して棄つべきではない、何故ならば大乘を理解するには小乗が階梯として必要な存在であるからである、小乘經中の國理に合はない處のものを棄てよこの意味である。

第十二章は天瑞白鹿の角文「車」の文様によつて司道を立て、大乘經と小乘經の取捨を説き玉ふた。

十三曰。大乘有勝方便敷念佛密呪消罪大乘妙經

十三に曰く、大乘に勝方便有り、念佛密呪は罪を消し、大乘妙經は

與樂說、踈聞似加罪。實念頗離罪、念願之因緣薰引、遂入改惡行善、義智道絕、愚人非焉難入善、講者妄說破七佛大道。

與樂の説を敷く、踈く聞けば罪を加ふるに似たり、實に念へば頗る罪を離る、念願の因緣薰引して遂に入つて惡を改め善を行ふ、義智道絶の愚人は、焉れに非れば善に入り難し、講者妄りに説かば七佛の大道を破らん。

第十三章 「地」 德 道

大乘には勝つた方便がある、念佛を稱ふれば密呪にして罪を消し、大乘妙經は與樂を説いてゐる、疎そかに聞かざらば罪を重ねるやうであるが、よく念ふて見れば頗る罪を離れるものである、念願の因緣が深く引いて、遂には入つて惡を改め善を行するやうになる。義智道に絶へたる愚人はこれではなければ善に入り難い、講義をするものは、妄りに説いたならば、七佛即ち諸佛の大道を破るこゝとなる。

密呪とは、字義は秘密のまじない、不思議な力のこゝ。與樂とは、拔苦與樂で、苦しみを去つて樂みと與へて下さるこゝ。疎聞とは、淺く聞くこゝ。實念とは、よく念ふて見るこゝ。七佛とは、釋尊以前に恒砂の諸佛がましました、この内の代表者を七佛と云ふ、毘婆尸佛、尸棄佛、毘舍婆佛、拘留孫佛、拘那含佛、迦葉佛、釋迦牟尼佛、この諸佛こそは皇典に教ゆる冊尊の應化であつたのである、これを佛の本神と第十二章で説かせられた。第十三章は天瑞白鹿の角文「地」の文様によつて德道を立て玉ふた。

十四日震旦大德釋梵經、甚理解失正體成寓言佛、聖中聖何說虛誕又神中、神無成造語佛說眞實之、眞無說事不如事頻理解、則落妄。

十四に曰く、震旦の大德、梵經を釋し、甚だ理解して正體を失ふて、寓言と成す、佛は聖中の聖なり、何ぞ虚誕を説かんや、又神中の神なり、造語を成すこと無し、佛の説は眞實の眞なり、事を説くに事に如かざることなし、頻に理解すること

第十四章 「天」 公道

きは則ち妄に落つ。

支那の大徳は佛典を講釋し理解が過ぎて佛典の正體を失ふて寓言である云ふへ云ふ、佛は聖中の聖であるから、さうして虚誕なことを説ふぞ、又た、神中の神であるから造語を成して説く云ふことはない。佛説は眞實の眞であるから、事を説くのに正體の事を説いてゐる、無暗に理解したならば、妄りなものゝ爲して終ふ。大徳は、字義は徳の高い人、こゝは反語である、徳の無いものが徳のあるかの様に扮ふてゐる人々。甚こは、過ぎること、過ぎたるは尙及ばざるが如しの過に相當。

第十四章は天瑞白鹿の角文「天」の文様によつて公道を立て玉ふた。

十五曰。外道議地獄佛土。謂之方便説復議方便名目。謂謀無作有目。又有僧同見。汝何踈梵學。其方便

十五に曰く、外道は地獄佛土を議つて、之を方便の説と謂ふ。復た方便の名目を議つて、無を謀つて有と作すの目なりと謂ふ。又た僧有つて同じく見る。汝何ぞ梵學に

名目。自小之大。自大之佛。標其階名。作無爲有。是爲僞詐。卽非欺人哉。或造僞欺説。天仙神鬼。何尊之崇。聖主世尊説。

疎きや、其れ方便の名目は、小より大に之き、大より佛に之く、其の階を標すの名なり、無きを作り有りと爲せば、是れは焉れ僞詐のみ、即ち人を欺くに非ずや、或は僞欺の説を造くれば、天仙も神鬼も、何んぞ之を尊て聖主世尊の説を崇めんや。

第十五章 「水」 時道

外道の者は、地獄や極樂を講つて方便の説法である云ひ、方便の名目を講つて、無いけれども有るとしてゐるので本統には有りはせぬのだ云ふ。又た、僧侶の中でも、この外道の説と同じ意見のものがある。汝等は、さうして梵學に疎いのか、其方便云ふ言葉は、小乗から大乘に行き、大乘から一佛乘に行く處の其階段

をさして云ふ處の名である。無いものを有りとするならば是れは偽り、人を欺くことにはなるではないか。或は、偽欺の説を造つたならば、一寸先きの見へない凡夫は欺されるかは知らないが、天仙や神鬼は、さうして之を尊め、聖王世尊の説を崇めるやうなことがあらうか、聖王世尊の説が眞實であるから諸天、善神、こころよく尊崇するのである。

外道とは、佛説以外の説を外道とこれまでは説いてゐるやうである、だが、太子の篤敬三法神佛佛の立場から云へば、この説は當を得てゐない。即ち神佛佛の三道に外づれたもの、説を外道と解すべきである。

地獄極樂、これは佛説である、儒教では黄泉と天、神典では黄泉と常樂國土、又は、根底國と高天原、文字は相違してゐても結局同じものである。

梵學とは、梵王の始めて造られた梵字の學問のこと。梵學は、佛典のこと、佛典が梵語で最初に書かれたからかく云ふ。佛の眞意のこと。小大佛とは、小乘經、大乘經、一佛乘經の略。

外道の徒や、外道に均しい僧侶によつて地獄極樂の存在を否定するやうになつたから、地球上何れの地に行つても監獄が聳立し、その中には囚徒が充滿してゐる、誠に欺かばしいことではないか、有識者、憂國の志士は、思ひを潜めて、聖王世尊の説に歸依しやうではないか。

第十五章は天瑞白鹿の角文「水」の文様によつて時道を立て、地獄極樂説を方便説法に就て明釋を教示し玉ふた。

十六日震且有宗有者必至焉。自他並立以無無諍矣。宗諍獅子身中虫食己斷己亦似兩虎諍成傍狐食亦至使檀越鬪國亂起自是破佛道破王政宜入無我斷諍本。

十六に曰く震且有宗有者、有る者は必ず至る、自と他と並び立つて、以て諍ひ無きこと無し、宗の諍ひは獅子身中の虫なり、己を食ひ己を斷つ、亦た兩虎の諍に似たり、傍らの狐の食と成る、亦た檀越をして鬪はしむるに至る、國の亂は是れ自り起る、佛道を破り、王政を破る、宜しく無我に入つて諍ひの本を斷つべし。

第十六章 「籠」品 道

震旦に宗がある、その宗は必ず我國へも渡來する、各自が並び立つて評ひが已まない、宗の評ひは、獅子身中の虫であるから、己れ自らを食ひ、己れを斷つこゝである、亦た、兩虎の評ひに似て傍の狐の食なる。亦た檀越をして鬪はしむるに至る、國の亂れは是れから起り、佛道を破り、王政を破るこゝなる。無我の境地に入つて評ひの本を斷つべきである。

震旦は、支那の古名。宗は宗派のこゝ、今日の宗教は皆なこの宗派である。兩虎の評ひをしてゐる間に、地獄極樂を説くこゝを忘れてゐた。だから、科學文明(傍の狐)に地獄極樂を非り去られ、却つて地上に地獄相を出現せしめたこゝを一致してゐる。

國の亂れは、各國にも各宗相闘ひ國が亂れたそれを云ふ。お互に警戒して獅子身中の虫にならないやうにすべきである。第十六章は天瑞白鹿の角文、籠によつて品道を立て、宗派根性の恐るべきこゝを説き玉ふた。

十七日。佛記。伏羲老孔。老孔道。竺乾西方。儒其焉。非佛理。佛說。天神聖位。神宣代。皇天訓教。神又是佛道。

十七に曰く、佛は伏羲老孔を記す。老孔は竺乾西方を道ふ、儒は其れ焉んぞ佛理を非しらん、佛は天神聖位を説く、神は皇天に代つて訓教を宣ふ、神も又た是れ佛の道

爾佛五心。神之五心。儒之五常。佛五大。神之五行。儒之五行。佛神儒本一道。故不嫌兼學。兼學則盡理。

なり、爾れ、佛の五心は神の五心、儒の五常は佛の五大、神の五行は儒の五行なり、佛と神と儒と、本と一道なり、故に兼學を嫌はず、兼學するときは則ち理を盡くす。

第十七章 「鼎」 法 道

佛典には伏羲や老子孔子の事を書いてあり、老子や孔子は竺乾西方に佛説を道ふてゐる。儒はさうして、佛理を講らうか、佛典は天神聖位を説き、神典は皇天に代つて訓教を宣べてゐる、神も又た是れ佛の道である。それ、佛の五心は神の五心であり、儒の五常である。佛の五大は神の五行であり、儒の五行である。佛・神・儒は本一道であるから、兼學するこゝを嫌ふでないぞ、兼學するこゝは理を盡くすこゝが出来る。

伏羲は、支那三皇の初、太昊伏羲氏のこゝ。竺乾西方は、天竺、佛敎の印度國のこゝ。皇天は天津神、皇太神のこゝ。佛の五心は、率爾心、尋求心、決定心、染淨心、等流心。神の五心は、春、夏、秋、冬、用。儒の五常

は、仁、義、禮、智、信。
佛の五大は地、水、火、風、空。神の五行は、神、心、理、氣、境。儒の五行は、木、火、土、金、水のこし。

佛儒神本一道は、憲法十七章は毎ミ、天瑞白鹿の角文に依つてゐる、この第十七章は角文の「鼎」を聖德太子秦字の「法」ミ譯し給ひ、三法佛儒神の篤敬を勤め給ふた、現行の十七條憲法は天瑞白鹿の角文の順序を亂してゐる、誠に恐れても恐るべきこゝである。

これまで「聖皇本紀」から摘載したものは、皇子ミして、敏達、用明、崇峻の帝に對し奉つて、神ミ儒ミ釋ミに就いての御說法であつた、然らば攝政宮皇太子ミして、推古天皇ミの間で如何三法を論じて居られたか、推古天皇十七年夏四月勝鬘經義疏を製し終られたその次に左の記事がある。

是月太子、天皇に奏して曰く、三法の理たるや、是れ天有の至道にして、永く私妄を離れ、世界の實に居る、通解せざるものは、政權を致し難し、上世の人は清うして、自から咎無し、故に通解せざれども政道成ることあり、末世の人は濁て深く迷て咎多し、故に通解せざれば偏を成し、世を悦す、且つ政を持つと雖、遂に浮雲の破るゝが如し、通解せんと欲するものは、宜しく我偏を抛ち開合の理を知るべし。之を分つて四と爲す、之を通じて二と爲す、之を合して一と爲す、此間に滯有り之を名けて迷と爲し、又た名けて偏と爲す、天皇轉慮り玉へ、又た有るは如何。
天皇答へて曰く、朕不敏と雖、太子の訓に隨つて、且つ通會することあり、儒學は人倫のみ、釋學は幽

極に在り、是れ二にして一に非ず、神道は本二なり、伊れ神代のこと、伊れ皇代のこと、神理は奇にして眞なり、皇事は人常にして又た階れ一に非ずして以て二と爲す。道の兩の二を指して之を道ひて四と爲す、釋と神と幽を一にし、儒と皇と常を一にす、之を通じて二と爲す、神は皇を出して道を興す、皇は神に歸して道に成す、其の道は是れ善眞。之を修するに敬誠を以てす。茲に至つて遂に一と爲す。朕、太子に依つて明に此の理に通ず。

太子奏して曰く、善哉、天皇、至哉、大帝、能く三法に達し、政道を理に任へ玉へり。
推古天皇廿六年、太子は、妃殿下に對して「三法の病」に就て説かれてゐる、前身が支那で修行し、大衆を教化された記事である。尙この年に隋の煬帝が亡んだ。

冬十月、太子、妃を召して謂て曰く、吾昔世を思ふ、波斯氏を去つて震旦に來り、儒公と成り、孔子を興し、道士となり、老子を立つ。遂かに世生を隔て御賤の人と爲り、法華を説くに逢ふ、出家して沙彌と爲り修すること三十餘年にして、身を衡山の下に捨つ、今憶ふに晋の末世に當る。魂を韓氏の腹に宿し、復た人たるを得、出家して誓を立て、生々世々、中邊を擇ばず、大法を傳通す、即ち衡山に登り、行すること五十餘年、宋文帝の世に當る、復た躬命を捨て、生を劉氏に託し、男と爲るを得、道を行すること三十餘年を經、身を彼に捨て、生を高氏に託し、此時齊王天下に臨む、又た衡山に修すること六十餘年、命を此に捨つ梁の世に當つて、梁の相子に生まれ、復た沙門となる、猶ほ衡山に在り、七十年を經、陳周の世を歴て、六根を淨うし、一の菩薩を得、之に妙法を付す、聖僧の勤めに會し、又た誓願を發して、東海の國に生じて以

て兆愚を濟う、今其願の如く、生を皇門に得、既に三法を興す、恐くは三法の病を治せず、何にをか是れ、三法の病と爲す。

儒は文を精うし、理を調へ、指すに其處無からんと欲す、只だ人倫の用事に在り、他は悉く之を棄て、擧げず、天理は弘荒、世有は無量、世を濟ひ、人を導くに、必ず一を究めざれ、之を捨つる時は則ち屈す、上代の人は直し、故に病む所無し、下代の人は曲る、運つて倫僻を爲す。

釋は信に精うして、道に密なり、文言疎にして、欺か如し、智者は文を疎に見て、慢て密に到らず、愚者は言風に迷ひ、身ら丈夫の風を失ひ、或は至學を得れば、高に誇り、平を捨て、或は淺學を成し、妙に迷ひ道を失ふ。

神は正に則て、怪に依る、人神の元を正うし、當に世用の常を修むべし、怪は天有の密理、之に依り天を恐るべし、末愚は道の理を失ふ、正に依り父の罪を見、怪に依つて邪魅に交る。

我れ數身を経て之を棄するに、未だ病を治するの方を得ず、悲むべし、嘆ずべし、止ぬるかな。

五月初詔群臣行憲法十

五月初めて群臣に詔して、憲法

七條是通蒙憲法也。

十七條を行ひ給ふ、是れ通蒙の憲法なり。

六月天皇詔行政家憲法

六月天皇詔して、政家の憲法を

行ひ給ふ。

十月詔行儒釋及神職憲

十月詔して、儒と釋と及び神

法也。

職の憲法を行ひ給ふ。

初勅訓學法度公大次下命肇布法度其次及三家

初めは勅して法度の公大を學ばん事を訓へ、次には命を下して肇めて法度を布き、其次には三家

而命守各立互融大宗。

に及びて而かも各立と互融の大宗を守らしめ給ふ。

此時皇太子命左右曰下

此時皇太子左右に命じて曰く、

哉皇世不得止而設法度。

下れるかな皇世止む事を得ずして法度を設く。

右件憲法五種終。

右件憲法五種終

五月初めて群臣に詔して憲法十七條を行ひ給ふた、是れが通蒙憲法である。

憲法發布の時を明示し玉ふた。初めては、我が日本國で憲法の出來た最初である。時は推古天皇十二年五月我國最初の憲法が制定せられ萬代に動くことがない。

憲法十七條であつて、十七條憲法ではない、十七條憲法したのは後代の何人かの邪智に依るものであらう。十七條憲法では文字の用法に應つてゐない、憲法十七條が文字の配列が出來てゐる。

通蒙憲法は、通は一般民衆、蒙はこうむらしむ、一般民衆をして聖なるもの、即ち恩惠を蒙らしむる意、また、愚蒙なるものを、聖なるものに通ぜしむる意である。

六月天皇詔して政家憲法を行ひ給ふた。天皇詔は、何れの憲法も天皇の詔である。政家は、政治家のこゝ。政治家は、大臣を始め諸臣のこゝ。

十月詔して儒釋及神職憲法を行ひ給ふた。儒は、ものしり訓む、儒教徒に應ずる憲法。釋は、釋迦、佛教徒に應ずるもの。神職は神官に應ずるもの。

初めは、勅して法度の公大を學ぶやうに訓へ。次には、擧めて法度を布き。其次には、三家に及んで各立、互融の大宗を守るやうに命じ給ふた。此時、皇太子左右のものに命じて仰せ給ふには、皇の御世は下つたものである、止むこゝを得ずに、法度を設けた。

初めは、通蒙憲法のこゝ。次に、政家憲法のこゝ。其次には、儒・釋・神職憲法のこゝ。各立互融

ミは、三教はもしく一つの教ではあるが、教説を下し玉ふた因縁を異にしてゐるから、三教別々に立つ、三教別々に立つて融合し、皇政を益し、常樂國土建立に努力することを互融云ふ。

下れるかな。皇政ミは、神代には法三章すら必要しなかつた、法三章で治めたのは支那のこゝ、我國では君民一致法一章なくとも、よく治まつてゐた、世が下代になつたから皇政上止むこゝを得ず憲法を定めたの意。

右で憲法五種にも終つた。

推古天皇の廿七年云へば、聖德皇太子は天數を望んで明後廿九年常世の國にお歸り遊ばさう云ふ、前々年なのである、その時京都に幸して帝都の地を相し、皇室萬歳の基を固められ、大和にお歸りになつて間もなく、夢殿裡に於て神々三法弘隆の誓願せられたこゝが「聖皇本紀」に書かれてある。

推古天皇廿七年秋八月十五日、太子齊して夢殿に入る、中臣鎌兄（後の藤原鎌足）給侍す、並に大連秦河勝別命有り齊して同じく入る。

此日暴風、大雨、雷電、地震す、群卿大に奇とす、時に夢殿に於て、大神數口集る、天君、龍伯列を爲し跪跪す。茲に於て、太子、神首に告げて曰く、寡人三法を弘むる意趣は四節を以てす、一には、實詐を永うせん爲め。二には、萬國を安んぜん爲め。三には、覺路を開んが爲め。四には、群邪を撃たんが爲めなり。寡人、生を終つて後ち或は邪臣起つて實詐を奪はんと欲し、軍を發し、兵を率い、或は己が勢に乗じて、僞て實詐を奪し、義を失ひ禮を擧げば、吾れ神兵を發して彼の逆徒を征せん、時に臨み、汝等天龍、神鬼、悉

く吾兵に詢じ、速りに彼族を征せよ、若し宿善の力、乍ちに撃つ能はざれば、其二代及び三四代に於て、必ず子孫を征し、胤を斷ち、遂に亡んで發はしめず、以て、日詐をして永く立てしめよ。或は三法に敵し、諸佛の道を辱め、神明の威を推し、吾と異との聖を毋せば、吾れ神兵をして、其邪謀を撃たん、當時汝等速に、吾兵を助けよ、其れ吾將兵は常に茲に在る在り。秦大連河勝は三法の棟梁常に茲に在る在り。中臣の鎌兄の君、這の二公は是れ生れては天皇に事へ、實詐の危を濟ひ、三法の弱を強うし、死しては、天帝に事へ又た吾命に順うて、恒に日詐を護り、又た三法を守らん。吾は是れ佛に非ず、這の願あるを以ての故に又た斯れ神と爲らず、迷を脱し、覺に居るが故に汝神天等論に聽て之を讀れ、時に二大首あり、前んで座を起て、頓拜して、而して、命御を背うて曰く、大王の命の如し、永く敢て背かず。群神一同に白す、二大首の背が如く、永く敢て命に背かず。已にして衆神等禮を作して退き出づ。

鎌兄問ひ奉る、二首は誰ぞや。太子答へて曰く、一は住吉神、二は鹿嶋神なり。茲に至つて、天晴る。太子、夢殿より出て、二子に告げて訓へて曰く、汝等、今日の事を持して、敢て人前に語らざれ。

豐浦宮御宇天皇時從百濟國稱向日本獻象甚過常白雉爲
希代夏欲應天慮詔使天下鰥寡孤獨養於京布仁德有奉幣
白事於三輪大神。

秦大連河勝

白雉之八重羽白雉來朝者鰥寡人孤
獨人御養得焉

天皇勅曰昔聖皇製憲法
也條數悉依白鹿之文朕
今思之誠有所由。

天皇勅して曰く昔聖皇憲法を
製するや條數悉く白鹿之文に依
る朕今之を思ふに誠に所由あり。

天聖一俱の公道

これからは跋文である、本文には跋文も無ければ、何とも題されてゐない「天聖一俱の公道」にしたのは、
天皇の御跋文の中の句をこゝに掲げたものである。
推古天皇詔を下して曰ふには、昔、聖德皇太子、憲法を製せられたのは、條の數は悉く天瑞の白鹿の文
に依つてゐる。朕今之を考へて見るに誠に所由のあることである。と説き起し玉ふた。
この天皇勅して曰くから次ぎの第一章乃至第十七章までこゝこゝと長くも御詔なのである、それが憲法本
紀の跋文を爲してゐるので、寡聞の爲めに聞き洩らしてゐるかも知れないが、世の中に多くの書籍がある、しか
し、その多い書籍の中で、天皇の序文に始まり、攝政宮皇太子の親筆によつて本文が出来、その本文は天瑞に
よつて出来、天皇が「天聖一俱の公道なり」と御讚歎遊ばした跋文によつて結ばれた書籍は憲法本紀を外にし

てないのであるまいか、餘りに尊い御事であるを拜察したので御詔の一句を掲げて「天聖一俱の公道」を題した譯である。

昔聖憲法を製するや、仰せられたことは、既に解いたことく憲法を製せられたのは推古十二年であり、推古十二年は甲子の年に當つてゐる。

今この憲法本紀を編纂し跋文を書き玉ふた年は、推古の三十年であるから「昔」を仰せられたものである。

聖皇は聖德皇太子の二番目、四番目、五番目の字を略して聖皇と書かれたものである。また、聖德皇太子御崩御後に「真至聖皇」を諡號を奉てゐるから、諡號の方から云へば、一番目、二番目の字、即ち上一二字を略して聖皇と申上げたことである。

條數悉く白鹿の文に依る、仰せられたことは、度々解いたことく、神でましくした聖皇であるが、萬に一つの間違ひがあつてはならぬから、人間智で製せられたものでない、天瑞白鹿の角文により、一々神に伺ひ奉た上で、憲法を製し玉ふたものである、宣らせ玉ふた。

朕今之を思ふに誠に所由あり、仰せられたことは、白鹿の角文、聖皇定め玉ふた契字をよく應うてゐるに宣らせ玉ふた。

琴是樂器樂和人情第一

琴は是れ樂器なり、樂は人情を

章立和道。夫憲法理政道。政道理人倫。人倫在五典。五典在和道。

和らぐ第一章は和道を立つ、夫れ憲法は政道を理む、政道は人倫を理む、人倫は五典に在り、五典は和道に在り。

第一章 「琴」 和道

琴は是れ樂器である、樂は人情を和らぐから第一章は和道を立つる、憲法は政道を理め、政道は人倫を理む、人倫は五典に在り、五典は和道に在る。

天瑞白鹿の右角の最下部の股の處に樂器、琴の文様があつたから、第一章に和道を立て玉ふた、琴は人心を和めるからなのである。異儒の論語に同じやうな、文字が配列されてゐても、論語は人作、吾が憲法は天爲であり、神作である。彼の國は人國、吾が國は神の肇め玉ふた神國であるから、吾が彼を混用せしむることは神慮に反し、國の亂れなる、よく心すべきである。

斗是斗柄順天行第二章

斗は是れ斗柄なり、天に順じて